

# 杉並区職員措置請求監査結果

(旧永福南小学校（教室棟）解体及びビーチコート新設等に係る予算執行の差止めを求める住民監査請求)

平成28年8月

杉 並 区 監 査 委 員



## 目 次

<b>第 1 請求の概要と受理</b>	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	4
5 暫定的停止勧告	4
<b>第 2 監査の実施</b>	
1 証拠の提出	5
2 監査対象事項	5
3 対象部局とその抗弁要旨	5
3-1 平成 28 年 7 月 29 日付けの区長部局の抗弁書の要旨	6
3-2 平成 28 年 7 月 29 日付けの教育委員会の抗弁書の要旨	8
3-3 平成 28 年 8 月 12 日付けの教育委員会の抗弁書の要旨	10
<b>第 3 監査の結果</b>	
1 結 論	12
2 旧永福南小学校跡地の現況	12
3 旧永福南小学校跡地活用及び久我山東原公園の保育施設への転用の経緯	12
4 判 断	15
<別紙>	
1 職員措置請求書等	
1-1 職員措置請求書	23
1-2 新たな証拠	33
2 区長部局抗弁書	37
3 教育委員会抗弁書	
3-1 平成 28 年 7 月 29 日付け抗弁書	45
3-2 平成 28 年 8 月 12 日付け抗弁書	49
<資料>	
1 杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン	51
2 旧永福南小学校跡地の整備方針	123
3 すぎなみ保育緊急事態宣言	125
4 待機児童解消緊急対策	127
5 旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更	143
6 認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項	145
7 都市公園法第 16 条・都市公園法運用指針（第 2 版）	155

**【注】**

- 1 認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項は、平成 28 年 4 月改定版である。
- 2 都市公園法運用指針（第 2 版）は、都市公園法第 16 条関係部分のみを抜粋したものである。
- 3 請求人の氏名は仮名（甲）で表示し、その住所等の記載は省略している。



## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

甲

### 2 請求書の提出

平成28年7月11日

### 3 請求の概要

平成28年4月に杉並区長（以下「区長」という。）が宣言した保育緊急事態により、旧学校施設の今後の活用について再検討することが必要な事態になったと解することから、別紙事実証明書（杉並区永福体育館移転改修建築工事の発注予定表及び保育施設用地整備工事その4（履行場所：杉並区立久我山東原公園）の一般競争入札の公告）に示す旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設並びに保育施設用地整備工事に係る公金の支出を差し止めるよう、区長及び杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し勧告することを求める。

請求人が提出した「職員措置請求書」は別紙1-1のとおりであり、その請求の要旨及び暫定的停止勧告（執行停止）の申立ての内容は次のとおりである。

#### （請求の要旨）

##### （1）すぎなみ保育緊急事態宣言

平成28年4月、区は「すぎなみ保育緊急事態宣言（以下「保育緊急事態宣言」という。）」を行い、①平成28年4月の待機児童数が昨年度の42人を大きく上回る136人となったこと、②今のままでは来年500人を超える待機児童が発生すること、③この危機的状況を打開するために、これまで手をつけてこなかった学校や公園を含めた区有施設を聖域なく活用し、保育施設に転用すること等を明らかにした。

##### （2）待機児童解消緊急対策の発表

保育緊急事態宣言を受け、平成28年5月、区は新たな「待機児童解消緊急対策」を発表し、区立公園や中庭といった不特定多数の区民に開かれた地域のオープンスペース5か所（久我山東原公園、向井公園、高井戸みどり公園、井草地域区民センター中庭、善福寺だいかんやま公園）を含む11か所の区有施設を活用した新たな保育所整備案を示した。

##### （3）築29年の旧永福南小学校（教室棟）の存在

このように区立公園が保育施設の転用対象となる一方で、平成25年3月31日をもって廃止された杉並区立永福南小学校（以下「旧永福南小学校」という。）はその対象に含まれていなかった。

それは、この教室棟については、早々に取り壊される方針が打ち出さ

れており、その跡地には新たにビーチコート（国際規格のビーチバレー場）が整備される予定となっていたからである（永福体育館移転改修事業）。

しかし、ビーチの存在しない杉並区（以下「区」という。）において、ビーチバレーは区民に馴染みのあるスポーツとはいえず、その整備を求める声も大きなものとはいえず、しかも区においてはビーチバレー競技大会の開催実績もなく、いきなり住宅地域に国際規格のビーチコートを整備するというものである。

保育緊急事態を宣言する前であればいざ知らず、区長自ら待機児童の激増に見合う保育所用地の確保が困難であることを明らかにし、区立公園まで廃止しなければ対応できないと説明している現状の中では、もはや本事業の遂行を正当化できる根拠は見だし難いというべきである。

#### （４）認可保育所整備の「重点地域」となっていた永福

区の「認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項」によると、公募対象の重点地域として、具体的に、高円寺駅南側、西荻窪駅北側、代田橋駅・永福町駅といった固有名詞が挙げられており、これは、平成27年10月版においても、平成28年4月改定版においても全く同様の記載である。

しかし、待機児童解消緊急対策で示された11か所にこれらの地域は含まれていない。旧永福南小学校は、重点地域として挙げられていた永福町駅から徒歩10分程度（永福一丁目）に存在し、また、保育所整備率も、阿佐谷・荻窪地域では4割を超える一方、永福和泉などでは1割台にとどまっているとの現状が確認されており、その整備には著しい格差がある。

したがって、今回ここに転用可能区有地を有しながら追加整備がないのは、あまりにも不自然であり、裁量権の逸脱濫用と指摘せざるを得ない。

#### （５）施設再編整備計画との整合性

区が平成26年3月に策定した「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン（以下「施設再編整備計画」という。）」は、区立施設の複合化、多機能化、長寿命化、学校施設と学校跡地の有効活用といった基本的な考え方をもとに、持続可能な区政経営を目指すものとなっており、これを踏まえて、学校施設の改築時期についても、おおむね50年から60年とするとの方針が打ち出されたところである。

この中で、旧永福南小学校については、「既存校舎を特別養護老人ホームに転用」、「体育館を老朽化した近隣の永福体育館に転用」と記載され、築29年と、まだ長く使うことのできる区有施設であることから、既存施設を生かす形で有効活用を図ることになっていた。

ところが、その後、ここに入り込んできたのがビーチコートの整備であり、既存校舎の一部である教室棟を解体し、その跡地に東京23区内初の国際規格のビーチコートを整備するというものである。

その耐用年数からみても、まだ20年以上使用可能な建物を何ら再利用することなく取り壊すことは、施設再編整備計画で示された「区立施設を取り巻く状況」や「計画の基本的な考え方」を踏まえておらず、そこから大きく外れた発想といわざるを得ない。一度取り壊された建物の復元は容易なことではなく、区に回復困難な損害を与えるものである。

平成28年4月の保育緊急事態宣言により、施策の優先順位が改められた今、その事業遂行を見直すのは当然というべきである。

## (6) まとめ

### ア 区長及び教育委員会の他事考慮

既に存在している都市公園は、みだりに全部又は一部を廃止してはならないとされている（都市公園の保存義務、都市公園法第16条）。

すなわち、公園の撤去は、あくまで最終手段として認めうるものであって、他に選ぶ手段がある場合に撤去を選択し、そこに公金を支出することは、裁量権の逸脱濫用として違法の疑いがある。旧永福南小学校（教室棟）は、永福町駅から徒歩10分程度に立地し、認可保育所整備の重点地域と位置付けられていた地域内に存在しており、まさに「他に選ぶ手段」が存在するのである。

オリンピックの主催者でもない区が、本年度だけでも4億円を超える費用を投じてビーチコートを新設し、その代わりに区立公園を廃止して保育施設を整備するという選択が合理的といえるのか。都市公園の保存義務に加え、保育の実施義務（児童福祉法第24条）が課せられている区が担うべき事業選択として妥当といえるのか。区が「他に選ぶ手段」を有しているにもかかわらず、これを活用しないのは、他事考慮の結果といわざるを得ない。

### イ 回復困難な損害の発生

久我山東原公園の周辺を中心に、不合理な意思決定への不信は現在なお収まっておらず、地域に根付いている公園の廃止といった回復困難な財産的損害が発生することはもちろんのこと、地域不和、区政への協力拒否、コミュニティの喪失といった側面を含めて回復困難な損害が生じる蓋然性が高いと考えられる。

しかし、これらは、旧永福南小学校（教室棟）の解体を取りやめることにより解決可能であり、学校跡地についても聖域とすべきではなく、ビーチコートの新設を見直すことを含め、再考することが不可欠というべきである。

長期に使用可能な建物を安易に解体することは、施設再編整備計画で明らかにされている「区立施設を取り巻く状況」及び「計画の基本的な考え方」を無視した対応であるといわざるを得ず、区立施設の老朽化が加速している今日、区に回復困難な損害を与えるものである。

また、解体を選択すれば、この地は待機児童解消緊急対策に生かすことが不可能となり、この観点においても、安易な解体は、区に回復

困難な損害を与えるものである。

#### **(暫定的停止勧告（執行停止）の申立て)**

本件監査請求は、支出負担行為がなされることが相当の確実さをもって予測される事態であることを踏まえ、区に回復困難な損害が生じることを避けるため緊急の必要があることから行うものである。

よって、地方自治法第 242 条第 3 項の規定により、この監査手続が終了するまでの間、区長及び教育委員会に対し、本件に係る予算執行を暫定的に停止するよう勧告することを求める。

#### **4 請求の受理**

本件監査請求は、平成 28 年 7 月 20 日の監査委員会議において、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理することを決定した。

請求人には、同日付けでこの旨を通知した。

#### **5 暫定的停止勧告**

本件監査請求は、公金の支出の差止めを求めるものであることから、受理後直ちに、地方自治法第 242 条第 3 項に規定する暫定的停止勧告の適否について審査した。

暫定的停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重大な影響を与えるものであることから、当該行為の違法性に係るものに限られ、請求に理由があるという確定的な根拠までは必要ないものの、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があることが、その要件の一つとされている。

そして、この相当な理由とは、社会通念上客観的にみて合理的な場合をいい、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であると解されているが、本件監査請求においては、証拠の提出はあるものの、事実関係を示すにとどまっており、それが違法であることの裏付けとなるものとまではいえない。

したがって、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、暫定的停止勧告を行わないこととした。

請求人には、平成 28 年 7 月 20 日付けで暫定的停止勧告の要件に該当しないものと判断した旨を通知した。

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出の機会を設け、平成28年8月3日に、請求人から新たな証拠の提出を受けた。

なお、職員措置請求書に「請求人は下記をもって陳述に代える」と記載されていることから、同項に基づく請求人の陳述聴取は行わないこととした。

請求人が提出した「新たな証拠」は別紙1-2のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

#### (新たな証拠の要旨)

##### (1) 首都圏における屋外常設ビーチコートの現況

国際規格のビーチコート整備について、平成27年10月14日の杉並区議会決算特別委員会（以下「決算特別委員会」という。）の会議録を確認すると、杉並区教育委員会事務局スポーツ振興課長（以下「スポーツ振興課長」という。）が「首都圏では、東京の大田区と神奈川県のカ崎市、藤沢市、平塚市、あと埼玉県の越谷市と深谷市にコートがある」旨の答弁を行っているが、この答弁は誤りであり、訂正されなければならない。

請求人が確認したところ、我々が思っているよりもビーチバレーは人気がなく、かつて東京23区内（大田区羽田）に存在していた屋外常設のビーチコートは、既に平成27年5月に閉鎖されていた。

当該地は、工業専用地域であったことから、集客策等において柔軟な対応が可能な環境であったにもかかわらず、閉鎖の憂き目を見ている。旧永福南小学校の場合は、第一種低層住居専用地域であるなど、羽田とは全く異なる立地・環境であることから、五輪後の維持管理はより深刻な事態になるといわざるを得ない。

すなわち、国際規格でビーチコートを建設したとしても、その立地環境の下において、五輪後、その国際規格水準にふさわしい活用について確実な展望があるとはいえず、「負の遺産」となりかねない。

##### (2) 廃止閉鎖されたビーチコート（大田区羽田旭町10-1）について

大田区羽田旭町10-1に存在した常設ビーチコートが既に廃止されていることについて、添付資料（現地現況写真3枚及び別紙1枚）によって明らかにし、教育委員会の虚偽答弁を証明する。

### 2 監査対象事項

旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設並びに久我山東原公園における保育施設の整備について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

### 3 対象部局とその抗弁要旨

区長部局（企画課、施設再編・整備担当、保育施設整備推進担当及びみどり

公園課)及び教育委員会(スポーツ振興課)を本件監査の対象部局とし、それぞれ、抗弁書の提出を求め、平成28年7月29日に抗弁書の提出を受けるとともに、同年8月5日に説明を聴取した。

また、教育委員会に対しては、同年8月3日に請求人から提出された新たな証拠に対する抗弁書の提出を求め、同年8月12日に抗弁書の提出を受けた。

平成28年7月29日付けの区長部局の抗弁書(別紙2)並びに同日付けの教育委員会の抗弁書(別紙3-1)及び同年8月12日付けの教育委員会の抗弁書(別紙3-2)の要旨は、次のとおりである。

### 3-1 平成28年7月29日付けの区長部局の抗弁書の要旨

抗弁書には、①旧永福南小学校の現況、②旧永福南小学校跡地活用に関するこれまでの経緯及び③今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

「今回の措置請求に関する区の見解」の要旨は、次のとおりである。

なお、「旧永福南小学校の現況」及び「旧永福南小学校跡地活用に関するこれまでの経緯」の要旨については、「第3 監査の結果」において記載した。

#### (1) 旧永福南小学校の既存校舎の活用について

請求人は、旧永福南小学校(教室棟)の存在を取り上げ、「本事業の遂行を正当化できる根拠は見だし難い」と主張する。

旧永福南小学校東側校舎(教室棟)は、昭和62年に竣工された建物であることから、他用途への転用も可能であり、区では、当初、区の喫緊かつ重要課題である特別養護老人ホームに転用することとしていたが、詳細な検討を行った結果、校庭を活用した整備の方針を変更し、東側校舎(教室棟)については、将来的な負担等を総合的に踏まえ、解体撤去する手法を選択したものである。

また、西側校舎(管理・教室棟、体育館)は、既存の学校体育館を一部改修することにより、老朽化が課題となっていた永福体育館の移転先として活用することとした。これは、統合後の学校跡地の有効活用や老朽化した建物の改築改修経費の縮減の観点からも有益であり、かつ、現在の永福体育館用地の保育施設をはじめとした他用途への活用を可能とするものである。

このことにより、区の計画は、学校跡地を効果的に活用できるものであり、区の判断に違法又は不当な点はない。

#### (2) 待機児童解消緊急対策について

請求人は、「旧永福南小学校(教室棟)を活用した保育施設の整備は他に選ぶ手段に当たる」、また、「解体を選択すれば、この地は待機児童解消緊急対策に生かすことが不可能となり、この観点においても、安易な解体は、区に回復困難な損害を与えるものである」と主張する。

区では、平成28年4月の保育緊急事態宣言を踏まえ、同年5月に平成29年4月の待機児童解消に向けた待機児童解消緊急対策を策定し、区立施

設の転用等により施設整備数を大幅に増やすこととした。

今回施設を整備することとした候補地は、認可保育所整備に必要な一定規模以上の面積、立地条件、接道の状況、平成 29 年 4 月までに整備が可能であるなどの条件を満たした施設の中から、地域の保育需要などに照らして選定したものである。

なお、久我山東原公園については、区立公園 272 か所から面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の公園 110 か所のうち敷地や土地の条件の悪いものを除いた 41 か所から都市計画公園等を除く 7 か所に絞り込んだ中で、接道条件等を勘案して保育適地として選定したものである。当該地周辺の久我山東児童遊園や富士見丘北公園についても検討したが、上記の選定条件を満たしていなかった。また、久我山東原公園の一部の転用に関しては、住民説明会を 3 回実施するとともに、子どもたちの遊び場の代替えとして、平成 28 年 8 月 1 日から、久我山五丁目 4 番の土地を暫定的に広場として開放すること及び久我山小学校の学校開放事業を拡充することなどにより、区民の理解に努めてきた。

待機児童解消緊急対策は、平成 29 年 4 月までに保育施設を整備することを目的とした取組であり、区の判断に違法又は不当な点はない。

### (3) 都市公園の保存について

請求人は、「既に存在している都市公園は、みだりに全部又は一部を廃止してはならないとされている」、また、「公園の撤去は、あくまで最終手段として認めうるものであって、他に選びうる手段がある場合に撤去を選択し、そこに公金を支出することは、裁量権の逸脱濫用として違法の疑いがある」と主張する。

都市公園の保存については、都市公園法第 16 条に規定のとおりであるが、同条第 1 号において、都市公園の全部又は一部の廃止が「公益上特別の必要がある場合」は認められるものとされている。今回、都市公園の全部又は一部を廃止して保育所を設置することは、待機児童解消緊急対策によるものであり、「公益上特別の必要がある場合」に当たる。

また、平成 24 年 4 月に国土交通省都市局が示した「都市公園法運用指針（第 2 版）」によれば、「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことであるとされている。

以上のことから、区の判断に違法又は不当な点はない。

### (4) 永福地域の保育需要への対応について

請求人は、「転用可能区有地を有しながら追加整備がないのは、あまりにも不自然であり、裁量権の逸脱濫用と指摘せざるを得ないものがある」、また、「都市公園の保存義務に加え、保育の実施義務（児童福祉法第 24 条）が課せられている区が担うべき事業選択として妥当といえるのか」と主張する。

請求人が主張するとおり、「認可保育所の整備・運営に関する提案募集

要項」では、公募対象の重点地域として永福町駅を挙げており、これまでも区立施設や民有地の活用を検討し、精力的に保育定員の増に努めてきた。待機児童解消緊急対策を取りまとめる際の検討においても、当該地域で転用できる区立施設の抽出を行ったが、当該用地については、平成 29 年 4 月までの整備に間に合わないため、候補地から除外した。

一方、平成 30 年度以降も保育需要がさらに高まることを見込まれ、永福地域での保育施設の整備は不可欠であることから、旧永福南小学校跡地の整備方針を一部変更し、保育施設を整備することとしたものである。

今後とも、現在の永福体育館の跡地をはじめ、区立施設の再編整備により生み出された用地などを活用しながら、当該地域における保育施設の整備を計画的に進めていく考えである。

以上のことから、今回の計画は妥当であり、区の判断に違法又は不当な点はない。

#### (5) 施設再編整備計画との整合性について

請求人は、「長期に使用可能な建物を安易に解体することは、施設再編整備計画で明らかにされている「区立施設を取り巻く状況」及び「計画の基本的な考え方」を無視した対応であるといわざるを得ず、区立施設の老朽化が加速している今日、区に回復困難な損害を与えるものである」と主張する。

しかし、区の計画は、校庭部分を活用し、重度身体障害者入所施設（障害者支援施設）を併設した特別養護老人ホームの整備及び学校体育館の改修による地域体育館への転用を可能とするだけでなく、地域体育館の跡地活用により保育需要等への対応を図ることもできるものである。

したがって、この計画は、施設再編整備計画に示した基本方針（複合化・多機能化等による効率化の推進、学校施設と学校跡地の有効活用、緊急性の高い施設の優先整備）に合致するものであり、区の判断に違法又は不当な点はない。

### 3-2 平成 28 年 7 月 29 日付けの教育委員会の抗弁書の要旨

抗弁書には、①永福体育館の移転改修とビーチコートの整備の経緯、②旧永福南小学校校舎の東側部分（教室棟）を解体する必要性、③永福体育館の移転改修の考え方、④旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更、⑤契約及び予算執行の流れ及び⑥職員措置請求に対する教育委員会の見解について記載されている。

その要旨は、次のとおりである。

なお、「永福体育館の移転改修とビーチコートの整備の経緯」及び「旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更」の要旨については、「第 3 監査の結果」において記載した。

#### (1) 旧永福南小学校校舎の東側部分（教室棟）を解体する必要性

施設再編整備計画では、既存校舎の西側部分を改修して永福体育館に転



用し、既存校舎の東側部分（教室棟）を改修して特別養護老人ホームを整備することとしていたが、最大数の入所定員の確保とコストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案し、校舎改修ではなく校庭に特別養護老人ホームを整備し、障害者団体からの要望を踏まえ、重度身体障害者入所施設（障害者支援施設）を併設することとした（旧永福南小学校跡地の整備方針）。

特別養護老人ホーム及び重度身体障害者入所施設（障害者支援施設）（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の整備に当たっては、区が社会福祉法人に用地を貸し付け、当該法人が施設を建設することから、貸し付ける敷地面積を明確にするため、校庭部分を特別養護老人ホーム等の用地として敷地分割することとした。

また、永福体育館の整備に当たっては、既存校舎を活用して移転改修を行うこととしているが、当該用地は建ぺい率 40%（角地緩和適用により 50%）、容積率 80%の第一種低層住居専用地域であり、校舎部分の敷地面積では既存校舎全体を残すと建築基準法に抵触するため、区は、既存校舎の西側部分を改修して体育館に転用し、既存校舎の東側部分（教室棟）を解体することとした。

## （2）永福体育館の移転改修の考え方

教育委員会では、大宮前体育館、妙正寺体育館などの近年の区立体育館の改修に当たり、子どもから高齢者まで区民誰もがスポーツ・運動に親しみ、健康で豊かな暮らしの拠点となるよう、健康・体力づくり関連の機能の充実を図ってきた。

永福体育館の移転改修に当たっても、これらと同様の考え方に基づき、従来のアリーナを備えた体育館に加えて、小体育室、トレーニングルーム、会議室等の附帯施設を整備するとともに、既存校舎の東側部分（教室棟）を解体した空地の有効活用を図るため、屋外運動広場（以下「ビーチコート」という。）を設けることとしたものである。

このビーチコートについては、新たなスポーツ分野の振興を図る観点からのビーチスポーツのほか、健康増進のための活動により多世代での利用を図ることができるものである。

また、ビーチコートは、ビーチバレーボールの国際基準（以下「国際基準」という。）を満たすように整備することとしている。その理由は、① 23 区初となる国際基準を満たす常設ビーチコートを整備することにより、東京 2020 オリンピック競技大会の開催に際して、区内に競技会場となる施設がない中で、事前キャンプ地等として活用することで、外国選手団との触れ合いを通じた国際交流や青少年育成、地域の活性化や区の知名度の向上等が期待できること、② オリンピック開催後も、国内のビーチスポーツのトップレベルの選手による試合や練習会場として利用されることで、区民に対してトップアスリートの技術等を目の当たりにする機会を定期的かつ継続的に提供できることである。

### (3) 職員措置請求に対する教育委員会の見解

教育委員会は、先に述べたとおり、施設再編整備計画及びこれに基づく整備方針により、旧永福南小学校の既存校舎の西側部分を改修して永福体育館を移転することとし、校庭部分に特別養護老人ホーム等を建設するために敷地分割を行うと建築基準法に抵触することから既存校舎の東側部分（教室棟）を解体することとした。併せて、解体した空地の有効活用を図るため、ビーチコートを設置することとしたものである。

その後、旧永福南小学校跡地の一部に保育施設を整備するために「旧永福南小学校跡地の整備方針」の一部が変更された（ビーチコートの南側部分を敷地分割して保育施設を整備する）ことに伴い、教育委員会は、ビーチコート部分の面積を必要最低限に精査した上で、南側に整備することとしていた倉庫、観覧席及び駐輪場を北側部分に立体化して配置するなど、永福体育館移転改修工事の設計を変更することとしたものである。

これらのことから、教育委員会の判断に違法又は不当な点はない。

### 3-3 平成28年8月12日付けの教育委員会の抗弁書の要旨

抗弁書には、①首都圏における屋外常設ビーチコートの現況、②大田区のビーチコート（ビーチスタジアム東京ベイ）の廃止及び③新たな証拠に対する教育委員会の見解について記載されている。

その要旨は、次のとおりである。

#### (1) 首都圏における屋外常設ビーチコートの現況

平成27年10月14日に決算特別委員会でスポーツ振興課長が答弁した屋外常設のビーチコートについては、神奈川県川崎市（川崎マリエン）、藤沢市（鵜沼海岸ビーチレクリエーションゾーン）、平塚市（湘南ベルマーレひらつかビーチパーク）、埼玉県越谷市（しらこぼと水上公園）及び深谷市（深谷グリーンパーク）は平成28年8月12日現在も運営しているが、大田区（ビーチスタジアム東京ベイ）は請求人の主張のとおり、平成27年5月に廃止されている。

なお、このほか、首都圏には、横浜市（八景島海の公園）、千葉県船橋市（オールサムズビーチスポーツパーク）、御宿町（月の砂漠記念像周辺特設コート）及び茨城県神栖市（サビアスポーツ）に、屋外常設のビーチコートが設置されている。

#### (2) 大田区のビーチコート（ビーチスタジアム東京ベイ）の廃止について

大田区にあったビーチコート（ビーチスタジアム東京ベイ）は、テニスコート（5面）、フットサルコート（3面）、洗車場を備えた総合施設である「クリエイティブライフ羽田パーク」（大田区羽田旭町10-1）の一施設として、ビーチコート（1面）が整備されていたが、平成27年5月にビーチコートを含む施設全体が廃止されている。

平成28年8月9日にスポーツ振興課において、当該施設を管理していた企業（鹿島建物総合管理株式会社）に施設を廃止した理由を確認したと

ころ、当該施設（クリエイティブライフ羽田パーク）は、土地を一時的に活用するため、施設の建設に比べて安価に設置可能なビーチコートやテニスコート、洗車場などを整備したものであるが、今後、当該施設の隣接地を含め他の用途に活用するため、当該施設全体を閉鎖したとの回答を得ている。

したがって、請求人がビーチバレーは人気がないと主張することと、大田区のビーチコートの廃止とは直接の関連がない。

### （3）新たな証拠に対する教育委員会の見解

#### ア スポーツ振興課長が虚偽答弁したとする主張について

スポーツ振興課長は、施設再編整備計画に基づく旧永福南小学校跡地の整備方針の具体化に向けて、平成26年5月31日に大田区にあったビーチコート（ビーチスタジアム東京ベイ）を視察したほか、同年8月までの間に他のビーチコートを視察した。決算特別委員会におけるスポーツ振興課長の答弁は、こうした自らの見聞に基づき行ったものである。平成27年5月に当該施設が廃止された事実を承知していなかったことから、結果として一部事実と異なる答弁となってしまったが、偽って答弁したものではない。

#### イ ビーチコートは五輪後「負の遺産」となりかねないとの主張について

首都圏には、埼玉県越谷市や深谷市、千葉県船橋市の内陸部にも屋外常設ビーチコートが設置され、これらの施設においてはビーチバレーのほか、ビーチサッカー、ビーチテニス、ビーチフラッグなどのビーチスポーツやビーチヨガなどの健康増進事業を行うために年間を通して活用されており、区においても同様の活用を想定している。

ビーチコートは、地域の住民に日常的・継続的に活用される施設になり得るものであり、請求人が主張する「五輪後に負の遺産になりかねない」との指摘は当たらない。

### 第3 監査の結果

#### 1 結論

本件監査請求については、平成28年8月31日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

#### 2 旧永福南小学校跡地の現況

- (1) 住所  
杉並区永福一丁目7番6号
- (2) 地域地区  
第一種低層住居専用地域  
(建ぺい率40%（角地緩和適用により50%）、容積率80%)
- (3) 敷地面積  
10,590.55 m<sup>2</sup>（竣工図による）
- (4) 建築面積  
2,827.07 m<sup>2</sup>、建ぺい率26.69%（竣工図による）
- (5) 延べ面積  
6,205.63 m<sup>2</sup>、容積率58.59%（竣工図による）
- (6) 竣工  
昭和62年（築29年）

#### 3 旧永福南小学校跡地活用及び久我山東原公園の保育施設への転用の経緯

- (1) 永福南小学校は、永福小学校との統合により、平成25年3月31日をもって廃止された。
- (2) 平成26年3月に、区は、施設再編整備計画を策定した。  
そのなかで、旧永福南小学校跡地については、「既存校舎を特別養護老人ホームに転用し、体育館を築40年以上経過した近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討する」こととされ、現在の永福体育館の跡地については、「区民福祉の向上に資するよう有効活用策を検討する」こととされた。
- (3) 平成26年4月に、区は、「認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項」に基づき、公募対象地域の一例として①西荻窪駅南側、②高円寺駅南側及び③井の頭線沿線（久我山、永福、浜田山等）を明示して事業者を公募した。  
この結果、同年5月に認可保育所整備・運営実施候補者として2事業者を選定し、このうち、永福町駅前（永福2-54-8）には、平成27年4月に「日生永福町駅前保育園ひびき（定員70名）」が開設された。

(4) (2)の施設再編整備計画の策定後、特別養護老人ホームの整備について詳細な検討を進めた結果、以下のような課題が明確となった。

ア 一般的に区有地(更地)を活用し、特別養護老人ホームを整備する場合には、社会福祉法人に用地を貸し付け、当該法人が施設整備を行い、国、都及び区がそれぞれ整備費の一部を補助することとしているが、既存校舎を転用する場合は、区が改修し、その上で運営を社会福祉法人に委ねることになることから、施設整備費の補助と比較し、区の財政負担が大きくなる。

イ 同一建物内で特別養護老人ホームと地域体育館を整備するため、それぞれの管理区分(避難経路・動線等)を設定しにくい。

そこで、既存校舎の改修ではなく、校庭部分に施設を新築することとした場合には、以下の効果が見込まれた。

ア 既存建物の構造にとらわれることなく、敷地を有効に活用した諸室の配置を行うことができ、入所定員数を増加させることができる。

イ 社会福祉法人に用地を貸し付け、民設民営により特別養護老人ホームの整備・運営を行うことで、定期借地料収入も見込まれ、区の財政負担を抑えることができる。

ウ 区の施設である地域体育館と別の建物とすることで、管理区分が明確になり、維持管理や施設の運営が容易となる。

なお、当該用地は、建ぺい率40%(角地緩和適用により50%)、容積率80%の第一種低層住居専用地域であり、校庭部分を敷地分割して特別養護老人ホームを整備することに伴い、既存校舎の一部を解体しなければ、地域体育館に改修する部分の建ぺい率及び容積率が、建築基準法に抵触することになる。

(5) 平成26年10月に、(4)の検討結果を踏まえ、旧永福南小学校跡地の整備方針を以下のとおり決定した。

ア 当初の計画では、既存校舎を改修して特別養護老人ホームを整備することとしていたが、入所定員の最大化、コストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案し、既存校舎の東側部分(教室棟)を解体撤去した上で、現在の校庭に整備する計画に変更するとともに、障害者団体からの要望を踏まえ、重度身体障害者入所施設(障害者支援施設)を併設する。また、整備に当たっては、校庭部分を敷地分割し、区が当該用地を社会福祉法人に貸し付け、当該法人による民設民営とする。

イ 誰もが身近な地域でスポーツ・運動を楽しみ、地域の交流にも資する施設づくりを推進するため、既存校舎の西側部分を改修して永福体育館に転用するとともに、会議室等として整備する。また、新たなスポーツ分野の振興を図る観点から、ビーチスポーツのほか健康増進のための活動にも利用できるビーチコートを整備する。

(6) 平成27年4月に、特別養護老人ホーム等の建設・運営事業者の公募を行い、同年7月に建設・運営事業者候補者を選定した。

(7) 平成 27 年 12 月に、永福体育館移転改修並びに特別養護老人ホーム等の建設・運営事業者及び施設整備の概要について、近隣住民への説明会を開催した。

(8) 平成 28 年 4 月の待機児童数が 136 名（速報値）となり、昨年度（42 名）より 100 名近い増加となったことを受け、新たに平成 29 年 4 月の待機児童数を推計したところ、平成 28 年度に既に計画している 1,000 名規模の保育施設の整備を行っても、500 名を超える規模になることが明らかになった。

そこで、平成 29 年 4 月に待機児童を確実に解消するため、区が保有する土地・建物を活用して、これまでにない規模で保育施設を整備することとし、広く区民に理解と協力を求めるため、平成 28 年 4 月に保育緊急事態宣言を行った。

(9) 平成 28 年 5 月に、平成 29 年 4 月の待機児童解消に向け、実行計画の計画量を上回る量の保育施設の整備等を緊急に進めるための平成 28 年度の対策を待機児童解消緊急対策としてまとめた。

この緊急対策では、短期間で確実に認可保育所を基本とした施設整備を進めるため、区が保有する土地・建物を提供することにより、保育事業者による整備を促進することとされた。

そして、区立施設のうち、認可保育所整備に必要な一定規模以上の面積、立地条件、敷地に接している道路の状況、平成 29 年 4 月までに整備が可能であるなどの条件を満たした施設の中から、地域の保育需要などに照らして、11 か所の区立施設（①久我山東原公園、②向井公園、③高井戸みどり公園、④井草地域区民センター中庭、⑤天沼中学校隣接用地、⑥旧杉並中継所管理棟駐車場、⑦土木材料置場、⑧善福寺だいかんやま公園、⑨高齢者活動支援センター、⑩北公園緑地事務所資材等置場及び⑪職員住宅久我山寮）を選定し、保育施設を整備することとされた。

そのうち、久我山東原公園については、面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の区立公園 110 か所のうち、立地条件の悪いものを除いた 41 か所から、さらに都市計画公園等を除いた 7 か所に絞り込んだ中で、接道条件等を勘案して選定されたものである。なお、当該地周辺の久我山東児童遊園や富士見丘北公園については、いずれも面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満であることなどから、選定されなかったものである。

また、旧永福南小学校跡地については、先に述べたとおり、既存校舎の東側部分（教室棟）を解体撤去する必要があるため、解体撤去した上で保育施設を建設するためには、最短で 2 年間程度の工期が必要であることから、平成 29 年 4 月には保育施設を開設することができないため、待機児童解消緊急対策の対象施設として選定されなかった。

なお、この緊急対策では、平成 29 年度以降の取組は、平成 28 年度に行う実行計画の改定において明らかにすることとされた。

## 4 判 断

請求人は、①築 29 年で、これから 20 年以上使用可能な旧永福南小学校（教室棟）を安易に解体し、その跡地にビーチコートを整備することは、施設再編整備計画で明らかにされている「区立施設を取り巻く状況」及び「計画の基本的な考え方」を無視した対応であるといわざるを得ず、また、待機児童解消緊急対策に生かすことが不可能となり、区に回復困難な損害を与えるものであり、裁量権の逸脱又は濫用に当たる、②旧永福南小学校は、認可保育所整備の重点地域である永福町駅から徒歩 10 分程度に存在し、保育施設の転用可能区有地であるにもかかわらず、待機児童解消緊急対策において、ここで保育施設の整備を行わずに、久我山東原公園の一部を廃止して保育施設を整備することは、裁量権の逸脱又は濫用に当たると主張し、旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設並びに久我山東原公園における保育施設用地整備工事に係る公金の支出の差止めを求めている。

そこで、①旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設並びに②久我山東原公園における保育施設の整備が、違法又は不当であるか否かについて判断する。

### (1) 旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設について

旧永福南小学校跡地をどのように活用するのかについては、様々な区民ニーズ、区立施設全体の状況、財政事情等の諸般の事情を総合的に考慮して政策的な見地から判断されるものであり、区の合理的な裁量判断に委ねられているものと解され、明らかに必要性の認められない施設を設置するなど、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合を除き、違法又は不当とはならないと解するのが相当である。

そこで、旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設に関する区の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認められるか否かについて検討する。

#### ア 特別養護老人ホームの整備について

まず、特別養護老人ホームの整備の必要性について検討する。

平成 26 年 3 月に策定された施設再編整備計画においては、旧永福南小学校跡地は、既存校舎を特別養護老人ホームに、体育館を永福体育館に、それぞれ転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討することとされた。

特別養護老人ホームについては、区の総合計画・実行計画において整備目標が定められ、施設再編整備計画においては高齢化の進展を背景に今後も確実に需要が増加することから優先的に整備を行うこととされており、また、他の施設に比べて大規模な用地が必要であることから、整備することとされたものである。

したがって、旧永福南小学校跡地に特別養護老人ホームを整備することについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

## イ 旧永福南小学校（教室棟）の解体について

次に、特別養護老人ホームの整備方法の合理性・妥当性について検討する。

特別養護老人ホームは、平成 26 年 3 月の施設再編整備計画においては、既存校舎を転用して整備することとされていたが、先に述べたとおり、その後の詳細な検討の結果、当初の既存校舎の転用案における課題と新たに校庭部分に整備した場合の効果が明確になった。

ただし、新たに校庭部分に整備する場合は、校庭部分を敷地分割して社会福祉法人に貸し付けることとなるが、この敷地分割に伴い、既存校舎（建築面積：2,827.07 m<sup>2</sup>、延べ面積：6,205.63 m<sup>2</sup>）を存置したままにすると建ぺい率及び容積率が、下記のとおり、建築基準法に抵触するため、その一部を解体撤去する必要があるものである。

	敷地面積	建ぺい率	容積率
現 況	10,590.55 m <sup>2</sup>	26.69%	58.59%
敷地分割後	4,745.02 m <sup>2</sup>	59.57%	130.78%

※1 建ぺい率 40%（角地緩和適用により 50%）、容積率 80%

※2 「敷地分割後」の欄について、「敷地面積」は体育館部分（ビーチコートを含む。）のものであり、「建ぺい率・容積率」は既存校舎を存置した場合のものである。

そして、こうした検討結果を踏まえ、平成 26 年 10 月に「旧永福南小学校跡地の整備方針」が決定され、特別養護老人ホームについては、既存校舎の転用を行わずに、その東側部分（教室棟）を解体撤去した上で、現在の校庭部分に整備する計画に変更するとともに、障害者団体からの要望を踏まえ、重度身体障害者入所施設（障害者支援施設）を併設することとされた。また、整備に当たっては、校庭部分を敷地分割し、区が当該用地を社会福祉法人に貸し付け、当該法人が建設・運営することとされたものである。

そもそも、先に述べたとおり、特別養護老人ホームを旧永福南小学校跡地のどの部分に設置するかについても区の合理的な裁量判断に委ねられていると解するのが相当であり、現在の校庭部分に整備する計画への変更は、入所定員の最大化、コストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案して行われたことからすると、この整備方法の変更は合理性・妥当性を有するものと認められる。

請求人は、ビーチコートを整備するために既存校舎（教室棟）を解体撤去するものと主張するが、先に述べたとおり、この解体撤去は、単にビーチコートを整備するためではなく、永福体育館部分の建ぺい率及び容積率を建築基準法に適合させるために行われるものであり、裁量権の逸脱又は濫用があるということとはできない。

また、請求人は、これから 20 年以上使用可能な旧永福南小学校（教室棟）を安易に解体することは、施設再編整備計画で明らかにされている「区立施設を取り巻く状況」及び「計画の基本的な考え方」を無視した対応であると



いわざるを得ず、区に回復困難な損害を与えるものであると主張する。

確かに、請求人も主張するとおり、これから 20 年以上使用可能な建物を安易に解体することは適切とはいえず、施設再編整備計画においては、既存校舎を特別養護老人ホームに転用することとされていたものである。

しかしながら、特別養護老人ホームについては、詳細な検討の結果、入所定員の最大化、コストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案して、既存校舎の東側部分（教室棟）を解体撤去した上で、現在の校庭部分に整備する計画に変更されたものである。

したがって、区は、当初の既存校舎の転用よりも、より多くの入所定員を確保するとともに、区の財政負担を軽減するために、既存校舎（教室棟）を解体して整備することとしたものであり、施設再編整備計画で明らかにされている「区立施設を取り巻く状況」及び「計画の基本的な考え方」を無視した対応ということはできず、また、区に回復困難な損害を与えるものとは認められない。

## ウ ビーチコートの新設について

次に、「旧永福南小学校跡地の整備方針」において、既存校舎の西側部分を改修して永福体育館に転用するとともに、ビーチスポーツのほか健康増進のための活動にも利用できるビーチコートを整備することとされたことから、このビーチコートの整備の必要性について検討する。

ビーチコートの整備に関して、平成 28 年 7 月 29 日付けの教育委員会の抗弁書では、「①ビーチコートは、既存校舎の東側部分（教室棟）を解体した空地の有効活用を図るために設けることとしたもので、新たなスポーツ分野の振興を図る観点からのビーチスポーツのほか、健康増進のための活動により多世代での利用を図ることができるものであり、また、②23 区初となる国際基準を満たす常設ビーチコートを整備することにより、東京 2020 オリンピック競技大会の開催に際して、区内に競技会場となる施設がない中で、事前キャンプ地等として活用することで、外国選手団との触れ合いを通じた国際交流や青少年育成、地域の活性化や区の知名度の向上等が期待でき、オリンピック開催後も、国内のビーチスポーツのトップレベルの選手による試合や練習会場として利用されることで、区民に対してトップアスリートの技術等を目の当たりにする機会を定期的かつ継続的に提供できる」と説明されている。

また、平成 28 年 8 月 12 日付けの教育委員会の抗弁書では、「首都圏には、埼玉県越谷市や深谷市、千葉県船橋市の内陸部にも屋外常設ビーチコートが設置され、これらの施設においてはビーチバレーのほか、ビーチサッカー、ビーチテニス、ビーチフラッグなどのビーチスポーツやビーチヨガなどの健康増進事業を行うために年間を通して活用されている。区においても同様の活用を想定しており、ビーチコートは、地域の住民に日常的・継続的に活用される施設になり得るものである」と説明されている。

このように、ビーチコートは、新たなスポーツ分野の振興を図る観点から

のビーチスポーツのほか、健康増進のための活動により多世代での利用を図るとともに、国際基準を満たすビーチコートを整備することにより、東京2020オリンピック競技大会の開催に際しての事前キャンプ地等や国内のビーチスポーツのトップレベルの選手による試合会場等として活用することが想定されているものである。

そもそも、先に述べたとおり、旧永福南小学校跡地をどのように活用するのか、言い換えれば、どのような施設をどのような規模で整備するのか、また、施設を設けずにオープンスペースとするかなどの判断については、区の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

ビーチコートは、ビーチスポーツという新たなスポーツ分野の振興や健康増進を図るために設置されるものであり、この設置目的は合理性・妥当性を欠くものとは認められず、また、その規模についても、国際基準を満たす施設を整備することにより、東京2020オリンピック競技大会の開催に際しての事前キャンプ地等としての活用が想定されるものであり、明らかに必要性のない施設であるとまではいうことができない。

したがって、旧永福南小学校跡地にビーチコートを整備することについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

この点につき、請求人は、平成28年8月3日に新たな証拠を提出し、①我々が思っているよりもビーチバレーは人気がなく、かつて大田区に存在していた屋外常設のビーチコートは、既に平成27年5月に閉鎖されている、②国際規格でビーチコートを建設したとしても、第一種低層住居専用地域という立地環境の下において、五輪後、その国際規格水準にふさわしい活用について確実な展望があるとはいえず、「負の遺産」となりかねないと主張する。

まず、大田区の施設については、当該施設を管理する企業が土地を一時的に活用するため、安価に設置可能なビーチコート、テニスコート等を整備したものであるが、今後、他の用途に活用するため、当該施設全体を閉鎖したことが教育委員会において確認されており、ビーチコートのみが閉鎖されたものではないことなどからすると、この施設の閉鎖という事実をもって、ビーチバレーは人気がないと即断することはできない。

また、教育委員会は、越谷市、深谷市、船橋市の施設と同様に、ビーチバレーのほか、ビーチサッカー、ビーチテニス、ビーチフラッグなどのビーチスポーツやビーチヨガなどの健康増進事業を行うために年間を通して活用することを想定しており、日常的・継続的に活用される施設になる可能性があると考えられるものである。

さらに、請求人は、新たな証拠において、平成27年10月14日の決算特別委員会におけるスポーツ振興課長の答弁は虚偽であると主張する。

確かに、大田区のビーチコートが平成27年5月に閉鎖されているにもかかわらず、同年10月に首都圏ではこれを含む6か所のビーチコートが存在する旨の答弁をしており、一部事実と異なるものではあるが、これは答弁者自らが大田区のビーチコートを実地見分したものの、その後の閉鎖に不知で

あったことによるものであって、偽って答弁したものではないと認められる。

なお、教育委員会からは、平成 28 年 8 月 12 日現在、首都圏には、スポーツ振興課長が答弁した大田区以外の 5 か所のビーチコートのほか、4 か所のビーチコートが設置されていると説明されている。

## エ まとめ

以上のとおり、旧永福南小学校（教室棟）を解体し、ビーチコートを整備することに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないことから、違法又は不当であるということとはできない。

## (2) 久我山東原公園における保育施設の整備について

次に、久我山東原公園の一部を廃止して保育施設を整備することが、違法又は不当であるか否かについて検討する。

### ア 久我山東原公園における保育施設の整備の必要性について

まず、久我山東原公園における保育施設の整備の必要性について検討する。

区は、平成 28 年 4 月に保育緊急事態宣言を行い、平成 29 年 4 月に待機児童を確実に解消するため、区が保有する土地・建物を活用して、これまでにない規模で保育施設を整備することとした。

これを受けて、平成 28 年 5 月に、実行計画の計画量を上回る量の保育施設の整備等を緊急に進めるための平成 28 年度の対策を待機児童解消緊急対策としてまとめた。

このなかで、区立施設のうち、認可保育所整備に必要な一定規模以上の面積、立地条件、敷地に接している道路の状況、平成 29 年 4 月までに整備が可能であるなどの条件を満たした施設の中から、地域の保育需要などに照らして、前述した 11 か所の区立施設を選定し、保育施設を整備することとされたものである。

そのうち、久我山東原公園については、面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の区立公園 110 か所のうち、立地条件の悪いものを除いた 41 か所から、さらに都市計画公園等を除いた 7 か所に絞り込んだ中で、接道条件等を勘案して選定されたものである。

このように、待機児童解消緊急対策は、平成 29 年 4 月の待機児童解消の実現を目指して、限られた期間で多くの施設を確実に整備するために、区立公園を含む区立施設の保育施設への転用を図ることとされたものである。

確かに、公園は、区民の憩いの場・遊びの場、オープンスペース等としての機能を有する重要な施設であるが、一方で、区は、宅地率が約 7 割と高く、一定規模の面積を必要とする認可保育所の適地が少ない地域でもある。

このような中で、区は、待機児童解消の緊急性・重要性や前述した公園の有する諸機能などを比較衡量し、総合的に勘案した結果、平成 29 年 4 月に待機児童を解消するためには、事業者からの開設提案や新たな用地取得などによる従来の整備手法だけでは実現することができないと判断し、久我山東原公園等の区立公園の全部又は一部を保育施設に転用するという選択に至

ったものと認められ、こうした区の判断が合理性・妥当性を欠くということ  
はできない。

## イ 都市公園法第 16 条違反の有無について

ここで、久我山東原公園は、都市公園法に規定する都市公園であることから、その一部の廃止が、都市公園法第 16 条に違反するか否かについて検討する。

都市公園法第 16 条において「公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」と規定され、同条第 1 号において「都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」が規定されている。

すなわち、公園管理者は、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないが、「公益上特別の必要がある場合」は、都市公園の全部又は一部の廃止が認められるものとされている。

そして、この「公益上特別の必要がある場合」とは、平成 24 年 4 月に国土交通省都市局が示した「都市公園法運用指針（第 2 版）」によると、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」をいうものとされている。

もとより、区の区民 1 人当たりの公園面積は約 2 m<sup>2</sup>と、特別区の中でも低位にとどまっており、都市公園の全部又は一部をみだりに廃止すべきでないことはいうまでもないが、先に述べたとおり、区は、待機児童解消の緊急性・重要性や公園の有する諸機能などを比較衡量し、総合的に勘案した結果、久我山東原公園の全部を都市公園の用に供しておくよりも、その一部を廃止して保育施設のために利用することの方が公益上より重要であると判断したものであり、都市公園法第 16 条に違反するということとはできない。

この点につき、請求人は、公園の撤去はあくまで最終手段として認めうるものであって、他に選ぶ手段がある場合に撤去を選択することは、裁量権の逸脱又は濫用として違法の疑いがあり、旧永福南小学校（教室棟）は、認可保育所整備の重点地域に存在し、まさに他に選ぶ手段が存在すると主張する。

しかしながら、待機児童解消緊急対策は、平成 29 年 4 月に待機児童を確実に解消するためのものであって、旧永福南小学校（教室棟）については、先に述べたとおり、永福体育館部分の建ぺい率及び容積率を建築基準法に適合させるために解体撤去する必要があるものであり、解体撤去した上で保育施設を建設するためには、最短で 2 年間程度の工期が必要であることから、平成 29 年 4 月には保育施設を開設することができないため、この緊急対策の対象施設として選定されなかったことが認められる。

また、旧永福南小学校跡地の校庭部分には、特別養護老人ホーム等を整備することとされ、平成 27 年 7 月にはその建設・運営事業者候補者が選定され、既に開設に向けて準備が進められているところである。

したがって、旧永福南小学校跡地は、待機児童解消緊急対策における保育施設の転用可能区有地であるということとはできず、請求人のいう「他に選ぶ手段」とはならないと考えられる。

なお、平成 28 年 7 月、杉並区実行計画の改定に当たり、今後も保育需要の増加により、相当数の施設整備が必要であることが改めて確認されたことから、区は、旧永福南小学校跡地の整備方針の一部を変更し、国際基準を満たすビーチコート部分の面積を確保した上で、ビーチコートの南側を敷地分割し、平成 31 年 4 月を目途に保育施設を整備することとしたことを付言する。

#### ウ まとめ

以上のとおり、久我山東原公園の一部を廃止して保育施設を整備することに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないことから、違法又は不当であるということとはできない。

### (3) まとめ

以上のことから、本件請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。



# 別紙





平成28年7月11日

杉並区監査委員 様

甲

旧永福南小学校（教室棟）解体及びビーチコート新設等にかかる  
予算執行の差止めを求める職員措置請求書

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

1. 請求の要旨

請求人は、4月に田中区長が宣言した「保育緊急事態」により、旧学校施設の今後の活用について改めて再検討することが必要な事態になったと解することから、地方自治法242条1項の規定により、旧永福南小学校の解体及び同地におけるビーチコートの新設等にかかる予算執行の差止めを求める。

以下、区長及び教育委員会の判断に裁量権の逸脱濫用がみられることを指摘することにより、その違法不当を明らかにする。

監査委員におかれては、決算と時期が重なるなど、ご多忙の折に恐縮ではあるが、請求人は下記をもって陳述に代えるので、事情ご賢察のうえ、ただちに監査をお願いする。

記

(1) すぎなみ保育緊急事態宣言

本年4月18日、田中区長は、臨時の記者会見を開催し、すぎなみ保育緊急事態宣言（以下「保育緊急事態宣言」という）を行った。

田中区長は、この中で、①この4月の待機児童数は、昨年度の42人を大きく上回る136人となったこと、②今のままでは来年500人を超える待機児童が発生すること、③この危機的状況を打開するために、これまで手をつけてこなかった学校や公園を含めた区有施設を聖域なく活用し、保育施設に転用すること等を明らかにした。

(2) 待機児童解消緊急対策の発表

保育緊急事態宣言を受け、5月10日、新たな待機児童解消緊急対策が発表された。この中で、区長は、11か所の区有施設を活用した新たな保育所整備案を示している（一

般会計補正予算第3号)。

この11か所の中には、職員住宅や資材置き場のほか、区立公園や中庭といった不特定多数の区民に開かれた地域のオープンスペースも5か所含まれていた(久我山東原公園、向井公園、高井戸みどり公園、井草地区区民センター中庭、善福寺だいかんやま公園)。

杉並区の1人当たり公園面積は、約2㎡に過ぎないことから、杉並区は東京23区の中でも公園整備にとりわけ課題を有する自治体と説明されてきた過去を踏まえると、今回の用地選定には、とりわけ苦慮の跡が伺えるものである。議会答弁や住民説明会においても、多くの区民が現に利用している公園を転用対象に選定したことについては「断腸の思い」と繰り返し答えていることから、そのことは窺い知ることができる。

しかし、この区長提案の直後より、一部の区立公園を保育所に転用することについては百家争鳴の状態となり、テレビを含め、数々のメディアで繰り返し大きく報道されることとなった。

### (3) 築29年の旧永福南小学校(教室棟)の存在

このように区立公園が保育施設に転用対象となる一方で、閉校した旧永福南小学校(築29年)については、その対象に含まれなかった。

保育緊急事態を踏まえ、これまで手をつけてこなかった学校や公園を含めた区有施設を聖域なく活用すると説明されていたことを踏まえると、先に閉校となった旧若杉小学校の事例(保育施設として活用中)のように活用される可能性はあったはずである。

なぜ、このような判断となったのか。

それは、この教室棟については、早々に取り壊される方針が打ち出されており、その跡地には新たにビーチコート(国際規格のビーチバレー場)が整備される予定となっていたからである(永福体育館移転改修事業)。

本事業の平成28年度予算額は4億8,624万円。既存校舎解体等工事の入札予定時期は7月となっており、仮契約後、9月に議会に契約議案を提出する予定となっていることが明らかとなっている(杉並区議会文教委員会6月8日、文化芸術・スポーツに関する特別委員会6月14日)。

しかし、ビーチの存在しない杉並区において、ビーチバレーは区民に馴染みのあるスポーツとは言い難く、その整備を求める声も大きなものとは言えない(杉並区内にはビーチバレー競技大会の開催実績もない)。しかも、海外には、公園やテニスコートといった場所に砂を持ち込む形で競技大会を開催しているケースもある中、杉並区においては、過去にそのような実績の積み重ねさえなく、いきなり住宅地域に国際規格のビーチコートを整備するというのである。

保育緊急事態を宣言する前であればいざ知らず、田中区長自ら待機児童の激増に見合う保育所用地の確保が困難であることを明らかにし、区立公園まで廃止しなければ対応できないと説明しているのが、現在の杉並区である。

このような現状の中では、後述するように、もはや本事業の遂行を正当化できる根拠は見出しがたいというべきである。

#### (4) 認可保育所整備の「重点地域」となっていた永福

区の「認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項」を確認すると、杉並区の公募対象地域は、(ア) 保育需要が高い（高くなるが見込まれる）地域、(イ) 保育施設が少ない地域。(ウ) 交通利便性が高い地域となっており、これらを踏まえた重点地域として、具体的に、高円寺駅南側、西荻窪駅北側、代田橋駅・永福町駅といった固有名詞があげられている。

これは、平成27年10月版においても、また、平成28年4月改定版においても全く同様の記載である。区に待機児童解消・緊急対策本部が立ち上がったのは、ことし3月のことであったが、それ以前においても以後においても、これら重点地域に変化はないのである。

しかし、今回新たに緊急対策で示された11か所に、これらの地域は含まれていない。閉校となった旧永福南小学校は、ここで重点地域として具体的にあげられていた永福町駅から徒歩10分程度（永福1丁目）に存在しているにもかかわらず、なぜ、ここを保育施設として活用しないのか。保育所整備率を確認しても、阿佐ヶ谷・荻窪地域では4割を超える一方、永福和泉などでは1割台に留まっているとの現状が確認されており、その整備には著しい格差がある。

したがって、今回ここに転用可能区有地を有しながら追加整備がないのは、あまりにも不自然であり、裁量権の逸脱濫用と指摘せざるを得ないものがある。

#### (5) 施設再編整備計画との整合性

杉並区の施設は、昭和の高度成長時代に集中的に整備されたものが多いことから、その多くが築50年を越えるに至っている。

一般的な鉄筋コンクリート造の建築物の耐久性等からも、いま次々と更新時期を迎えている状況にある。全ての施設を同じように更新することは難しいことから、計画的に対応することが求められているのである。

そこで、杉並区では、平成26年3月に「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン」を策定した。

区立施設の複合化、多機能化、長寿命化、学校施設と学校跡地の有効活用といった基本的な考え方をもとに、持続可能な区政経営をめざすものとなっている。これを踏まえて、学校施設の改築時期についても、概ね50年から60年とするとの方針が打ち出されたところである。

この中で、閉校となった旧永福南小学校については、既存校舎を「特養ホームへ転用」、体育館を「老朽化した近隣の永福体育館に転用」と記載されている。旧永福南小学校は、築29年と、まだ長く使うことのできる区有施設であることから、既存施設を生かす形で有効活用を図ることになっていたのである。

ところが、その後、ここに入り込んできたのが、ビーチコートの整備であった。既存校舎の一部である教室棟を解体し、その跡地に東京23区内初の国際規格でビーチコートを整備するというのである。

その耐用年数からみても、まだ20年以上使用可能な建物を何ら再利用することなく取り壊すことは、杉並区区立施設再編整備計画（第一期）に示された「区立施設を取り

巻く状況」や「基本的な考え方」を踏まえておらず、そこから大きく外れた発想と言わざるを得ない。一度取り壊された建物の復元は容易なことではなく、区に回復困難な損害を与えるのである。

計画の策定後に、計画外の内容が入り込んだことについては何らかの判断があったものと推察されるが、この4月、田中区長自ら保育緊急事態を宣言し、施策の優先順位が改められた今、その事業遂行を見直すのは当然というべきである。

## (6)まとめ

### ①区長及び教育委員会の他事考慮

まだ築29年に過ぎない旧永福南小学校（教室棟）を取り壊し、その跡地にビーチコートを整備する計画は、2020年オリンピック東京大会の事前キャンプ地に応募することが、その主たる目的とされている。

なるほど、そこには一定の夢があったのだろう。

しかし、4月に田中区長自身が「保育緊急事態」を宣言し、区立公園を廃止してまで保育施設の整備を進めることを余儀なくされている今、事情は大きく変わったというべきである。

すでに存在している都市公園は、みだりに全部又は一部を廃止してはならない、とされている（都市公園の保存義務／都市公園法16条）。

すなわち、公園の撤去は、あくまで最終手段として認めうるものであって、他に選びうる手段がある場合に撤去を選択し、そこに公金を支出することは、裁量権の逸脱濫用として違法の疑いがある。旧永福南小学校（教室棟）は、永福町駅から徒歩10分程度に立地しており、区長自ら認可保育所の整備の「重点地域」と位置づけていた地域内に存在しているのだ。まさに「他に選びうる手段」が存在するのである。

オリンピックの主催者でもない杉並区が、本年度だけでも4億円を超える費用を投じてビーチコートを新設し、その代わりに区立公園を廃止し保育施設を整備するという選択が、果たして合理的といえるのか。都市公園の保存義務に加え、保育の実施義務（児童福祉法24条）が課せられている杉並区が担うべき事業選択として妥当といえるのか。杉並区が「他に選びうる手段」を有しているにもかかわらず、これを活用しないのは、他事考慮の結果と言わざるを得ない。

### ②回復困難な損害の発生

公園廃止に伴う用地整備工事は、本日7月11日が開札予定日である（別紙）。その開札によって、契約締結は相当の確実さをもって予測されるところとなるが、それでも久我山東原公園の周辺を中心に不合理な意思決定への不信は、現在なお収まっていない。この状態では、地域に根付いている公園の廃止といった回復困難な財産的損害が発生することはもちろんのこと、地域不和、区政への協力拒否、コミュニティの喪失といった側面を含めて回復困難な損害が生じる蓋然性が高いと考えられる。

しかし、これらは、旧永福南小学校（教室棟）の解体を取り止めることにより、解決可能なのである。

田中区長が、保育緊急事態宣言の中で「この危機的状況を打開するために、これまで

手をつけてこなかった学校や公園を含めた区有施設も保育施設に転用」と述べるのであれば、学校跡地についても聖域とすべきではない。ビーチコートの新設を見直すことを含め再考することが不可欠というべきである。

旧永福南小学校（教室棟）は、築29年であり、その耐久性を考慮しても、まだこの先20年以上使用できる建物である。

長期に使用可能な建物を安易に解体することは、杉並区区立施設再編整備計画（第一期）で明らかにされている「区立施設を取り巻く状況」及び「計画の基本的な考え方」を無視した対応であると言わざるを得ず、区立施設の老朽化が加速している今日、区に回復困難な損害を与えるものである。

また、取り壊された不動産の回復及び利用には、一定の時間がかかることから、解体を選択すれば、この地は来年4月に必要とされている待機児童解消緊急対策に生かすことが不可能となる。この観点においても、安易な解体は、区に回復困難な損害を与えるものである。

### ③結論

よって、請求人は、別紙事実証明書に示す旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設並びに保育施設用地整備工事にかかる公金の支出を差し止めるよう、監査委員が区長及び教育委員会に対し勧告することを求めるとともに、本請求を通じて、それら事業の再考又は再構築を区長及び教育委員会に要請するものである。

## 2. 暫定的停止勧告（執行停止）の申立て

本件職員措置請求は、請求の趣旨で述べたとおり、支出負担行為がなされることが相当の確実さをもって予測される事態であることを踏まえ、区に回復困難な損害が生じることを避けるため緊急の必要があることから行うものである。

よって、請求人は、監査委員に、地方自治法第242条3項の規定により、この監査手続が終了するまでの間、区長及び教育委員会に対し、本件にかかる予算執行を暫定的に停止するよう勧告することを求める。

## 3. 事実証明書

(1)年間発注予定表（工事）案件情報「杉並区永福体育館移転改修建築工事」

東京電子自治体共同運営・電子調達サービス[https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu\\_ppij/ppij/pub](https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/ppij/pub)

(2)杉並区公告契約第2016-00686号

## 4. 請求者

甲 ㊟





# 年間発注予定表 (工事)



入札情報サービス

■ 発注案件情報

■ 工事

■ 物品

■ 入札(見積)経過調

■ 書

■ 工事

■ 物品

■ 年間発注予定情報

■ 工事

■ 入札参加資格者情

■ 報

■ 工事

■ 物品

■ お知らせ情報

電子調達ポータルページへ

## 案件情報

自治体	115 杉並区
業種	0700 建築工事
件名	杉並区永福体育館移転改修建築工事
履行場所	永福一丁目7番6号
履行期間	契約確定日の翌日から2017年12月15日 まで
入札方式	01 一般競争入札
概要	既存校舎解体・改修工事
発注・起工部署	営繕課
入札予定時期	2016年7月

戻る





地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 28 年 6 月 27 日

杉並区長 田中 良

件名	保育施設用地整備工事 その 4																				
業種	一般土木工事																				
履行場所	杉並区久我山五丁目 1 2 番 27 号																				
履行期間	契約締結の翌日から平成 28 年 8 月 31 日まで																				
概要	<p>【主要工種】</p> <table> <tr> <td>小舗石舗装撤去</td> <td>28.4 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>平板舗装撤去</td> <td>16.6 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>小舗石積み縁石撤去</td> <td>68.9 m</td> </tr> <tr> <td>ベンチ撤去</td> <td>6 基</td> </tr> <tr> <td>鉄棒撤去</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>水飲み撤去</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>車止め撤去</td> <td>18 基</td> </tr> <tr> <td>照明灯撤去</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>小舗石積み縁石設置</td> <td>22.5 m</td> </tr> <tr> <td>樹木伐採・抜根</td> <td>16 本</td> </tr> </table>	小舗石舗装撤去	28.4 m <sup>2</sup>	平板舗装撤去	16.6 m <sup>2</sup>	小舗石積み縁石撤去	68.9 m	ベンチ撤去	6 基	鉄棒撤去	1 基	水飲み撤去	1 基	車止め撤去	18 基	照明灯撤去	2 基	小舗石積み縁石設置	22.5 m	樹木伐採・抜根	16 本
小舗石舗装撤去	28.4 m <sup>2</sup>																				
平板舗装撤去	16.6 m <sup>2</sup>																				
小舗石積み縁石撤去	68.9 m																				
ベンチ撤去	6 基																				
鉄棒撤去	1 基																				
水飲み撤去	1 基																				
車止め撤去	18 基																				
照明灯撤去	2 基																				
小舗石積み縁石設置	22.5 m																				
樹木伐採・抜根	16 本																				
予定価格	11,378,020 円（税抜額）																				
発注方法	単体発注																				
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。</p> <p>3 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中ではないこと。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された<b>杉並区内の業者</b>（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。</p> <p>ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。</p> <p>イ、申請業種「一般土木工事」に登録があること。</p> <p>ウ、東京電子自治体共同格付「一般土木工事」B～E 級を有すること。</p> <p>エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。</p>																				
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。</li> <li>・杉並区競争入札参加者心得に違反した入札。</li> <li>・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。</li> </ul>																				
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。																				

希望申請書提出期間	・平成28年6月27日(月)午前9時から平成28年6月29日(水)午後3時まで(締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成28年6月30日(木)に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。 図面等を入手しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	・図面・仕様書等に対する質問は電子調達サービスにより提出すること。 ・受付期間は、入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成28年7月5日(火)午前11時までとする。
回答の方法	・電子調達サービスによる。 ・閲覧時期は平成28年7月6日(水)午後1時からとする。
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成28年7月8日(金)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注： <u>入札金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。</u>
積算内訳書の提出	・入札時には配布する「工事費内訳書」を使用し、電子調達サービスにより添付すること。 ・落札者は別途積算内訳書を提出する(積算内訳書の様式は任意とする)。
開札日時	平成28年7月11日(月)午前11時00分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回(再度入札は行わない)
落札通知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、落札決定の翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区経理課長 白井 教之 3 前払い及び中間前払い 有 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 本件は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)対象工事である。 8 平成28年2月公共工事設計労務単価適用案件である。 9 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-5307-0612

平成28年8月1日

杉並区監査委員 様

甲 ㊟

## 新たな証拠の提出について

旧永福南小学校（教室棟）解体及びビーチコート新設等にかかる予算執行の差止めを求める職員措置請求書の受理を受け、新たな証拠を提出する。

## 記

## 1. 首都圏における屋外常設ビーチコートの現況

国際規格のビーチコート整備について、杉並区議会の会議録を確認すると、「首都圏では、東京の大田区と神奈川県の川崎市、藤沢市、平塚市、あと埼玉県の越谷市と深谷市のほうにコートがある」との答弁を教育委員会スポーツ振興課長が行っており、これを受けて「我々が思っているよりもビーチバレーというのは人気があるんですね」といった対話が展開されていることがわかる（平成27年10月4日杉並区議会決算特別委員会）。

しかし、この答弁は誤りであり、訂正されなければならない。

請求人が確認したところ、我々が思っているよりもビーチバレーは人気がなく、かつて東京23区内（大田区羽田）に存在していた屋外常設のビーチコートは、すでに平成27年5月に閉鎖されていた。

当該地は、工業専用地域であったことから、集客策等において柔軟な対応が可能な環境であったにもかかわらず、閉鎖の憂き目を見ている。旧永福南小学校の場合は、第一種低層住居専用地域であるなど、羽田とは全く異なる立地・環境であることから、それこそ「五輪後」の維持管理は、より深刻な事態になると言わざるを得ない。

すなわち、国際規格でビーチコートを建設したとしても、その立地環境の下において、五輪後その国際規格水準にふさわしい活用をどの程度まで図ることができるのか。ここに確実な展望があるとはいえず、五輪後「負の遺産」となりかねないのである。

そこで、新たな証拠を提出し、ここに教育委員会の虚偽答弁を証明する。

## 2. 廃止閉鎖されたビーチコート（大田区羽田旭町10-1）について

大田区羽田旭町10-1に存在した常設ビーチコートが既に廃止されていることについては、添付資料（現地現況写真3枚及び別紙1枚）によって明らかにする。

なお、現況写真の撮影日は、いずれも平成28年7月30日である。

以 上

HP

# スポーツ&カーライフのための充実の4施設 クリエイティブライフ羽田パーク

HANEPA-site

アクセスマップ

TOPICS

最新情報

2015/05/25  
【テニス・フットサル・ビーチ】  
施設開始のご挨拶

2015/04/28  
【フットサル】チーム登録費返金  
対応について

2015/04/15  
【洗車場・自転車】稼働のお知らせ

2015/04/10  
【自転車】屋外設置自転車場の稼働  
中止について

2015/04/10  
【洗車場】悪天による稼働中止



CAR LIFE  
洗車場・月極駐車場



FUTSAL  
フットサルコート  
(東京ベイフットサルクラブ)



TENNIS  
テニスコート



BEACH SPORTS  
ビーチスポーツコート  
(BEACH STADIUM 東京ベイ)





## 別紙 2

28 杉並 第 26015 号  
平成 28 年 7 月 29 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

旧永福南小学校（教室棟）解体及びビーチコート新設等に係る予算執行の差止めを求める住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

平成 28 年 7 月 20 日付 28 杉並監査第 206 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

## 1 旧永福南小学校の現況

### (1) 住所

杉並区永福一丁目7番6号

### (2) 地域地区

第一種低層住居専用地域

(建ぺい率 40%(角地緩和適用により 50%)、容積率 80%)

### (3) 敷地面積

10,590.55 m<sup>2</sup> (※竣工図による)

### (4) 建築面積

2,827.07 m<sup>2</sup> (建ぺい率 26.69% ※竣工図による)

### (5) 延べ面積

6,205.63 m<sup>2</sup> (容積率 58.59% ※竣工図による)

### (6) 竣工

昭和 62 年(築 29 年)

## 2 旧永福南小学校跡地活用に関するこれまでの経緯

(1)平成 26 年 3 月に「杉並区区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」を策定。再編整備の方向性として、統合に伴う学校の跡地については、区民福祉の向上に資するよう、災害対策やまちづくりの視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から、有効な活用策を検討することとした。これを受け、統合後の永福南小学校跡地については、既存校舎を区の喫緊の課題であり、かつ他の施設に比べ大規模な用地が必要な特別養護老人ホームに転用し、体育館については、昭和 42 年に建設され老朽化している近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討することとした。

(2)計画策定後、特別養護老人ホームの整備について、保健福祉部高齢者施設整備担当及び政策経営部営繕課を中心に、施設整備費を補助する東京都福祉保健局高齢社会対策部の意見も踏まえながら、詳細な検討を進めた。その結果、以下の課題が明確となった。

①東京都の「特別養護老人ホーム等施設整備基本指針」において、ユニット型での整備が原則とされている。しかし、既存校舎の転用案では、建物の構造上、ユニット型プランでの諸室の配置が難しい。

②50 年間の使用を想定して特別養護老人ホームの整備をするが、既存校



舎は建築後約 30 年が経過していることから、転用による整備後も大規模な改修を行う必要がある。

- ③一般的に区有地(更地)を活用し、特別養護老人ホームを整備する場合には、社会福祉法人に用地を貸与し、当該法人が施設整備を行い、国、都、区がそれぞれ整備費の一部を補助することとしているが、既存校舎を転用する場合は、区が改修し、その上で運営を社会福祉法人に委ねることになることから、施設整備費の補助と比較し、区の財政負担が大きくなる。
- ④同一建物内で特別養護老人ホームと地域体育館を整備するため、それぞれの管理区分(避難経路・動線等)を設定しにくい。

一方で、既存校舎の改修ではなく、校庭部分に施設を新築した場合には、以下の効果が見込まれた。

- ①既存建物の構造にとらわれることなく、敷地を有効に活用した諸室の配置を行うことができ、入所定員数を増加させることができる。
- ②社会福祉法人に用地を貸付け、民設民営により特別養護老人ホームの整備・運営を行うことで、定期借地料収入も見込まれ、区の財政負担を抑えることができる
- ③区の施設である地域体育館と別の建物とすることで、管理区分が明確になり、維持管理や施設の運営が容易となる。

なお、当該用地は、1に記載のとおり、建ぺい率 40%(角地緩和適用により 50%)、容積率 80%の第一種低層住居専用地域であり、校庭部分を敷地分割して特別養護老人ホームを整備することに伴い、既存の校舎の一部を解体しなければ、地域体育館に改修する部分の建ぺい率及び容積率が、建築基準法に抵触することになる。

(3)平成 26 年 10 月、2(1)及び(2)の検討結果を踏まえ、旧永福南小学校跡地の整備方針を以下のとおり決定した。

- ①特別養護老人ホームの整備については、校舎を解体した上で旧永福南小学校の校庭部分に整備する計画に変更するとともに、障害者団体からの要望などを踏まえ、重度身体障害者入所施設(障害者支援施設)を併設する。
- ②永福体育館への転用については、体育館がある西側の既存校舎の改修により行うこととし、会議室や多目的室等を整備するとともに、ビーチスポーツのほか健康増進のための活動にも利用できる屋外運動広場(ビーチコート)を整備する。

(4)平成 27 年 4 月、旧永福南小学校跡地における特別養護老人ホーム等の建設・運営事業者の公募を行い、平成 27 年 7 月に事業者を決定し、平成 28 年 10 月の着工に向け、事業者による設計が進められた。

(5)平成 27 年 12 月、永福体育館移転改修とあわせて、特別養護老人ホーム等の建設・運営事業者の決定及び施設整備の概要について、近隣住民への説明会を開催した。

(6)平成 28 年 4 月、同月現在の待機児童数が 136 名(速報値)となり、昨年度より 100 名近い増加となった。これを受け、平成 29 年 4 月の待機児童数を推計したところ、平成 28 年度に既に計画している 1,000 名規模の保育施設の整備を行っても、500 名を超える規模になることが明らかになった。

そこで、平成 29 年 4 月に待機児童を確実に解消するため、区が保有する土地・建物を活用して、これまでにない規模で保育施設を整備することとし、広く区民に理解と協力を求めるため、「すぎなみ保育緊急事態宣言」を行った。

(7)平成 28 年 5 月、平成 29 年 4 月の開設に向け、実行計画の計画量を上回る量の保育施設の整備等を緊急に進めるための平成 28 年度の対策を「待機児童解消緊急対策」としてまとめた。

旧永福南小学校跡地についても検討の対象としたが、当該地については、2(2)で述べたとおり既存の校舎の一部を解体しなければ建築基準法に抵触することとなり、解体を行った上で保育施設を建設するためには、最短で 2 年間程度の工期が必要であることから、平成 29 年 4 月には当該用地に保育所を開設することができないため、緊急対策の対象用地とならなかった。

また、緊急対策では、「平成 29 年度以降の取組は、今年度行う実行計画の改定において、明らかにする」こととした。

(8)平成 28 年 7 月、杉並区実行計画(計画期間:平成 29~31 年度)の改定にあたり、平成 29 年度以降の保育施設整備等について検討する中で、今後も保育需要の増加により、相当数の施設整備が必要であることが改めて確認された。

そのため、旧永福南小学校跡地の整備方針の一部を変更し、国際基準を満たすビーチコート部分の面積を確保した上で、屋外運動広場南側を敷地分割し、保育施設を整備することとした。

### 3 今回の措置請求に関する区の見解

#### (1)旧永福南小学校の既存校舎の活用について

請求人は、職員措置請求書 1(3)の中で、旧永福南小学校(教室棟)の存在を取り上げ、「本事業の遂行を正当化できる根拠は見出しがたい」と主張している。

旧永福南小学校東側校舎(教室棟)は、昭和 62 年に竣工された建物であ

ることから、他用途への転用も可能であり、区では、当初、区の喫緊かつ重要課題である特別養護老人ホームに転用することとしていた。

しかし、詳細な検討を行った結果、2(2)及び(3)で述べたとおり、校庭を活用した整備の方針を変更し、東側校舎(教室棟)については、将来的な負担等を総合的に踏まえ、解体撤去する手法を選択したものである。

また、西側校舎(管理・教室棟、体育館)は、既存の学校体育館を一部改修することにより、老朽化が課題となっていた永福体育館の移転先として活用することとしている。これは、統合後の学校跡地の有効活用や老朽化した建物の改築改修経費の縮減の観点からも有益であり、かつ、現・永福体育館用地の保育施設をはじめとした他用途への活用を可能とするものである。

このことにより、区の計画は、学校跡地を効果的に活用できるものであり、区の判断に違法・不当な点はない。

## (2) 保育の待機児童解消緊急対策について

請求人は職員措置請求書1(6)①の中で、旧永福南小学校(教室棟)を活用した保育施設の整備を「他に選びうる手段」が存在すると主張している。また、②の中で「解体を選択すれば、この地は来年4月に必要とされている待機児童解消緊急対策に生かすことが不可能となる。この観点においても、安易な解体は、区に回復困難な損害を与えるものである」と主張している。

2(6)及び(7)で述べたとおり、区では、平成28年4月に行った「すぎなみ保育緊急事態宣言」を踏まえ、同年5月に平成29年4月の待機児童解消に向けた「待機児童解消緊急対策」を策定し、区立施設の転用等により施設整備数を大幅に増やすこととした。

今回施設を整備することとした候補地は、認可保育所整備に必要な一定規模以上の面積、立地条件、接道の状況、29年4月までに整備が可能であるなどの条件を満たした施設の中から、地域の保育需要などに照らして選定したものである。

なお、久我山東原公園については、区立公園272箇所から面積1,000㎡以上の公園110箇所のうち敷地や土地の条件の悪いものを除いた41箇所から都市計画公園等を除く7か所に絞り込んだ中で、接道条件等を勘案して保育適地として選定したものである。当該地周辺の久我山東児童遊園や富士見丘北公園についても検討したが上記の選定条件を満たしていなかった。

また、本公園の一部の転用に関しては、住民説明会を3回実施するとともに、子どもたちの遊び場の代替えとして、平成28年8月1日から、久我山五丁目4番の土地を暫定的に広場として開放すること及び久我山小学校の学校開放事業を拡充することなどにより、区民の理解に努めてきた。

この保育待機児童解消緊急対策は、平成29年4月までに保育施設を整備することを目的とした取組であり、区の判断に違法・不当な点はない。

### (3) 都市公園の保存について

請求人は、職員措置請求書1(6)①の中で、「すでに存在している都市公園は、みだりに全部又は一部を廃止してはならない、とされている」と主張している。また、「公園の撤去は、あくまで最終手段として認めうるものであって、他に選ぶ手段がある場合に撤去を選択し、そこに公金を支出することは、裁量権の逸脱濫用として違法の疑いがある」と主張している。

都市公園の保存については、都市公園法(昭和31年法律第79号)第16条に規定のとおりであるが、同条第一号において、都市公園の全部又は一部の廃止が「公益上特別の必要がある場合」は認められるものとされている。今回の都市公園の全部又は一部を廃止し保育所を設置することは、「待機児童解消緊急対策」によるものであり、「公益上特別の必要がある場合」に当たる。

また、平成24年4月に国土交通省都市局が示した都市公園法運用指針(第2版)によれば、「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことであるとされている。

以上のことから、区の判断に違法・不当な点はない。

### (4) 永福地域の保育需要への対応について

請求人は、職員措置請求書1(4)の中で、「転用可能区有地を有しながら追加整備がないのは、あまりにも不自然であり、裁量権の逸脱濫用と指摘せざるを得ないものがある」と主張している。また、同1(6)①の中で、「都市公園の保存義務に加え、保育の実施義務(児童福祉法24条)が課せられている杉並区が担うべき事業選択として妥当といえるのか」と主張している。

請求人が職員措置請求書1(4)で主張するとおり「認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項」では、公募対象の重点地域として永福町駅を挙げており、これまでも区立施設や民有地の活用を検討し、精力的に保育定員の増に努めてきた。

「待機児童解消緊急対策」を取りまとめる際の検討においても、当該地域で転用できる区立施設の抽出を行ったが、当該用地については、3(2)で述べたとおり平成29年4月までの整備に間に合わないため、候補地から除外した。

一方、平成30年度以降も保育需要がさらに高まることを見込まれ、永福地域での保育施設の整備は不可欠であることから、2(8)で述べたとおり、旧永福南小学校跡地の整備方針を一部変更し、保育施設を整備することとしたものである。

今後とも、現・永福体育館の跡地をはじめ、区立施設の再編整備により生み出された用地などを活用しながら、当該地域における保育施設の整備を計画的に進めていく考えである。

以上のことから、今回の計画は妥当であり、区の判断に違法・不当な点はない。

(5) 区立施設再編整備計画との整合性について

請求人は、職員措置請求書1(5)の中で、「長期に使用可能な建物を安易に解体することは、杉並区区立施設再編整備計画(第一期)で明らかにされている『区立施設を取り巻く状況』及び『計画の基本的な考え方』を無視した対応であると言わざるを得ず、区立施設の老朽化が加速している今日、区に回復困難な損害を与えるものである」と主張している。

しかし、2(3)で述べた区の計画は、校庭部分を活用し重度身体障害者入所施設(障害者支援施設)を併設した特別養護老人ホームの整備及び学校体育館の改修による地域体育館への転用を可能とするだけでなく、地域体育館の跡地活用により保育需要等への対応を図ることもできるものである。

したがって、この計画は、杉並区区立施設再編整備計画(第一期)に示した基本方針「複合化・多機能化等による効率化の推進」「学校施設と学校跡地の有効活用」「緊急性の高い施設の優先整備」に合致するものであり、区の判断に違法・不当な点はない。



28 杉教第 4970 号  
平成 28 年 7 月 29 日

## 抗 弁 書

杉並区監査委員 宛

杉並区教育委員会  
教育長 井出 隆安

### 1 永福体育館の移転改修とビーチコートの整備の経緯

#### (1) 杉並区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プランの策定

平成 26 年 3 月に、杉並区は、区立施設設置基準の見直しや再編整備の取組を明らかにした「杉並区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン（以下「第一次実施プラン」という。）」を策定した。

この計画において、旧永福南小学校については、「既存校舎を特別養護老人ホームへ転用し、体育館を老朽化した近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討する」とし、永福体育館については、「築 40 年以上が経過しており老朽化への対応が課題となっていることから、旧永福南小学校体育館へ移転」することとされた。

#### (2) 旧永福南小学校跡地の整備方針

「第一次実施プラン」に基づき、平成 26 年 10 月に、杉並区は、地元からの要望や杉並区議会スポーツ振興議員連盟から要望書が提出されたこと等も踏まえ検討をした結果、次のように旧永福南小学校跡地の整備方針を決定した。

##### ア 特別養護老人ホーム及び重度身体障害者入所施設の整備

当初の計画（第一次実施プラン）では、既存校舎（東側部分）を改修して特別養護老人ホームを整備することとしていたが、最大数の入所定員の確保とコストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案し、現在の校庭に特別養護老人ホームを整備し、既存校舎の東側部分を解体撤去する。

また、障害者団体から出されている入所施設の設置要望を踏まえ、重度身体障害者入所施設を特別養護老人ホームに併設する。整備に当たっては、区が用地を貸し付け、社会福祉法人による民設民営とする。

##### イ 地域体育館・多目的集会室・屋外運動広場等の整備

誰もが身近な地域でスポーツ・運動を楽しみ、地域の交流にも資する施設づくりを推進するため、既存校舎の西側部分を改修して永福体育館に転用するとともに、会議室及び多目的室等として整備する。

また、新たなスポーツ分野の振興を図る観点から、ビーチスポーツのほか健康増進のための活動にも利用できる屋外運動広場（ビーチコート）を整備し、

施設は指定管理者による運営とする。

## 2 旧永福南小学校校舎の東側部分を解体する必要性

「第一次実施プラン」では、既存校舎の西側部分を改修して永福体育館に転用し、既存校舎の東側部分を改修して特別養護老人ホームを整備することとしていた。

検討を進める中で、最大数の入所定員の確保とコストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案し、校舎改修ではなく校庭に特別養護老人ホームを整備することとした。また、障害者団体からの要望を踏まえ、重度身体障害者入所施設を併設することとした（旧永福南小学校跡地の整備方針）。

特別養護老人ホーム及び重度身体障害者入所施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の整備に当たっては、区が社会福祉法人に用地を貸し付け、民設民営にすることとしている。

社会福祉法人が施設を建設することから、貸し付ける敷地面積を明確にするため、校庭部分を特別養護老人ホーム等の用地として敷地分割することとした。

また、永福体育館の整備に当たっては、既存校舎を活用して移転改修を行うこととしているが、当該用地は建ぺい率 40%（角地緩和適用により 50%）、容積率 80%の第一種低層住居専用地域であるため、校舎部分の敷地面積では既存校舎全体を残すと建築基準法に抵触してしまうこととなる。そのため、杉並区は、既存校舎の西側部分を改修して体育館に転用し、既存校舎の東側部分を解体することとした。

## 3 永福体育館の移転改修の考え方

杉並区教育委員会では、大宮前体育館、妙正寺体育館などの近年の区立体育館の改修に当たり、子どもから高齢者まで区民誰もがスポーツ・運動に親しみ、健康で豊かな暮らしの拠点となるよう、健康・体力づくり関連の機能の充実を図ってきた。

永福体育館の移転改修に当たっても、これらと同様の考え方に基づき、従来のアリーナを備えた体育館に加えて、小体育室、トレーニングルーム、会議室等の附帯施設を整備するとともに、既存校舎の東側部分を解体した空地の有効活用を図るため、屋外運動広場（ビーチコート）を設けることとしたものである。

この屋外運動広場（ビーチコート）については、新たなスポーツ分野の振興を図る観点からのビーチスポーツのほか、健康増進のための活動により多世代での利用を図ることができるものである。

また、この屋外運動広場（ビーチコート）については、ビーチバレーボールの国際基準（以下「国際基準」という。）を満たすように整備することとしている。その理由は、①23区初となる国際基準を満たす常設ビーチコートを整備することにより、東京 2020 オリンピック競技大会の開催に際して、区内に競技会場となる



施設がない中で、事前キャンプ地等として活用することで、外国選手団との触れ合いを通じた国際交流や青少年育成、地域の活性化や区の知名度の向上等が期待できること、②オリンピック開催後も、国内のビーチスポーツのトップレベルの選手による試合や練習会場として利用されることで、区民に対してトップアスリートの技術等を目の当たりにする機会を定期的かつ継続的に提供できることである。

#### 4 旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更

平成 28 年 7 月に、杉並区は、平成 31 年度までの保育需要数等の見込みを踏まえ、旧永福南小学校跡地の一部に保育施設を整備するため、当該整備方針を一部変更することとした。

この整備方針の一部変更により、屋外運動広場（ビーチコート）の南側を敷地分割して保育施設を整備することとしたことから、杉並区教育委員会は、国際基準を満たす屋外運動広場（ビーチコート）部分の面積を必要最低限に精査した上で、南側に整備することとしていた倉庫、観覧席及び駐輪場を北側部分に立体化して配置するなど、永福体育館移転改修工事の設計を変更することとした。

#### 5 契約及び予算執行の流れ

- (1) 当初の旧永福南小学校跡地の整備方針に伴い、永福体育館の移転改修（旧永福南小学校の東側校舎の解体、屋外運動広場の設置を含む。）に係る予算は、以下のとおり、平成 28 年度当初予算の配当を受けていた。

予算総額	1,331,240 千円
内訳) 平成 28 年度	486,240 千円
平成 29 年度（債務負担行為）	845,000 千円

また、契約及び予算執行のスケジュール（予定）は、以下のとおりであった。

平成 28 年	7 月	入札
平成 28 年	8 月	仮契約
平成 28 年	9 月	第三回区議会定例会に契約議案を提案
平成 28 年	10 月	本契約
平成 29 年	4 月	平成 28 年度分支払い
平成 29 年	12 月	工事完了・平成 29 年度分支払い

- (2) 旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更に伴い、契約及び予算執行においても、以下のとおりのスケジュール（予定）に変更した。

平成 28 年	7 月	～	地域・各団体への説明 永福体育館移転改修工事設計
平成 28 年	9 月		第三回区議会定例会に永福体育館移転改修工事費 の補正予算案を提案
平成 28 年	12 月		入札

平成 29 年	1 月	仮契約
平成 29 年	2 月	第一回区議会定例会に永福体育館移転改修工事契約議案を提案
平成 29 年	3 月	本契約
平成 29 年	4 月	工事着工
平成 30 年	6 月	竣工
平成 30 年	9 月	永福体育館開設

## 6 職員措置請求に対する杉並区教育委員会の見解

上記のとおり、杉並区教育委員会は、第一次実施プラン及び同プランに基づく整備方針により、旧永福南小学校の既存校舎の西側部分を改修して永福体育館を移転することとし、校庭部分に特別養護老人ホーム等を建設するために敷地分割を行うと建築基準法に抵触することから既存校舎の東側部分を解体することとした。併せて、既存校舎の東側部分を解体した空地の有効活用を図るため、屋外運動広場（ビーチコート）を設けることとしたものである。

その後、旧永福南小学校跡地の一部に保育施設を整備するために当該整備方針の一部が変更された（屋外運動広場（ビーチコート）の南側部分を敷地分割して保育施設を整備する。）ことに伴い、杉並区教育委員会は、屋外運動広場（ビーチコート）部分の面積を必要最低限に精査した上で、南側に整備することとしていた倉庫、観覧席及び駐輪場を北側部分に立体化して配置するなど、永福体育館移転改修工事の設計を変更することとしたものである。

これらのことから、杉並区教育委員会の判断に、違法・不当な点はない。

なお、永福体育館の移転改修の契約に当たっては、入札情報サービス（東京電子自治体共同運営）により、以下のとおり、平成 28 年度の発注予定として公表しており、請求人は職員措置請求書に事実証明書として添付していた。

件名	杉並区永福体育館移転改修建築工事
履行期間	契約確定日の翌日から 2017 年 12 月 15 日まで
概要	既存校舎解体・改修工事
入札予定時期	2016 年 7 月

しかし、旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更に伴い、請求人が事実証明書として職員措置請求書に添付していた平成 28 年度の発注予定については、現時点では存在しない。

28 杉教第 5191 号  
平成 28 年 8 月 12 日

## 抗 弁 書

杉並区監査委員 宛

杉並区教育委員会  
教育長 井出 隆安

### 1 首都圏における屋外常設ビーチコートの実況

平成 27 年 10 月に杉並区議会決算特別委員会で杉並区教育委員会事務局スポーツ振興課長（以下「スポーツ振興課長」という。）が答弁した屋外常設のビーチコートについては、神奈川県川崎市（川崎マリエン）、藤沢市（鵜沼海岸ビーチレクリエーションゾーン）、平塚市（湘南ベルマーレひらつかビーチパーク）、埼玉県越谷市（しらこぼと水上公園）及び深谷市（深谷グリーンパーク）は平成 28 年 8 月 12 日現在も運営しているが、大田区（ビーチスタジアム東京ベイ）は請求人の主張のとおり、平成 27 年 5 月に廃止されている。

なお、このほか、首都圏には、横浜市（八景島海の公園）、千葉県船橋市（オールサムズビーチスポーツパーク）、御宿町（月の砂漠記念像周辺特設コート）及び茨城県神栖市（サビアスポーツ）に、屋外常設のビーチコートが設置されている。

### 2 大田区のビーチコート（ビーチスタジアム東京ベイ）の廃止について

大田区にあったビーチコート（ビーチスタジアム東京ベイ）は、テニスコート（5 面）やフットサルコート（3 面）、洗車場を備えた総合施設である「クリエイティブライフ羽田パーク」（大田区羽田旭町 10-1）の一施設として、ビーチコート（1 面）が整備されていたが、平成 27 年 5 月にビーチコートを含む施設全体の営業を廃止している。

平成 28 年 8 月 9 日に杉並区教育委員会事務局スポーツ振興課において、当該施設を管理していた企業（鹿島建物総合管理株式会社）に施設を廃止した理由を確認したところ、当該施設（クリエイティブライフ羽田パーク）は、土地を一時的に活用するため、施設の建設に比べて安価に設置可能なビーチコートやテニスコート、洗車場などを整備したものであるが、今後、当該施設の隣接地を含め他の用途に活用するため、当該施設全体を閉鎖したとの回答を得ている。

したがって、請求人がビーチバレーは人気がないと主張することと、大田区のビーチコートの廃止とは直接の関連がない。

### 3 新たな証拠に対する杉並区教育委員会の見解

#### (1) スポーツ振興課長が虚偽答弁したとする主張について

杉並区教育委員会事務局スポーツ振興課では、杉並区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プランに基づく旧永福南小学校跡地の整備方針の具体化に向けて、スポーツ振興課長が、平成26年5月31日に大田区にあった「ビーチスタジアム東京ベイ」を視察したほか、同年8月までの間に他のビーチコート施設を視察した。杉並区議会決算特別委員会におけるスポーツ振興課長の答弁は、こうした自らの見聞に基づき行ったものである。平成27年5月に当該施設が廃止された事実を承知していなかったことから、結果として一部事実と異なる答弁となってしまうが、偽って答弁したものではない。

なお、請求人が虚偽答弁と主張する杉並区議会決算特別委員会は、平成27年10月14日の誤りである。

#### (2) ビーチコートは五輪後「負の遺産」となりかねないとの主張について

移転改修後の永福体育館には、23区初となるビーチバレーボールの国際基準を満たす常設のビーチコートを整備することにより、①東京2020オリンピック競技大会の開催に際して、区内に競技会場となる施設がない中で、事前キャンプ地等として活用することで、外国人選手団との触れ合いを通じた国際交流や青少年育成、地域の活性化や区の知名度の向上等が期待できること、②オリンピック開催後も、国内のビーチスポーツのトップレベルの選手による試合や練習会場として利用されることで、区民に対してトップアスリートの技術等を目の当たりにする機会を定期的かつ継続的に提供できるものである。

また、首都圏には、埼玉県越谷市や深谷市、千葉県船橋市の内陸部にも屋外常設ビーチコートが設置され、これらの施設においてはビーチバレーのほか、ビーチサッカー、ビーチテニス、ビーチフラッグなどのビーチスポーツやビーチヨガなどの健康増進事業を行うために年間を通して活用されており、杉並区においても同様の活用を想定している。

これらのことから、ビーチコートは、地域の住民に日常的・継続的に活用される施設になり得るものであり、請求人が主張する「五輪後に負の遺産になりかねない」との指摘は当たらない。

# 資 料



# 杉並区区立施設再編整備計画 (第一期)

(平成 26～33 年度)

## 第一次実施プラン

(平成 26～30 年度)

平成 26 年 3 月

杉並区





## はじめに



区では、昭和45年5月に策定した「杉並区長期行財政計画」の中で、地域を構成する大きな単位として7地域の標準生活圏域と、それを細分化した46地区の「近隣住区」の考え方を採用し、これを施設の規模や配置を定める際の基準としてきました。

当時は、区内の各地域で人口が増加しており、地域における生活環境整備を目的として、7地域に各1つの地域区民センターの設置が計画され、児童生徒の施設についても区民福祉向上の観点から学校や保育所、児童館の整備が行われました。特に、学校施設は昭和35年から昭和49年、その他の区立施設は昭和49年から平成12年にかけて多く整備されました。今後、これらの施設が築50年を越え、一般的な鉄筋コンクリート造建築物の耐久性等から、次々に更新時期を迎えることになります。

現在、区は少子高齢化と人口減少の時代を迎えており、「近隣住区」の考え方を採用した当時と、区政をめぐる状況や区民ニーズは大きく変化しています。こうした時代の変化に応じて必要なサービスを継続的に提供し、持続可能な行財政運営を行っていくために、平成24年3月に策定した「杉並区基本構想（10年ビジョン）」に基づき、「杉並区総合計画（10年プラン）（平成24～33年度）」に区立施設の再編・整備の方針を打ち出し、「杉並区実行計画（3年プログラム）（平成24～26年度）」の取組項目として検討を行ってまいりました。

このたび、区議会及び区民等の意見提出手続きのご意見等も踏まえ、区立施設再編整備計画(第一期)（平成26～33年度）・第一次実施プラン（平成26～30年度）を策定いたしました。今後の計画の具体化にあたっては、引き続き区民の皆様のご意見等もお聞きしながら、少子高齢化社会における区民福祉の向上のため着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成26年3月

杉並区長 田中 良



# 目次

杉並区区立施設再編整備計画(第一期) (平成 26～33 年度) …	1
第 1 章 区立施設を取り巻く状況 ……	2
～今なぜ再編が必要なのか?～	
1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担 ……	2
2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応 ……	4
第 2 章 計画の基本的な考え方 ……	5
1. 基本方針 ……	5
2. 対象とする区立施設 ……	7
3. 計画の位置付けと進め方 ……	8
第一次実施プラン (平成 26～30 年度) ……	9
1. 基本的な考え方 ……	11
2. 国との連携による新たな取組 ……	11
3. 計画期間と進め方 ……	13
4. 再編整備の方向性と具体的な取組 ……	14
資料編 ……	55



# 杉並区立施設再編整備計画 (第一期)

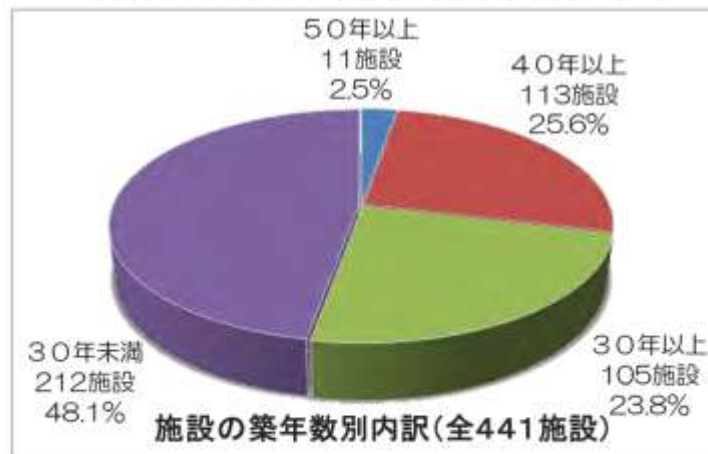
(平成26～33年度)

# 第1章 区立施設を取り巻く状況～今なぜ再編が必要なのか？～

## 1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担

- 区では、地域を構成する単位として、7地域・46地区を設定し、これを施設の規模及び配置を定める場合の基準として、施設を①広域的施設（区を単位として必要数を整備）②地域的施設（7地域を単位として必要数を整備）③近隣施設（46地区を単位として必要数を整備）に分類し、計画的に整備を行ってきました。
- 平成24年度末現在、区は総数で596、床面積にして約84万㎡の施設を保有していますが、その多くは人口増加や経済成長を背景に、昭和40年代から50年代にかけて整備されました。そのため、現在、全施設<sup>※</sup>の約50%は築30年を越え、約30%は築40年を越えている状況です。今後、これらの施設が老朽化に伴い、次々に更新時期を迎えることになります。  
※災害備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を除く。以下同様。
- 平成24年12月の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故や東日本大震災時の九段会館（千代田区）の天井崩落を見るまでもなく、老朽化した施設や社会基盤の安全確保が急務となっています。首都直下地震発生の危機が高まる中で、区は、区立施設の老朽化や耐震性の課題に迅速・的確に対応し、安全・安心な施設サービスを提供していく必要があります。
- しかし、施設の改築・改修には多大な経費がかかります。仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後30年間に必要な改築・改修経費は約2,779億円と推計されます（平成26年4月1日現在）。年度別に見ると、平成29年度から34年度の間と、平成46年度から50年度にかけて100億円を超える年度が多く、最高では145億円もの経費が必要となります（P58参照）。これは区が過去10年間に支出した改築・改修経費の年平均約52億円を大幅に上回る額であり、大きな財政負担となります。

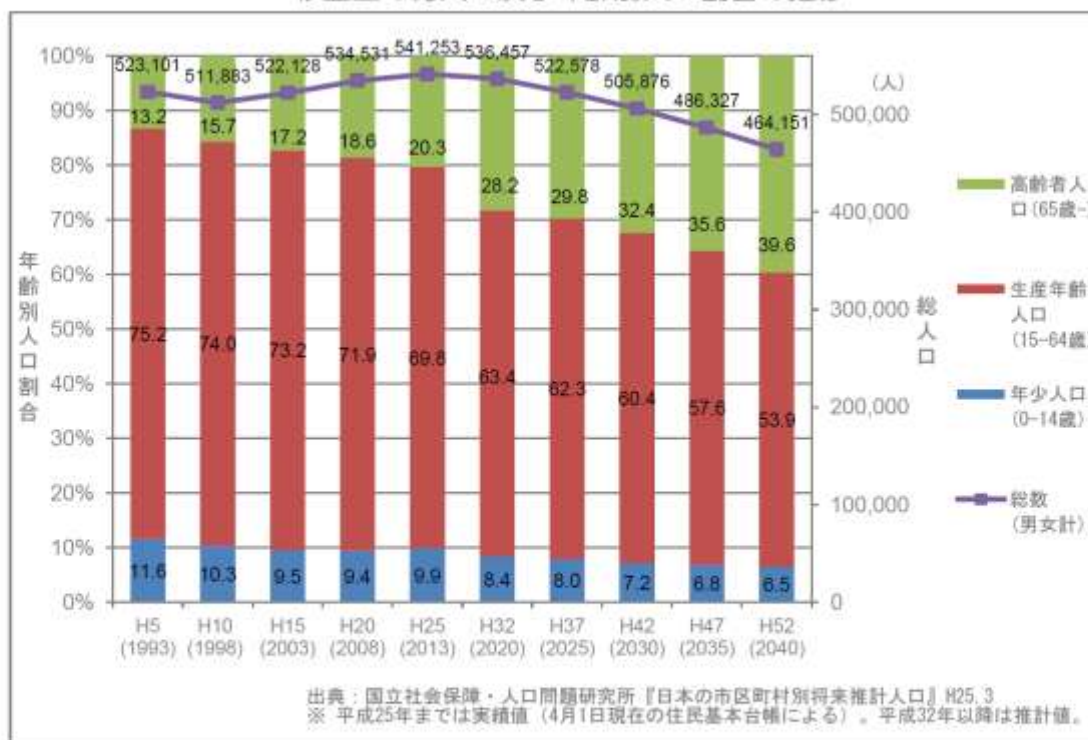
区立施設の築年数別内訳（平成24年度末現在）





- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、区の人口は、約30年後（2040年）には、現在の541,253人から464,151人へ77,102人減少します。また、人口全体に占める高齢者人口（65歳以上）の割合は、現在の20.3%から39.6%へ増加する一方、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、それぞれ9.9%から6.5%、69.8%から53.9%に減少します。
- 生産年齢人口の減少に伴い、今後、区民税収入が減少していくのに対し、少子高齢化の一層の進展により、児童・高齢者・生活困窮者などの社会保障関係の経費である扶助費はさらに増加していくことが想定されます。このような状況の中で、施設の維持・更新に多くの予算を振り向けることは現実的に困難です（P62参照）。
- 施設の再編整備の取組で生み出された財政効果は、財政負担の軽減はもとより、区民福祉の向上と区民サービスの充実にも有効に活用します。利用率が低い施設を廃止したり、スペースに余裕のある施設を改築に併せて適正な規模にスリム化するなど、区立施設全体の規模を縮減することで、今後の改築・改修経費や、施設の維持に必要な光熱水費、修繕費、清掃費等の軽減を図ります。また、廃止した施設の跡地等を売却または貸付することで得られる新たな財源は、その時々の方行政需要等を踏まえて活用します。

杉並区の総人口及び年齢別人口割合の推移



## 2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

- 施設の現状に目を向けると、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で設置当初に比べ利用状況が大きく変化しています。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設への需要の増加傾向は、当分の間続くと予測されるとともに、高齢化の一層の進展により特別養護老人ホーム等の高齢者施設への需要についても、今後、確実に増加することが見込まれており、少子高齢社会における区民福祉の向上が喫緊の課題となっています。
- 一方、学校施設は、少子化の影響で児童生徒数が減少し、それに伴い学級数も減っていることから、学校によっては余裕教室が生じており、一部の学校では統合も実施されています。
- 児童館は、0歳から18歳までの児童を対象とした施設ですが、乳幼児親子や学童クラブ（児童館42館中38館に併設）の需要増への対応等が課題となっています。
- ゆうゆう館（旧敬老会館）は、60歳以上の高齢者の専用施設として、元気な高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点となっています。近年、NPO等の協働事業者による多様な事業が展開されるようになったことに伴い、利用者数は増えていますが、和室や小規模な部屋のほか、夜間の利用率が低いなど、貸出室や時間帯による利用のばらつきが大きく、全体の平均利用率は40%台となっています。
- 集会室についても、地域区民センターをはじめ、区民集会所、区民会館など様々な施設があり、区民のコミュニティ活動の場や趣味の活動の場として活用されていますが、利用率は平均して60%台にとどまっています。
- このように、施設ごとの利用率を見ると、需要に対して不足している施設がある一方で、必ずしも十分に活用されていない施設もあります。施設の必要性を利用率だけで測ることはできませんが、施設の更新・維持管理に多額の経費がかかり、施設を使わない区民もその経費を税金として負担している以上、利用状況を含め、施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設をより有効に活用していく必要があります。
- そのためには、施設の再編整備を進めていくことが不可欠です。現在、築50年を越える施設は約3%にとどまっていますが、10年後には約28%、20年後には約52%になる見込みです。再編整備の取組は、早期に実施するほど大きな削減効果が期待できます。施設の安全性の確保、持続可能な財政運営、そして新たな行政需要への対応を図るために、施設の再編整備は、区民の皆様と共に、今まさに取り組まなければならない喫緊の課題なのです。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本方針

#### (1) 施設設置基準の見直し—7地域の継承と46地区の基準の転換

区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅勢圏中心に設定した7地域については、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。

一方、児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準については、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直し、今後は「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

なお、施設の配置にあたっては、高齢化の一層の進展を視野に入れ、施設間の巡回車両の導入の研究なども含め、区民の利便性の確保に配慮して配置を進めます。

#### (2) 複合化・多機能化等による効率化の推進

施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。

廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。

生み出された果実（貸付・売却等による財政効果）は、区民福祉の向上を図るため、その時々行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進します。

#### (3) 学校施設と学校跡地の有効活用

地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の推移などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。

また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。

#### (4) 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、限られた施設スペースの中でサービスの充実を図ることがもはや限界を迎えていること、「子ども・子育て支援新制度」（P24 参照）の本格施行（平成27年度予定）に向け、各種の子育て支援サービスに関する利用相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを段階的に継承し、充実を図ります。

### （5）ゆうゆう館の再編

60歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館（旧敬老会館）は、保育園を併設する施設の一部については保育施設への転用を図るとともに、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。

再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。

### （6）地域コミュニティ施設の再編

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点と位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、現在は特定の年齢層を対象にした施設であるゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる施設へと段階的に再編します。施設の配置にあたっては、誰もが身近な地域で気軽に利用できるように配慮するとともに、地域団体等による世代間交流事業などを推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備を進めます。

### （7）誰もが利用しやすい施設整備の推進

区立施設は区民生活に最も身近な施設であることから、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に利用できるよう、だれでもトイレやエントランススロープの設置など、バリアフリーに配慮した施設づくりを推進します。

また、今後の施設整備にあたっては、内装や間取りの変更が容易な工法（スケルトンインフィル）を採用するなど、区民ニーズの変化に応じて用途を柔軟に変えて活用できるような施設づくりを進めます。

### （8）緊急性の高い施設の優先整備

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。

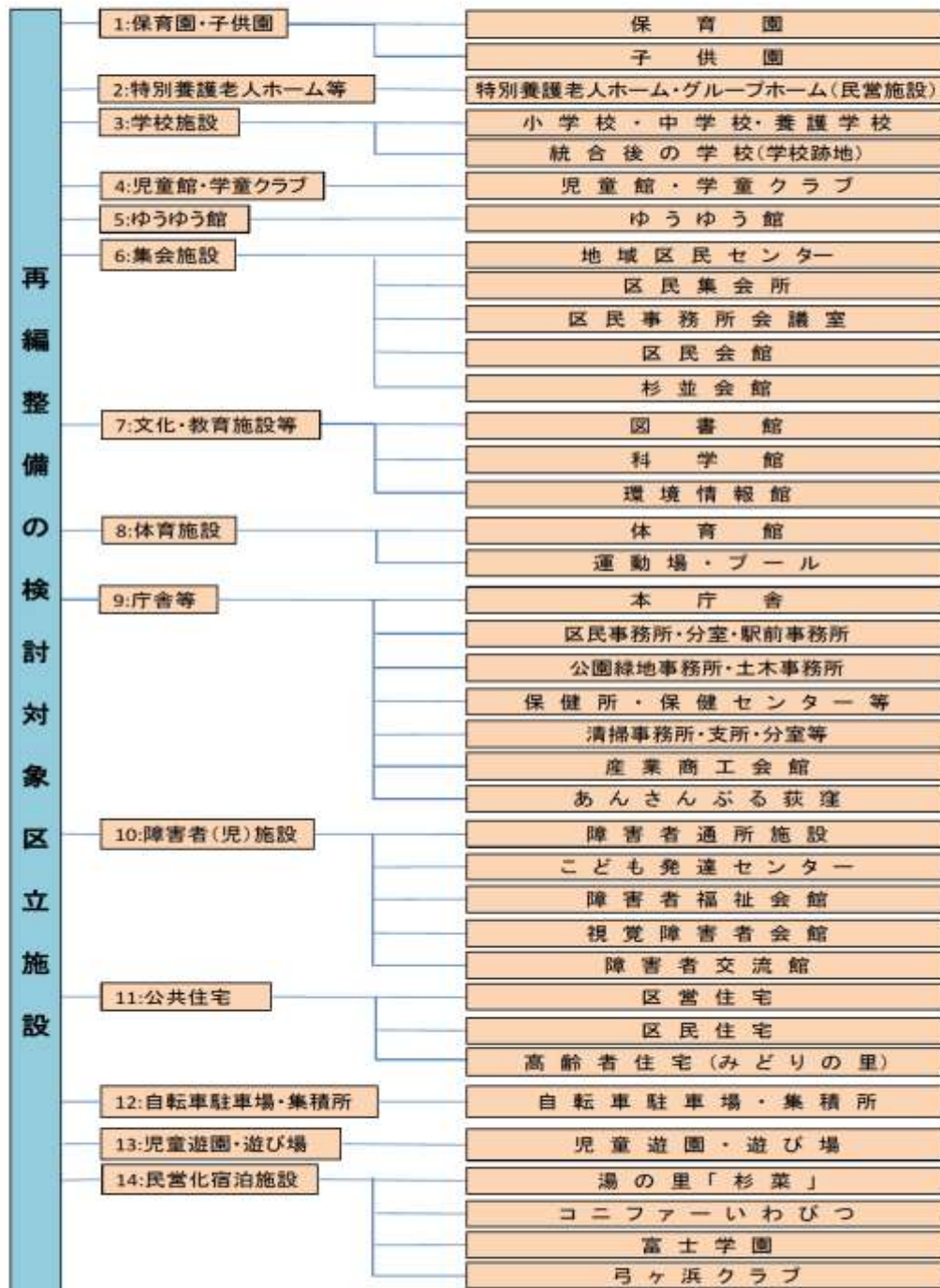
また、都市部における女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展を背景に今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について優先的に整備を行い、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる環境整備を進めます。

### （9）国や東京都、他自治体等との連携

特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地のほか区有地との交換も視野に入れ、財政負担の軽減化を図ります。また、広域的な施設については、近隣自治体との共同運営の可能性についても検討していきます。

## 2. 対象とする区立施設

今回の計画で再編整備の対象とする区立施設は下記の施設とし（特別養護老人ホーム等は民営施設）、インフラ施設（道路、橋梁）は対象外とします。統合後の学校跡地と老朽化した学校の更新は検討対象とします。





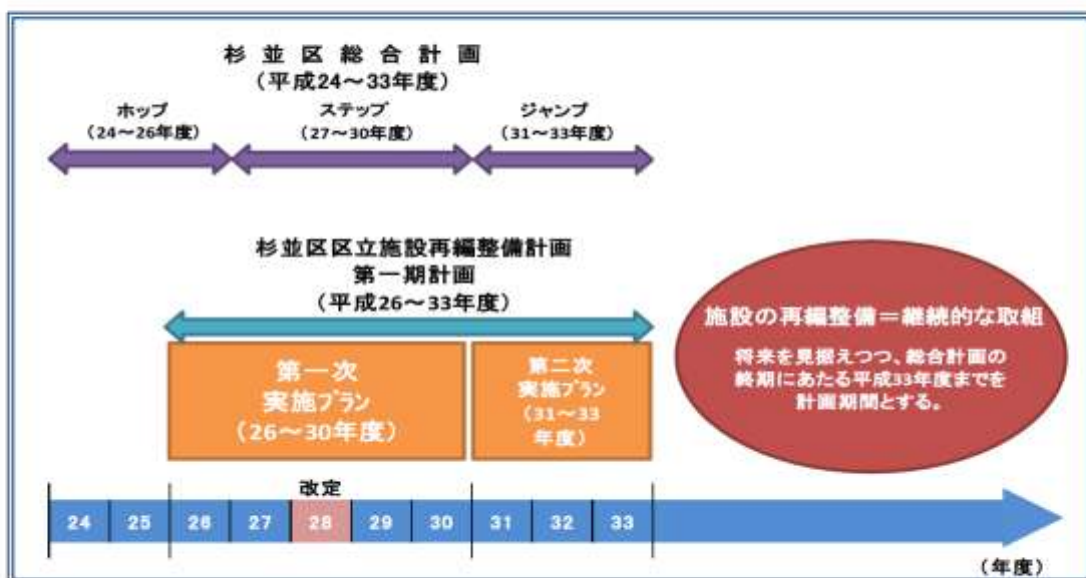
### 3. 計画の位置付けと進め方

- 施設の再編整備は、今後、時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、息長く進めなければならない課題です。そのため、これから30年後の将来を見据えつつ、杉並区総合計画との整合性を図るため、平成26年度から杉並区総合計画の終期にあたる平成33年度までを第一期計画期間とします。第一期計画を円滑に推進するため、計画を具体化した平成30年度までの第一次実施プランを策定します。
- 本計画の策定の如何にかかわらず、耐震性等に課題のある施設や区民ニーズに応じて迅速な対応が必要な施設については、緊急性の高いものから優先して重点的に整備を進めます。特に、以下の取組については、区民の安全・安心を確保するなどの観点から、関連する施設も含めて、平成26年度当初予算に必要な経費を計上し、早期に着手します(※)。

- ① 耐震性：杉並会館の耐震補強、産業商工会館の廃止
  - ② 保育・高齢者施設ニーズへの対応：現大宮前体育館跡地を活用した施設整備等
  - ③ 利便性の向上と施設配置の適正化：証明書類のコンビニ交付システムの開発等
  - ④ 関連施設：就労支援センターの移転、環境情報館の移転

※該当する取組は、第一次実施プランの実施スケジュールの具体的取組に★を記しています。

- 第一次実施プランの平成27年度以降の取組については、平成26年度に改定を予定している杉並区総合計画・同実行計画に反映します。また、第一次実施プランは、計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成28年度に改定します。第二次実施プランは、杉並区総合計画の改定に合わせて平成30年度に策定します。



杉並区立施設再編整備計画  
(第一期)

# 第一次実施プラン

(平成26～30年度)

# 第一次実施プラン（平成 26～30 年度）

1. 基本的な考え方	11
2. 国との連携による新たな取組	11
3. 計画期間と進め方	13
4. 再編整備の方向性と具体的な取組	14
(1) 保育園・子供園	14
(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）	17
(3) 学校施設	20
(4) 児童館・学童クラブ	23
(5) ゆうゆう館	27
(6) 集会施設	30
(7) 文化・教育施設等	33
(8) 体育施設	37
(9) 庁舎等	39
(10) 障害者（児）施設	45
(11) 公共住宅	47
(12) 自転車駐車場・集積所	49
(13) 児童遊園・遊び場	51
(14) 民営化宿泊施設	53

## 1. 基本的な考え方

第一次実施プラン（以下「実施プラン」という。）は、杉並区立施設再編整備計画（第一期）（以下「第一期計画」という。）を着実に推進していくための具体的な実施計画として策定するものです。

実施プランでは、当分の間、需要の増加が見込まれる保育施設の整備、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行等を踏まえた児童館の再編、高齢化の進展に伴う特別養護老人ホーム等の整備、老朽化や耐震性等の課題から更新の緊急性の高い施設の再編整備に重点的に取り組むとともに、これらを実現するために、地域の最大の公共空間である学校施設の複合化・多機能化の推進及び学校跡地の有効活用、国・東京都との連携による公有地の活用を図ります。

第一次実施プランの取組により、施設の廃止等に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等による財政効果が期待され、その果実（今後30年間の推計額、約137億円）は区民福祉の向上を図るため有効に活用します。

## 2. 国との連携による新たな取組

区内の荻窪税務署（天沼三丁目）は老朽化しており、区はこれまで、駅近くへの移転や税務行政の効率化、税の総合相談の実施など、区民サービスの向上につながるような形での建替えを要望してきました。

一方、本用地は、隣接する廃止が決定された国家公務員宿舎と合わせると、区内では確保することが難しい6,300㎡を超える大規模用地であり、特別養護老人ホームの整備用地の適地と考えられます。

そこで区は、区保有の「あんさんぶる荻窪」（荻窪五丁目にある福祉事務所等からなる複合施設）と荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地の用地（以下「荻窪税務署等用地」という。）を対象とした財産交換を前提に、今後国と具体化に向けた協議を進めていきます。

国が「あんさんぶる荻窪」を活用して施設の移転を行えば、より駅に至近な立地となることから区民サービスの向上につながるとともに、既存施設の改修で整備できるため経費縮減を図ることができると考えられます。

区にとっても、荻窪税務署等用地を一体的に活用することができれば、用地の規模を活かして、大きく3つの機能の充実・強化を図ることができます。

第一に、現在区では、急速な高齢化の進展に伴い、要介護高齢者が増加しており、特別養護老人ホームの整備が急務となっていますが、当該用地を活用すれば大規模



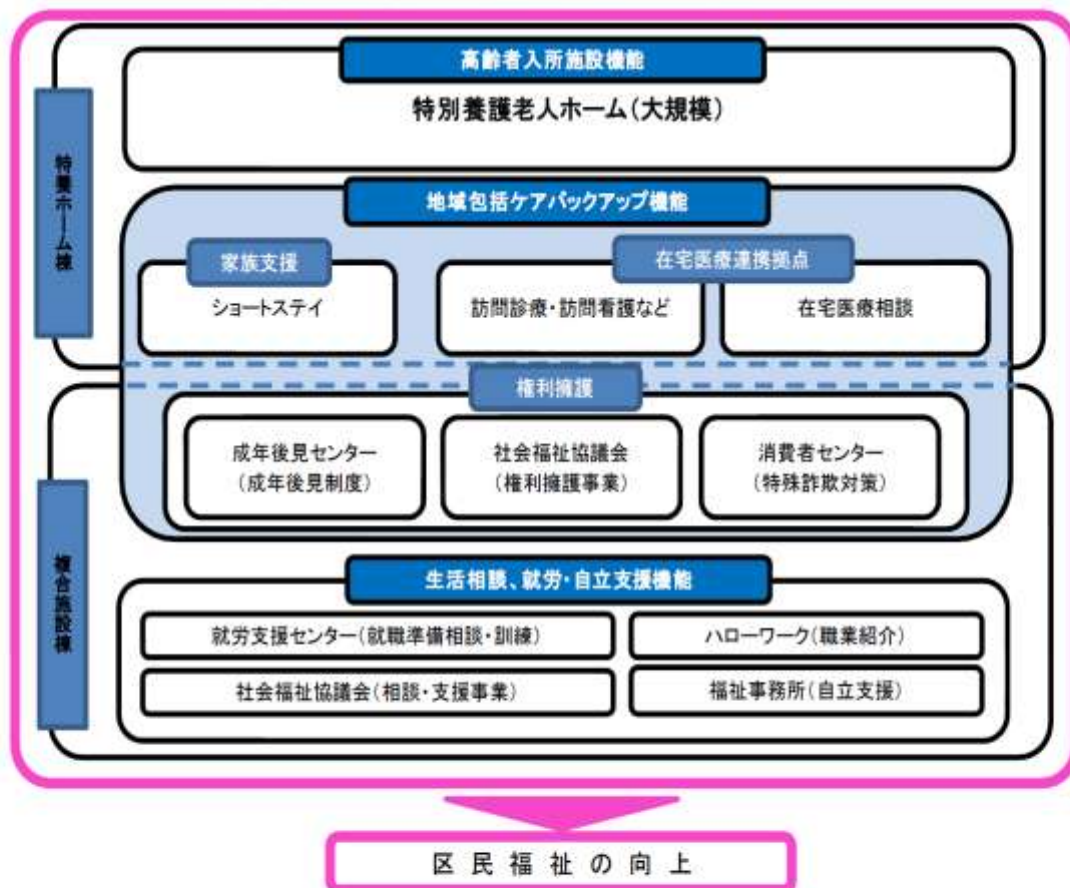
な特別養護老人ホームの整備が可能となります。

第二に、特別養護老人ホームに、通常より規模の大きいショートステイを併設することで、在宅介護の家族支援を充実することができます。また、在宅医療相談機能や、特別養護老人ホームの医療的ケアの充実にもつなげる医療・看護提供機能を備えることで、区内全域の在宅医療連携拠点を作ることができます。さらに認知症などにより判断能力が不十分な方の権利擁護や、深刻化する高齢者の消費者被害の相談といった専門的な支援機能を集約することで、各地域で推進していく地域包括ケアのバックアップ機能の拠点とすることができます。

第三に、現在、「あんさんぶる荻窪」内にある福祉事務所、消費者センター、社会福祉協議会のほか、就労支援センター等を移転し、生活相談や就労支援に関連するサービスを総合的・一体的に提供することにより、就労・自立支援の拠点とすることができます。

このような活用により、区民福祉の向上に資するとともに、近隣の旧若杉小学校の有効活用も含め、地域のまちづくりへの寄与にもつながります。

荻窪税務署・国家公務員宿舎跡地を活用した区民福祉向上のイメージ





※地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で、また自分が望む住まいで、これまでのような日常生活を継続できるよう医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されることです。

これからの高齢者福祉は、特別養護老人ホームなどの施設整備とともに、在宅での生活を可能な限り支援していくことが求められており、地域包括ケアは、その鍵となるものとして充実強化する必要があります。

### 3. 計画期間と進め方

第一次実施プランは、第一期計画の始期である平成 26 年度から、杉並区総合計画のステップ（第 2 段階）期間の終期である平成 30 年度までの 5 年間で計画期間とし、計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成 28 年度に改定します。

計画のうち耐震性等の課題や区民ニーズへの迅速な対応などから緊急性の高い取組は、平成 26 年度から着手するものとし、平成 26 年度当初予算に必要経費を計上しています。（※）

また、子ども関連施設の再編整備の進捗状況を踏まえ、平成 30 年度に策定する第二次実施プランで具体化を予定している集会施設やゆうゆう館などの再編整備の検討に着手します。

区立施設の再編整備にあたっては、区民意見交換会等を開催し、幅広く区民の皆様のご意見を聞きながら合意形成を図っていきます。

※該当する具体的な取組は、「4. 再編整備の方向性と具体的な取組」の【実施スケジュール】に★を記しています。



## 4. 再編整備の方向性と具体的な取組

### (1) 保育園・子供園

#### 施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
保育園	保護者が就労などで保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	44	631 m <sup>2</sup>	99.8%
子供園	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6	657 m <sup>2</sup>	88.0%

#### 施設の配置



## 課題と再編整備の方向性

近年、女性の社会進出の本格化等に伴って保育需要は増加の一途をたどっており、保育の待機児童対策は、都市部に共通する重要課題となっています。平成 26 年度以降も、現時点における区の推計（P64 参照）では、今後 5 年間は各年平均で 430 名程度の新たな保育需要が発生するものと見込んでいます。平成 27 年度には、より実態に応じた保育の量的拡大・確保等を目指す「子ども・子育て支援新制度」（P24 参照）が本格施行される予定であり、その実施主体となる区は、こうした保育需要に対して必要な施設整備を効率的・効果的に推進し、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を着実に整備していく必要があります。

また、既存の区立保育園・子供園は、その多くが築 30 年以上であり、そのうち 26 園は築 40 年以上を経過しています。これらの施設の老朽化への対応も大きな課題であり、改築時の仮設園舎の確保を含め、計画的に整備を進めていきます。

## 具体的な取組

- 今後の保育需要の動向等を踏まえ、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進します。
- 老朽化した保育園・子供園は、緊急度・優先度等を考慮して、計画的に改築を進めます。改築時の仮園舎は、国有地等の活用を含めて設置場所を検討するとともに、設置した仮園舎は近隣にある複数の保育施設の改築に利用するなど有効に活用します。
- サービスの維持・向上と運営の効率化を図るため、今後とも、指定管理者制度の導入や民営化を計画的に進めます。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政効果 (億円)
保育需要に応じた施設整備 (※1) 高齢者施設との併設施設	遊び場 79 番(高円寺南一丁目)の活用 高円寺東保育園の改築 (定員約 20 人増)			仮園舎 設計・建設	仮園舎 活用	解体・ 遊び場 復旧	
	現大宮前体育館跡地の活用 (★)(※1)(新規定員約 150 人)	解体・ 事業者 選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開園		10.2
国有地等を活用した老朽施設の改築	成田東四丁目用地の活用(★) 認可保育所の新設 (新規定員約 110 人) 阿佐谷南保育園の改築 (定員約 10 人増)	調査・設計	建設	仮園舎 活用	認可保育所 開設		0.7
	下高井戸四丁目用地の活用 (★)	仮園舎 活用		仮園舎 活用	解体	公園整備	0.7
	下高井戸保育園の改築 (定員約 30 人増)	設計	解体・ 建設	開園			4.1 (*)
	下高井戸子供園の改築		設計	解体・ 建設	開園		
	梅里二丁目用地(国有地)の 活用(★)(定期借地) 杉並保育園の移転改築 (定員約 10 人増)	調査・設計	建設	仮園舎 活用	杉並保育園 移転開園		1.4
	馬橋保育園の改築(※2) (定員約 20 人増)	調査・ 事業者 選定	解体・ 設計 (事業者)	建設 (事業者)	開園		
	現杉並保育園の跡地活用			検討		解体	
	阿佐谷北三丁目用地(国有 地)の活用(★)(定期借地)	調査・設計	建設	仮園舎 活用	仮園舎 活用		0.7
	天沼保育園の改築(※2) (定員約 10 人増)	調査・ 事業者 選定	解体・ 設計 (事業者)	建設 (事業者)	開園		
	阿佐谷北保育園の改築(※2) (※3)(定員約 10 人増)			調査・設計	解体・ 建設		

★ H26 年度当初予算に計上

(※3) 阿佐谷北保育園の併設施設であるゆうゆう阿佐谷北館については、現在地での継続または移転を含め検討します。



## (2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）

### 施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
特別養護老人ホーム	<p>常時介護が必要な要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話等を行うことを目的として設置</p> <p>区からの用地賃借等を含め、民間事業者が用地を確保し整備・運営を実施</p>	12	3,951 m <sup>2</sup>
認知症高齢者グループホーム	<p>認知症高齢者が家庭的な環境の中で必要な援助を受けながら、認知症の進行を和らげ、少人数で共同生活を送ることを目的に設置</p> <p>民間事業者が区から建設助成等を受け整備・運営を実施</p>	18	564 m <sup>2</sup>

### 施設の配置



## 課題と再編整備の方向性

区の高齢化率は、上昇の一途をたどり、昭和45年（1970年）には約5%であったものが、平成25年（2013年）では20%を超え、平成52年（2040年）には40%に達すると推計されています。こうした急速な高齢化の進展に伴い今後一層、要介護高齢者の増加が予想されており、区では介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、民間事業者による特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めているところです。

特別養護老人ホーム等の整備には、運営事業者の安定的な運営を確保するため大規模な用地が必要ですが、住宅都市の杉並区では用地確保が困難であるとともに、用地確保にあたっての財政負担も大きなものとなります。こうしたことから、区立施設の再編整備によって生み出された一定規模以上の区有地及び国や都との連携による未利用地の有効活用と建設助成などにより、民間事業者による整備を促進していきます。

## 具体的な取組

- 旧永福南小学校の既存校舎について、特別養護老人ホームへ転用を図ります。
- 現大宮前体育館廃止後の跡地を活用して、認知症高齢者グループホーム等を整備します。
- 国や東京都との連携により公有財産を有効に活用して高齢者施設の整備を推進します。
- 現・荻窪税務署用地及び隣接する国家公務員宿舎跡地（以下「荻窪税務署等用地」という。）とあんさんぶる荻窪（福祉事務所・消費者センター等からなる複合施設）との交換について、国と具体的な協議を進めます。荻窪税務署等用地には、大規模な特別養護老人ホーム等を整備するとともに、在宅介護を支援するショートステイを多数確保するほか、在宅療養が困難となった方への医療的ケアの体制を強化するなど、区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能を果たすことができる施設を整備します。（P40、41 参照）
- 区立施設の再編整備により生み出された施設・用地を有効に活用して、特別養護老人ホーム等の高齢者施設整備を推進します。

## 実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政効果 (億円)
旧永福南小学校の既存校舎を特別養護老人ホームに改修	←(既存校舎利用) 事業者選定	→設計(事業者)	←改修(事業者)	→開設		37.2
現大宮前体育館跡地の活用による認知症高齢者グループホーム等の整備(★)(※) (※) 保育施設との併設施設 (1) 保育園・子供園再掲	←解体・事業者選定	→設計(事業者)	←建設(事業者)	→開設		10.2 (*)
現・荻窪税務署等用地の活用(あんさんぶる荻窪との交換)による特色のある特別養護老人ホーム等の整備	←検討・実施					
国や東京都との連携による未利用地等の活用	←検討・実施					
区立施設の再編整備によって生じた施設・用地の活用	←検討・実施					

★ H26 年度当初予算に計上

(\*)P16 を再掲



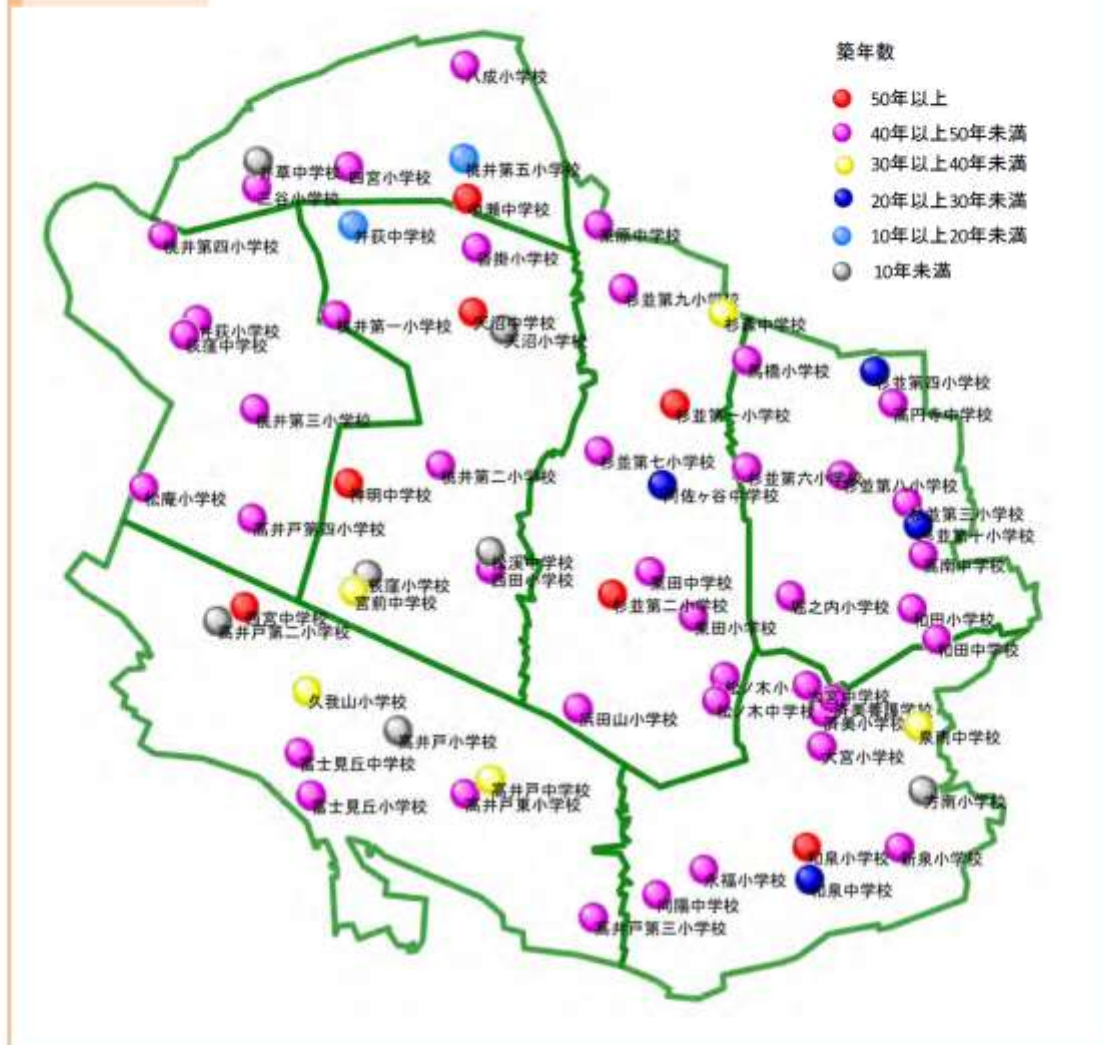
### (3) 学校施設

#### 施設の概要

施設種別	施設数	平均規模
小学校	42	5,934 m <sup>2</sup>
中学校	23	7,130 m <sup>2</sup>
養護学校	1	4,387 m <sup>2</sup>

\*平成 25 年 4 月 1 日現在

#### 施設の配置





## 課題と再編整備の方向性

現在、区立の小学校は 42 校、中学校は 23 校ありますが、今後 30 年間で築 50 年を経過する施設は 50 校を越え、老朽化により次々に改築時期を迎えます。このため、昭和 50 年代をピークに減少傾向にある児童生徒数の動向を見据え、計画的かつ効果的・効率的な改築整備を進める必要があります。

一方、校舎内の教室や敷地内に一定の余裕のある学校もあり、学びの場にとどまらず、子どもの安全・安心な放課後の居場所として、学校施設を有効に活用することが求められています。

このような状況から、今後改築する際は、学校の施設規模をスリム化するとともに、他施設との複合化・多機能化を進め、より一層、地域コミュニティの核となる施設づくりを進めます。既存の学校についても、余裕教室等を活用した学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の校内での実施を進め、時代のニーズに的確に対応していきます。また、統合に伴う学校の跡地については、区民福祉の向上に資するよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から、有効な活用策を検討します。

## 具体的な取組

- 杉並第一小学校は築後 56 年を経過しており、老朽化に伴う改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、地域のまちづくりの動向等も踏まえつつ、移転・複合化を図ります。また、産業商工会館の展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。なお、複合化にあたっては、小学校と他施設の動線の分離や校庭面積の確保など、学校の教育環境の確保を最優先に考え、地域の活性化や区民の利便性の向上の視点などから具体化を図ります。
- 学童クラブは、保護者の要望等を踏まえて小学校内での実施を基本とし、計画的な移設を進めます。また、小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、地域団体との協働による運営も視野に、モデルとなる取組を推進します。
- 旧若杉小学校については、防災スペースを確保するとともに、地域の活性化や病児保育及び障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れ、本格活用について検討します。
- 統合後の新泉小学校の跡地については、防災スペースの確保をはじめ地域の防災機能の強化に資する活用を図ることを前提に、地域のまちづくり、教育、福祉の向上等の観点から、用地全体の有効活用策を検討します。
- 旧永福南小学校については、既存校舎を特別養護老人ホームへ転用し、体育館を老朽化した近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討します。
- 「高円寺地域における新しい学校づくり計画」の進捗状況に合わせて、杉並第四小学校と杉並第八小学校の統合後の跡地について、活用策を検討します。

## 実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
杉並第一小学校の改築に合わせ、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能の集約を基本に移転・複合化		検討	調査	設計	設計	建設	
学童クラブの小学校内での実施				実施(3校) 新泉・和泉(※)高井戸第三 杉並第二			4.1
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施			モデル実施(3校) 杉並第二 新泉・和泉(※) 高井戸第三				(※1)
防災や地域の活性化、子育て支援等を視野に入れ旧若杉小学校跡地の本格活用の検討		跡地活用) 検討					
統合後の新泉小学校は防災入居を確保したうえで有効活用策を検討		跡地活用) 検討					26.4
旧永福南小学校の活用	・校舎 特別養護老人ホームに転用 (2) 特別養護老人ホーム等再掲	(既存校舎利用) 事業者選定	設計(事業者)	改修(事業者)	開設		37.2 (※2)
	・体育館 永福体育館に転用		設計	改修	転用		15.1
統合後の杉並第四小学校跡地の活用策を検討				検討			
統合後の杉並第八小学校跡地の活用策を検討				検討			

(※)平成27年4月に小中一貫教育校(仮称)杉並和泉学園として開校予定

(※1)P16を再掲

(※2)P19を再掲

## (4) 児童館・学童クラブ

### 施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
児童館	0歳から18歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき、小学生の放課後等居場所事業や子育て支援事業等の実施を目的として設置	42 ※児童青少年センターを含む	657㎡	—
学童クラブ	保護者が就労などにより、昼間留守になる家庭の児童を対象にした放課後の生活の場として設置	児童館併設 38 単独施設 11	129㎡ (単独施設のみ)	97.4%

※「児童青少年センター」：中・高校生を主な利用対象とする大型児童館

### 施設の配置



## 課題と再編整備の方向性

近年、児童館では、乳幼児親子のための「ゆうキッズ」と小学生の学童クラブ利用が大幅に伸びる一方、中・高校生の利用は減少傾向にあるなど、利用状況が変化してきています。現在の児童館の施設で、こうしたニーズを踏まえた0歳から18歳までの児童を対象とした全ての機能・サービスを実施するためには、十分なスペースが確保できない等の課題があります。

また、「子ども・子育て支援新制度」(※)では、区市町村が、保育をはじめとする子育て支援サービスの利用相談・情報提供のほか、乳幼児親子のつどいの広場(ゆうキッズ)、一時預かり保育などの事業を、地域の実情等に応じて実施することとされ、これらの事業を身近な地域で行う子育て支援拠点を整備する必要があります。

こうした状況等を踏まえ、児童館という施設にとらわれることなく、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、身近な小学校や新たに19か所程度整備する地域子育て支援拠点等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めていきます。

※平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度では、区市町村を実施主体として、保育の量的拡大・確保をはじめ、総合的に地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。





## 具体的な取組

- 学童クラブは小学校内での実施を基本とし、校舎内の余裕教室等や敷地内の余裕スペースを活用して児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保します。第一次実施プランでは3か所の学童クラブの移設を行うこととし、その後も引き続き段階的な移設を進めます。なお、それまでの間、学童クラブの需要増に対応するため一部の児童館の学童クラブ受け入れ数を拡大します。
- 小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、第一次実施プランでは学童クラブの校内移設など環境の整った3か所の小学校を対象に、学童クラブの利用児童との交流機会を確保するなどのモデルとなる取組を進めます。
- 「ゆうキッズ」を含む乳幼児親子の居場所は、引き続き小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で気軽に利用できるよう、再編整備後も、後述の（仮称）子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で実施することとし、全体として現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図っていきます。
- 中・高校生の放課後等居場所事業は、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえた「基本的な考え方」（※）に基づき、今後、具体化を進めます。
- 子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う新たな地域子育て支援拠点として、保健センター及び再編後の児童館施設等を活用した、19か所程度の（仮称）子どもセンターを段階的に整備します。具体的には、以下の考え方を基本に、周辺施設が持つ機能などの地域特性を踏まえて、効率的・効果的な整備を図ることとし、第一次実施プランでは7か所の整備を進めます。
  - ・保健センター内に整備する（仮称）子どもセンター（5か所）は、母子保健との連携を図りつつ、「①保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」を平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて開始し、その後、施設再編の状況に合わせて段階的に「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」を実施していきます。
  - ・再編後の児童館施設等を活用した（仮称）子どもセンター（14か所）は、「①保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」、「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、「③一時預かり保育事業」のほか、「④地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくりの機能」を担うこととし、7地域に2か所ずつ整備していきます。
- 以上の取組を着実に進め、それらが実現したところから、保育施設や地域コミュニティ施設への転用等の活用策を検討します。それまでの間は、現在の児童館で引き続き事業を実施します。
- 下高井戸児童館については、ゆうゆう下高井戸館を移転し、多世代が利用できる地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。

(※) 中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方(概要)

- (1) 可能な限り駅に近い場所を基本に、地域バランス等を踏まえた必要数の設置を検討する。
- (2) 中・高校生が若者世代との交流を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効果的・効率的な整備・運営方法等を検討する。
- (3) 今後、新たな居場所づくりを進める中で、「ゆう杉並」の運営等についても必要な見直しを検討する。

## 実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
(仮称)子どもセンターの設置	保健センター内への設置		● 設置(5所)				/
	児童館施設の活用			● 和泉	● 成田西		
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 (3) 学校施設再掲			● 杉並第二	● 新泉・和泉(※)	● 高井戸第三		4.1
学童クラブの小学校内での実施 (3) 学校施設再掲				● 新泉・和泉(※)	● 高井戸第三	● 杉並第二	(※1)
中・高校生の新たな居場所の検討・実施		←—————→ 検討・実施					/
地域コミュニティ施設への転用等を検討		←—————→ 検討					/
下高井戸児童館にゆうゆう下高井戸館を移転				● 移転			4.1 (※1)

(※)平成 27 年 4 月に小中一貫教育校(仮称)杉並和泉学園として開校予定

(※1) P16、P22を再掲

## (5) ゆうゆう館

### 施設の概要

設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
60歳以上の区民の福祉増進を目的に、高齢者の健康増進、介護予防、教養向上、レクリエーション、生きがい活動支援、社会参加支援等の場として設置	32	246㎡	41.4%

### 施設の配置





## 課題と再編整備の方向性

ゆうゆう館は、平成 18 年度に前身の敬老会館から名称を改めるとともに、その位置付け、運営方法等の見直しを行い、「生涯現役を応援する地域拠点」として、NPO 法人等との協働事業等に取り組んできました。

現在では年間利用者が 40 万人を超えるとともに登録団体も倍増し、高齢者の社会参加や交流、生きがい活動の拠点としての機能と役割を果たしています。今後さらに高齢化が進展する中、身近な地域での活動の場の必要性は、大きくなるものと見込まれます。

一方で、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、効率化の視点からはさらなる工夫が求められます。また、全体の半数近く（15 施設）が築 40 年を越え、その多くが他の施設を併設しています。このため、老朽化への対応や併設施設の更新方針との調整が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、一部の保育園併設施設では、喫緊の課題である保育施設への転用を優先させることとしますが、そうした場合においても代替施設の確保を図りながら、順次、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編整備を進めていき、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができるゆうゆう館の機能と役割を継承していきます。

## 具体的な取組

- 当面、ゆうゆう館の集会室について、高齢者の利用枠を確保したうえで、町会や青少年育成委員会等の地域団体も利用できるようにします。また、夜間の目的外利用については、さざんかねっと予約システム（※1）による予約を可能にし、利用率の向上を図ります。
- 保育園併設のゆうゆう館については、保育需要に応えるため、改築の際には当面、代替施設を確保したうえで保育園に転用します。
- 第二次実施プランでの具体化に向けて、ゆうゆう館を幅広い高齢者が利用でき、かつ多世代が集うことのできる地域コミュニティ施設への転用を検討します。また、当面、移転先の代替施設でゆうゆう館事業の運営を継続しながら、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。

（※1）「さざんかねっと」：パソコンや携帯電話などのインターネット、電話または各施設に設置されているタッチパネル式パソコンを使って、施設の予約や抽選申し込み、施設の空き情報が確認できるシステム。





## (6) 集会施設

### 施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
地域区民センター	区民相互の交流や活動によりコミュニティの形成を図る地域の集会施設	7	3651㎡	61.6%
区民集会所		10	461㎡	61.5%
区民会館	小規模なホールを備えた集会施設 (和田堀会館を除く)	4	646㎡	61.6%
区民事務所会議室	集会や活動等ができる地域に身近な集会施設	18*	350㎡	59.2%
杉並会館	宴会室やアミューズメントルームを有する集会施設	1	3598㎡	42.6%

\*区民事務所会議室の設置数については、平成25年度に4施設を転用したため、平成25年度末時点で14施設となっている。

(参考) 集会施設の地域毎の利用率

井草	西荻	荻窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南和泉
53.5%	60.7%	56.5%	77.3%	60.6%	59.5%	57.9%

### 施設の配置



## 課題と再編整備の方向性

地域には、地域区民センター、区民集会所、区民会館や区民事務所会議室等があり、区民相互の交流や趣味の活動など様々なコミュニティ活動の場として活用されています。しかし、これらの施設の利用率は平均して60%台にとどまっています。今後は利用状況や利用者ニーズを踏まえ、施設の規模や機能を見直し、施設の有効活用を図る必要があります。

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点として位置付けたうえで、区民集会所、区民会館及びゆうゆう館、さらに再編後に機能・サービスを学校等に継承した児童館（(仮称)子どもセンターに転用する施設は除く）を対象に、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討していきます。これらの施設については、児童館の再編等の進捗状況を踏まえて継続的に検討を進め、第二次実施プラン（平成31～33年度）で計画化を図っていきます。

新たに設置する地域コミュニティ施設は、地域団体等による世代間交流事業の推進のほか、区民の文化活動やその発表の場としての活用も視野に入れ、転用する施設の規模等に応じて整備します。

なお、耐震性等の課題のある施設等については、地域コミュニティ施設への再編に先行して再編整備を進めていきます。これまで保育の待機児童対策に活用してきた区民事務所会議室は、町会や青少年育成委員会等の活動を継承するための代替施設を確保したうえで、段階的に廃止します。

## 具体的な取組

- 区民集会所（10館）、区民会館（3館）、ゆうゆう館（32館）、児童館（41館のうち（仮称）子どもセンターに転用しない施設）を対象に、地域バランスや区民の利便性などを考慮したうえで、多世代が身近な地域で集い、文化や趣味の活動等に幅広く利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討します。
- 杉並第一小学校の校舎改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、移転・複合化を図ります。なお、阿佐谷地域区民センターは、移転までの間、現在の施設を継続し、産業商工会館廃止に伴う集会や展示などの機能の代替施設としても活用します。また、産業商工会館廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置し、複合施設ができるまでの間、活用します。
- 杉並会館は築45年を越え、耐震化、設備機器の老朽化、バリアフリー化が課題となっているため耐震補強を実施し、当面、継続して利用した後、現在の施設は廃止します。レセプション機能とアニメーションミュージアムのあり方については、今後、引き続き検討し具体化を図ります。なお、廃止後の跡地は、特別養護老人ホームの整備も視野に入れ、活用策を検討します。
- 区民事務所会議室は、今後も保育の待機児童対策や必要な行政需要に活用するほか、併設施設の利用状況等を踏まえながら、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動が実施できる代替施設を確保し、段階的に廃止を検討・実施します。
- 和田堀会館は、利用率が26.8%と特に低く、老朽化も進んでいるため廃止します。
- 西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）、高円寺地域区民センター（セッション杉並）は、長期修繕計画により保全工事を実施し、引き続き施設の有効活用を図ります。





## (7) 文化・教育施設等

### 施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
図書館*	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して区民の利用に供し、教養、調査研究等に資することを目的として設置	13	1,496㎡
科学館	学校の科学教育の振興と充実、区民の科学的教養の向上を図ることを目的として設置	1	2,762㎡
環境情報館	環境や省エネルギー、リサイクルなどに関する総合的な情報の収集・提供や講座・講習会の開催などの事業を行うことにより、区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進することを目的として設置	1	467㎡

\*中央図書館および地域図書館を指す。このほかに、図書館サービスを補完する施設として図書サービスコーナー（2か所）を設置。また、類似施設として、地域区民センター内に図書室（3か所）を設置。

### 施設の配置



## 課題と再編整備の方向性

### （図書館等）

図書館は「7 地域 14 館（1 地域あたり 2 館）」構想に基づき整備してきましたが、高円寺地域の 2 館目の設置が課題となっています。

図書館 13 館のうち、永福・柿木・高円寺・宮前の 4 館が築 40 年以上経過しており、老朽化への対応が課題となっています。また、中央図書館は設備等の老朽化により改修工事が必要となっています。図書の蔵書数は増え続けており、今後、利用状況等を踏まえて蔵書の基準の見直しを行い、改築時には蔵書スペースを含めた施設規模を縮小する必要があります。

以上のことを踏まえ、これからの図書館は、他施設との複合化・多機能化による共有スペースの確保など、施設規模のスリム化を図るとともに、運営の効率化を図ります。

なお、地域区民センター内に設置された図書室については、地域図書館の整備に伴い利用者が減少しており、見直しが必要となっています。

### （科学館）

科学館は築 40 年以上が経過し、施設設備の老朽化が進んでおり、バリアフリー化が課題となっています。ここ数年横ばい傾向にある利用者の 7~8 割が学校の移動教室（理科実験）による利用ですが、科学館の設備は老朽化が進む一方、学校の理科室の設備は整備されつつあることから、科学館で移動教室を行う必要性は薄れてきています。また、施設の魅力や科学への興味・関心を高めるといった観点からは、設備や展示物が古くなっていることも課題となっています。そのため、学校教育部門と生涯学習部門の機能を分離したうえで、他施設へ機能を移転・充実を図り、現施設は廃止します。

### （環境情報館）

環境情報館は、学習室の利用率は約 8 割ですが、そのうち環境活動を目的とした利用は約 3 割にとどまっています。就労支援センター等と福祉事務所の連携の強化を図るため、環境情報館はあんさんぶる荻窪から移転する必要があります。環境情報館は、これまでの利用実績や平成 29 年度中にリニューアル・オープンする杉並清掃工場が保有する環境学習機能を踏まえつつ、施設の移転先や果たすべき役割を検討し、環境政策の充実に向けた取組を進めます。



## 具体的な取組

## （図書館等）

- 地域住民の利便性の向上を図るため、高円寺地域における図書館のあり方について検討します。
- 永福和泉区民事務所桜上水北分室の廃止（P41 参照）に伴い、同施設に図書サービスコーナーを新設し、周辺地域のサービス向上を図ります。また、高円寺駅前事務所の廃止（P41 参照）に伴い、高円寺駅前図書サービスコーナーについては、高円寺地域の図書館のあり方と合わせて検討することとし、当面サービスを継続します。
- 阿佐谷地域区民センター及び永福和泉地域区民センター内にある図書室は、利用者が減少しているため廃止し、阿佐谷は産業商工会館廃止に伴う集会機能を継続する場に、永福和泉は区民事務所の窓口サービスの拡充に伴う区民事務所の移転先として転用します。
- 中央図書館は、設備等の老朽化に伴い、長期修繕計画による改修・保全工事を行います。
- 永福・柿木・高円寺・宮前の4館については、今後の改築に向け、他施設との複合化・多機能化や施設のスリム化など、コンパクトな図書館づくりに向けた検討を進めます。
- 図書資料の利用状況等を踏まえ、蔵書規模の適正化を図り、省スペース化を推進します。

## （科学館）

- 学校教育部門（児童・生徒のための事業）は済美教育センターへ移転し、理科室支援機能を集中させることで、科学館が担ってきた学校支援機能を充実します。理科の移動教室については、学校理科室の設備を充実し、職員が学校へ出向くことで、学校における理科教育の推進を図ります。生涯学習部門（区民のための事業）は、科学教育の充実にとどまらず、広く区民の生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した次世代型の事業展開を図ることを基本とし、近隣自治体との連携も視野に入れ、拠点等について多面的に検討したうえで実施します。
- 廃止後の跡地活用については、特別養護老人ホームの整備を視野に入れ検討します。

## （環境情報館）

- 平成27年度当初に就労支援センター等の事業を一体的に開始するため、環境情報館は国との財産交換の時期にかかわらず平成26年内にあんさんぶる荻窪から移転します。
- 環境情報館は、現在、リサイクルひろば高井戸として利用しているビル（高井戸東三丁目）を移転先とし、区民による環境活動が推進される拠点施設とすることを基本として、リサイクルひろば高井戸が果たしてきた機能を包含しながら、旧杉並中継所の部分的な活用も含め施設機能を整理します。施設名称の変更も検討し、新たな施設として平成26年内にリニューアル・オープンします。

## 実施スケジュール

### (図書館等)

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
高円寺地域の図書館のあり方について検討	←→ 検討					
永福和泉区民事務所桜上水北分室の廃止に伴う、同施設への図書サービスの開設(★)		● 新設				1.5 (*)
阿佐谷・永福和泉地域区民センター内図書室の廃止・転用(★永福和泉)	阿佐谷	● 廃止	● 改修	←→ 転用		7.2
	永福和泉	● 改修	● 転用	←→		
中央図書館の改修		←→ 設計		←→ 改修		
永福・柿木・高円寺・宮前図書館の改築に向けた検討			←→ 検討			
蔵書規模の適正化による省スペース化推進	←→ 検討・実施					

(\*)P42 区民事務所の廃止の財政効果 10.4 億円を含む

### (科学館)

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
学校教育部門(児童・生徒のための事業)を済美教育センターへ移転(★)	←→ 試行 実施					
生涯学習部門(区民のための事業)の新たな事業展開の検討	←→ 検討					
科学館の廃止		● 廃止				
現施設移転後の跡地活用の検討	←→ 検討					

### (環境情報館)

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
あんさんぶる荻窪から高井戸東三丁目のビルへの移転を実施(★)	● 移転					

★H26 年度当初予算に計上



## (8) 体育施設

### 施設の概要

施設種別	施設数	平均規模	平均利用率
体育館	6	2,893 m <sup>2</sup>	97.6%
運動場	14	336 m <sup>2</sup>	86.2%
プール	5 (屋内3、屋外2)	1,154 m <sup>2</sup>	

(※)運動場の平均規模は体育用建物がある施設の平均値

### 施設の配置



### 課題と再編整備の方向性

体育施設は、地域体育館 6 館、運動場 14 所、プール 5 所（屋内 3、屋外 2）があり、ほとんどの施設が稼働率 90%以上となっています。地域体育館は、3 館（大宮前、妙正寺、永福）が築 40 年以上経過しており、このうち大宮前体育館については改築工事中であり、妙正寺体育館についても改築が計画化されていますが、残る永福体育館については、老朽化への対応が課題となっています。また、和田堀公園プールは築 50 年を迎え、更新の検討が必要です。

今後の施設整備については、区民の健康増進やスポーツ振興を図るため、区立施設の再編整備によって生み出された施設や用地の活用の可能性を検討するほか、東京五輪開催決定を踏まえ、運動施設の充実について東京都への要望を検討します。

### 具体的な取組

- 現大宮前体育館移転後の跡地については、保育施設と高齢者施設の併設施設として活用します。
- 永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転します。現永福体育館の跡地は区民福祉の向上に資するよう有効活用策を検討します。
- 和田堀公園プールについては、現在地からの移転を視野に更新を検討します。
- 区民の健康増進やスポーツ振興を図る観点から、区立施設の再編整備によって生み出された施設や用地の活用の可能性について検討します。

### 実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
現大宮前体育館移転後の跡地を保育と高齢者の併設施設へ転用（★） (1) 保育園・子供園 (2) 特別養護老人ホーム等再掲	解体・事業者選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開園開設		10.2 (*1)
永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転（跡地は有効活用策を検討） (3) 学校施設再掲	跡地活用検討	設計	改修	転用		15.1 (*2)
和田堀公園プールの移転・更新の検討	検討					
スポーツ振興等の観点から再編後の施設や用地活用の可能性を検討	検討					

★H26 年度当初予算に計上 (\*1)P16、P19 を再掲 (\*2)P22 を再掲

## (9) 庁舎等

### 施設の概要

設置目的	施設数	平均規模
<b>(本庁舎)</b> 区の行政の拠点として行政サービスを総合的に提供	1	37,996 m <sup>2</sup>
<b>(区民事務所、分室、駅前事務所)</b> 各種届出や証明書類の発行などの窓口として、本庁のほか に6か所の区民事務所・分室と4か所の駅前事務所を設置	10	160 m <sup>2</sup>
<b>(保健センター)</b> 地域の保健活動の拠点として、身近な保健サービスを総合 的に実施し、区民の健康の保持及び増進を図るため、地域保 健法に基づき設置	5	930 m <sup>2</sup>
<b>(杉並清掃事務所)</b> 杉並区が行う一般廃棄物の収集・運搬業務等の拠点として、 杉並清掃事務所、同方南支所、同下井草分室、同高円寺車庫 を設置	4	1,460 m <sup>2</sup>
<b>(産業商工会館)</b> 杉並区における産業の振興発展を図る施設として設置	1	1,666 m <sup>2</sup>
<b>(あんさんぶる菰窪)</b> 杉並福祉事務所、菰窪北児童館、消費者センター、環境情 報館、社会福祉協議会等の複合施設として設置	1	6,980 m <sup>2</sup>

### 施設の配置





## 課題と再編整備の方向性

### （本庁舎）

区役所本庁舎の東棟は、昭和 38 年に竣工、昭和 45 年に 6・7 階を増築し、平成 5 年に耐震補強を行っています。東棟は築 50 年を経過し、設備も老朽化しており、今後、改築に向けた検討を行います。

### （区民事務所、分室、駅前事務所）

区民事務所、分室、駅前事務所は、窓口の事務取扱件数が減少傾向にあり、平日夜間・土曜の窓口についても、利用率はいずれも低い状況にあります。また、証明書自動交付機の利用率は総じて高いものの、低利用の設置場所があることや運営経費の負担などの課題があります。このため、区民事務所等の配置のあり方とサービスを見直し、地域バランスの確保や区民サービスの向上を図ります。

### （保健センター）

地域の保健活動拠点としての役割を踏まえ、（仮称）子どもセンターと複合化し、施設の効率的な活用とともに、母子保健との連携による子育て支援の充実を図ります。また、和泉保健センターは、バリアフリー基本構想の重点整備地区内にあるため、高齢者や障害者、妊産婦など誰もが利用できる施設づくりを進めるバリアフリー基本構想に則した整備を進めます。

### （杉並清掃事務所）

築 47 年を経過し、老朽化と耐震性の課題があります。平成 12 年度に東京都から施設の移管を受けましたが、移管時の条件から 20 年間は他の用途で利用できない制約があります。平成 32 年度には、他の用途にも活用できるようになることから、早期に改築の計画に着手します。

### （産業商工会館）

老朽化により耐震性が不足しており、バリアフリー化も図られていません。施設の構造上の理由から、簡易な工事での対応が難しいことから、利用者の安全性等を確保するため、現在の施設を廃止し、杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに集会関連機能の集約を基本に移転・複合化を図ります。展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き幅広く区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。（※）

### （あんさんぶる荻窪）

特色ある特別養護老人ホームの整備を核とした区民福祉の向上を図るため、荻窪税務署等用地を対象に国との財産交換の協議を行います。国との協議の動向等を踏まえ、あんさんぶる荻窪内の施設の移転について、具体的な検討を進めます。

※P21、P31 を再掲

## 具体的な取組

## （本庁舎）

- 中長期修繕計画に基づき、計画的な保全を進めるとともに、阿佐谷地域のまちづくりを視野に、東棟の改築に向けた検討を着実に進めていきます。

## （区民事務所、分室、駅前事務所）

- 現在の自動交付機に比べ、より安価な経費で設置場所や利用時間が大幅に拡大する証明書類のコンビニ交付システムを導入し、区民の利便性の向上を図ります。
- コンビニ交付システムの導入によるサービス拡充に合わせて、区民サービス窓口のあり方を見直し、7地域に1か所ずつ配置することを基本に阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を平成26年末に廃止します（阿佐谷区民事務所はゆうゆう阿佐谷館代替施設に転用、桜上水北分室は図書サービスコーナーに転用、宮前分室は福祉系施設への転用を視野に活用策を検討）。また、区民の利便性の向上を図るため、すべての窓口で取扱事務及び開設時間を原則として同一にし、土曜日は月2回、平日夜間（本庁を除く）は週1回開設することとします。名称も「区民事務所」に統一します。

## （保健センター）

- 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて、5か所の保健センター内に（仮称）子どもセンターを整備し、母子保健との連携を図りつつ、子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業を開始します。
- 和泉保健センターは、バリアフリー化のための改築を行うこととし、その際、一時預かり保育事業など（仮称）子どもセンターの機能拡充を図ります。

## （杉並清掃事務所）

- 改築に合わせて方南支所、下井草分室を移転集約し、敷地の有効（高度）利用を図ります。現在の施設は平成28年以降に閉鎖し、改築が完了するまでは方南支所、下井草分室、高円寺車庫に機能を分散配置します。
- 清掃事務所方南支所の移転に合わせて、障害者（児）施設への転用を検討します。

## （産業商工会館）

- 杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに集会関連機能を集約することを基本に移転・複合化を図ります。ただし、展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。
- 現在の施設は平成26年度末に廃止します。杉並第一小学校への移転までの間の集会や展示等の機能については、阿佐谷地域区民センターなどを活用して継続します。また、産業商工会館廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置し、複合施設ができるまでの間、活用します。
- 併設のゆうゆう阿佐谷館は、平成27年度から阿佐谷区民事務所及び阿佐谷区民事務所会議室に移転し、地域コミュニティ施設への移行に向けたモデル的な取組を進めます。
- 産業商工会館内にある就労支援センター事業は、国が進める生活困窮者対策の見直しとそれに伴う包括的な総合相談体制の構築を視野に、あんさんぶる荻窪へ移転し、福祉事務所との連携を強化します。同じく勤労福祉会館で実施している就労準備訓練業務等も、就労支援センター事業との連携を図るため、同センター事業の移転に合わせて、あんさんぶる荻窪で実施します。

## （あんさんぶる荻窪）

- 早期に国と荻窪税務署等用地との交換の協議をまとめ、大規模な特別養護老人ホームを整備するとともに、通常より規模の大きいショートステイを併設して

在宅介護の支援を充実するほか、訪問診療・看護のサービスや在宅医療相談などの在宅療養を支える在宅医療連携拠点の整備を図ります。また、判断能力が不十分な方の権利擁護や高齢者の消費者被害の相談機能も集約することで、区内全域の地域包括のバックアップ機能の拠点とします。

- 現在あんさんぶる荻窪内にある施設のうち、荻窪北児童館の機能・役割は、基本的に桃井第二小学校及び杉並保健所内に必要なスペース等を確保・整備して、継承・充実を図ります。合わせて、桃井第二小学校内には、近隣の保育園児等が利用できる小規模な遊び場や地域住民の集会・交流スペースも整備します。
- 荻窪南第二自転車駐車場及び地域の防災倉庫については、存続することを基本的に国との協議を進めます。
- その他の施設（平成26年以内に高井戸東三丁目のビルへ移転する環境情報館を除く）については、荻窪税務署等用地に移転し、生活相談などのサービスを総合的に提供し、就労・自立支援の拠点とします。
- さらに、用地の規模を活かし、集会スペースを設けるとともに、当面、保育施設の整備を視野に、その時々福祉ニーズ等に柔軟に対応できるスペースの確保に努め、区民福祉の向上を図ります。

## 実施スケジュール

### (本庁舎)

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
東棟改築の検討			←	検討		

### (区民事務所、分室、駅前事務所)

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
証明書類のコンビニ交付を実施(★)	● 実施					
4事務所の廃止と平日夜間・土曜窓口開設時間の見直し(★)	● 廃止 見直し					10.4
高井戸駅前事務所宮前分室跡地は福祉系施設への転用を視野に活用策を検討	← 検討					2.1 (*1)
永福和泉区民事務所桜上水北分室跡地を図書サービスコーナーへ転用(★) (7)文化・教育施設等再掲		● 転用				1.5 (*2)
阿佐谷区民事務所・同会議室をゆうゆう阿佐谷館に転用(★) (5)ゆうゆう館再掲 (6)集会施設再掲		● 転用				7.7 (*3)

★ H26年度当初予算に計上

(\*1)区民事務所の廃止による財政効果 10.4 億円を含む

(\*2)P36 を再掲

(\*3)P29、P32 を再掲



（保健センター）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
保健センター（5所）に（仮称）子どもセンターを設置（4）児童館・学童クラブ再掲		設置（5所）				
和泉保健センターの改築	調査	基本計画	設計	設計 建設	建設	

（杉並清掃事務所等）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
清掃事務所の改築 （方南支所、下井草分室の移転・集約）		基本計画	設計	設計	建設 （2か年）	
清掃事務所方南支所の移転後の跡地を障害者施設への転用を検討					検討	

（産業商工会館）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
杉並第一小学校の改築に合わせ、集会関連機能の集約を基本に移転・複合化 （3）学校施設、（6）集会施設再掲	検討・調査		設計	設計	建設	
展示場機能と杉並会館のレセプション機能の整備のあり方検討	検討					
現在の施設を廃止し、集会室等の機能は阿佐谷地域区民センター等を活用（廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置）（6）集会施設再掲	廃止	解体 建設	暫定集会施設の運営			
ゆうゆう阿佐谷館を阿佐谷区民事務所・同会議室に移転（★） （5）ゆうゆう館再掲、（6）集会施設再掲、 （9）庁舎等（区民事務所、分室、駅前事務所）再掲		移転 （阿佐谷区民事務所・阿佐谷会議室）				7.7 （*）
就労支援センター事業をあんさんぶる荻窪へ移転（★）		移転				

★ H26年度当初予算に計上 (\*）P29、P32、P42を再掲



（あんさんぶる荻窪）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 （億円）
環境情報館をあんさんぶる荻窪から高井戸東三丁目のビルへ移転（★） （7）文化・教育施設等再掲	● 移転					/
就労支援センター事業をあんさんぶる荻窪へ移転（★） （9）庁舎等（産業商工会館）再掲	● 移転					/
荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との交換についての国との協議 あんさんぶる荻窪内の施設の移転 〔 ・環境情報館、荻窪北児童館以外の施設は、荻窪税務署等用地に移転 ・荻窪北児童館の機能・役割は、基本的に桃井第二小学校、杉並保健所内へ移転 〕 現・荻窪税務署等用地の活用による特色ある特別養護老人ホーム等の整備 （2）特別養護老人ホーム等 再掲	←	→	←	→		/

検討・実施

★ H26年度当初予算に計上



## (10) 障害者（児）施設

### 施設の概要

設置目的	
<p>(障害者（児）通所施設)</p> <p>障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置</p> <p>(障害者福祉会館等)</p> <p>障害者福祉の増進を目的として設置</p>	
	施設数
通所施設等	4
障害者福祉会館等	4

### 施設の配置



### 課題と再編整備の方向性

通所施設については定員を超える通所希望があること、また将来的な需要の増加や障害者関係の法律改正の趣旨などを踏まえ、障害者（児）が地域で安心して生活できるための施設等を引き続き整備していく必要があります。

こうした需要増等に対応するため、今後の障害者（児）施設の整備については、民間事業者を中心として推進していきますが、区立施設の再編整備によって生み出された施設や区有地を活用し、民間事業者に対して整備用地の確保などの支援を図っていきます。

### 具体的な取組

○あすなろ作業所（方南一丁目）の2階スペースを活用することにより、重度知的障害者の通所先を確保するとともに、施設の充実を図ります。

○杉並清掃事務所方南支所の移転に合わせて、その跡地の障害者施設への転用を検討します。

○区立施設の再編整備によって新たに生み出された施設や用地を活用し、障害者（児）の地域生活を支援する施設やグループホーム等の整備を推進します。

### 実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
杉並区シルバー人材センター方南分室スペースを活用した重度知的障害者通所施設の整備（※シルバー分室は高齢者活動支援センターに移転）	転用 ●					
清掃事務所方南支所の移転に合わせて障害者施設への転用を検討 （9）庁舎等（清掃事務所等）再掲				←→ 検討		
区立施設の再編整備によって生じた施設・用地の活用	←→		検討			





### 課題と再編整備の方向性

公共住宅は、区立施設の中で学校施設に次ぐ規模を占めており、改築改修経費や維持管理経費の負担軽減等が課題となっています。

区営住宅は、比較的築年数の浅いものが多い状況ですが、今後は、老朽化に対応した計画的な維持補修や改修等による長寿命化を図り、更新コストの削減と財政負担の平準化を行っていきます。また、将来の更新時期を見据え、民間の住宅ストックの活用や建替時における他施設との併設等、効率的・効果的な施設整備のあり方を検討していきます。

高齢者住宅（みどりの里）は、需要が高い状況が続いていますが、16棟のうち14棟が民間借り上げ施設であり、賃借料等のコストが多大となっています。今後は、民間事業者等と連携し、区内の空き家等を活用した高齢者の住まいの確保や区営住宅の活用について検討を進めていきます。

区民住宅（ベル・サラン）は、区内の民間賃貸住宅が同程度の家賃で供給されていることから、段階的に廃止します。

### 具体的な取組

- 民間住宅ストックを活用した区営住宅等の施設整備のあり方を検討します。
- 駐車場の地域住民への貸し出しなど区営住宅施設の有効活用を図ります。
- 区営住宅の計画的な維持補修等により長寿命化を図ります。
- 20年間の開設期間が終了する区民住宅（5団地）を順次廃止し、区が所有する6戸は売却します。

### 実施スケジュール

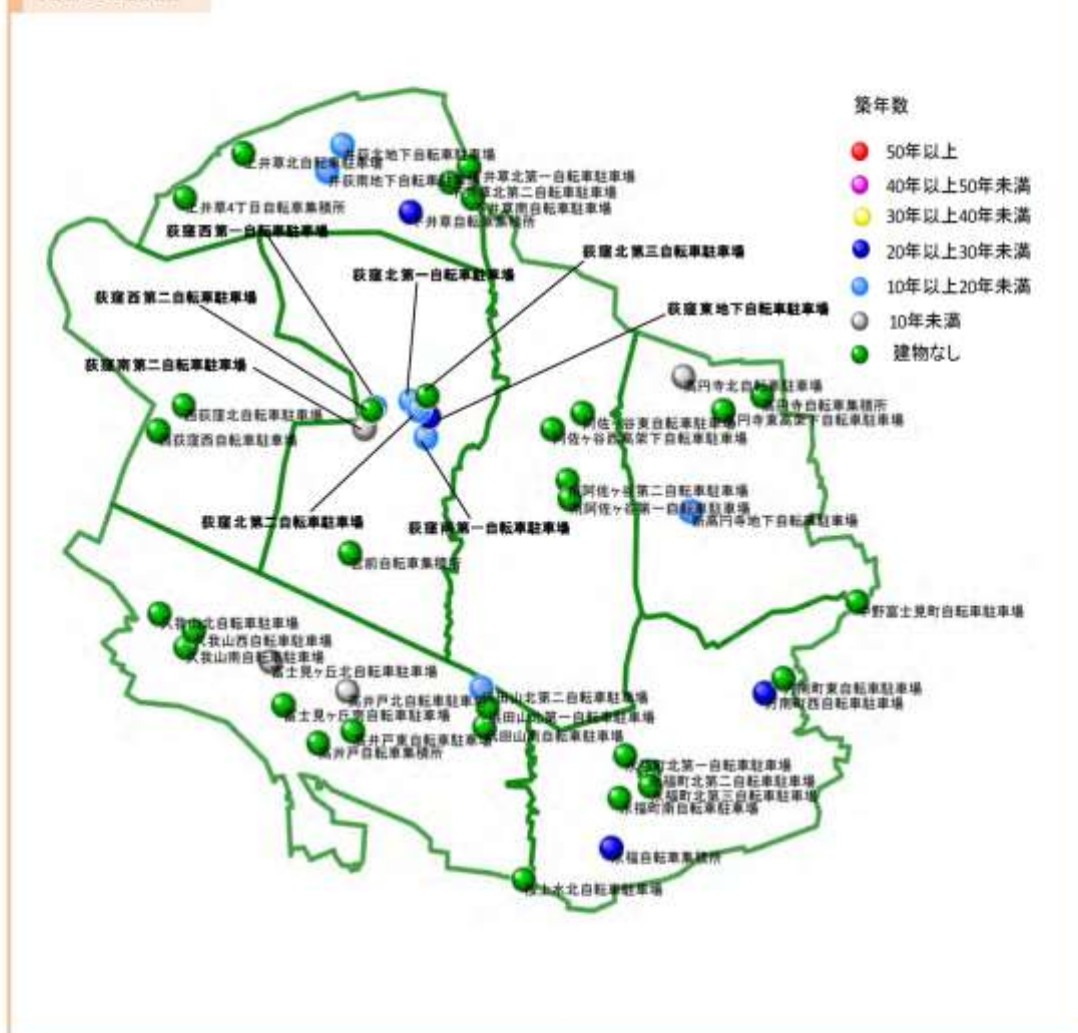
具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
民間住宅ストックを活用した区営住宅等の施設整備のあり方検討	←→ 検討					
駐車場の貸し出しなど区営住宅施設の有効活用	←→		実施			1.2
区営住宅の計画的な維持補修等による長寿命化	←→		実施			
区民住宅（5団地）の順次廃止と区所有の6戸売却	←→ 2団地 廃止		←→ 2団地 廃止 6戸売却	←→ 1団地 廃止		13.6

## (12) 自転車駐車場・集積所

### 施設の概要

設置目的		
駅周辺への自転車の放置防止と、交通や防災上の安全性や都市美観の向上など良好な生活環境を確保することを目的に設置		
	施設数	平均利用(稼働)率
自転車駐車場	41	79.0%
自転車集積所	6	44.5%

### 施設の配置



第一次実施プラン(自転車駐車場・集積所)

### 課題と再編整備の方向性

有料自転車駐車場の平均利用率は、平成 24 年度は 79.0%と高い利用状況ですが、一部の施設では 40%以下と低いところがあるため、施設の統廃合や複合化を行います。また、不足する自動二輪車置き場の設置を検討し、整備を図ります。

撤去した自転車の集積所は、放置自転車台数の減少に伴い平成 24 年度までに 9 か所から現在 6 か所に統廃合しました。今後も、撤去台数や放置台数の動向に応じた規模の適正化を図っていきます。

### 具体的な取組

- 民間自転車駐車場の整備予定がある下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合を実施します。
- 原動機付自転車置場のある自転車駐車場に自動二輪車置場の設置を検討し、整備を図ります。
- 宮前自転車集積所及び上井草四丁目自転車集積所について、放置自転車の台数や撤去台数等の減少に応じて規模の適正化を実施します。

### 実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合や運営の効率化等を実施	← 検討	←————→ 実施				0.4
下井草南自転車駐車場・浜田山南自転車駐車場・久我山南自転車駐車場に自動二輪車置場の設置を検討実施	← 検討	←————→ 実施				/
宮前自転車集積所及び上井草四丁目自転車集積所の規模の適正化	← 検討	←————→ 実施				/



## (13) 児童遊園・遊び場

### 施設の概要

設置目的		
子どもの健全な発育や多様な余暇活動、健康増進活動の場を提供するとともに、都市における貴重な緑化スペース、防災時のオープンスペースとして設置		
	設置数	総面積
児童遊園	51	約 25,880 m <sup>2</sup>
遊び場	15	約 134,192 m <sup>2</sup>

### 施設の配置



### 課題と再編整備の方向性

既存保育施設の隣地にある児童遊園等や保育需要の高い地域にある児童遊園等の中で、利用状況や施設の老朽化等を勘案して、可能な施設について保育施設への活用を図ります。

児童遊園・遊び場のあり方を見直し、現状の利用実態や地域のニーズ等を把握したうえで、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園づくりを進めます。

### 具体的な取組

○遊び場 79 番（高円寺南 1 丁目）を保育施設整備の仮園舎用地として活用します。なお、活用する期間は近隣の公園で防災拠点機能を代替するとともに、仮設園舎解体後は遊び場（防災拠点）として復旧します。

○児童遊園・遊び場の実態調査を行ったうえで、これまでの配置状況や機能を見直し、児童遊園等の再編整備・集約や、区立施設との一体整備、施設の改修等を実施し、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園の整備を進めます。

### 実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
遊び場 79 番（高円寺南一丁目）を保育施設整備に活用 (1) 保育園・子供園再掲			← 仮園舎設計・建設 →	← 仮園舎活用 →	← 解体・遊び場復旧 →	
多世代が利用できる公園づくりの検討・実施	← 調査検討 →			← 実施 →		
下高井戸四丁目用地の公園整備 (1) 保育園・子供園再掲			(下高井戸保育園・下高井戸子供園仮園舎活用) ← 仮園舎活用 →	← 解体 →	← 公園整備 →	0.7 (*)

(\*) P16 を再掲

## (14) 民営化宿泊施設

### 施設の概要

設置目的					
民営化(※)により、施設周辺の観光資源等を活かしながら、区民に良質な保養の機会及び魅力あるサービスを提供する施設として設置					
	竣工年月日	所在地	延床面積	客室稼働率 (24年度)	区民利用割合 (24年度)
湯の里「杉菜」	S59.3	神奈川県 湯河原町	3,427.81 m <sup>2</sup>	97.10%	52.02%
コニファーいわびつ	H6.5	群馬県 東吾妻町	6,964.69 m <sup>2</sup>	45.80%	39.84%
富士学園	H2.12	山梨県 忍野村	3,811.87 m <sup>2</sup>	41.20%	36.15%
弓ヶ浜クラブ	S55.3	静岡県 南伊豆町	3,976.94 m <sup>2</sup>	41.66%	66.29%

※区が民間事業者に施設を無償で貸与し、民間のノウハウや創意工夫を活かした特色あるサービスを提供。

### 課題と再編整備の方向性

区民利用者数が減少傾向にあり、施設設置目的の観点から課題となっています。また、各施設とも経営改善に努めているものの、民間事業者との競合、移動教室の優先利用等の要因も影響し、湯の里「杉菜」を除いた施設では必ずしも毎年の利益が計上できていない状況にあります。加えて、各施設とも老朽化が進んでおり、今後の維持管理経費の増大が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、4施設の中では比較的有利な条件で売却が見込める湯の里「杉菜」は売却し、他の3施設については、当面、現行の事業方式による運営を継続し、さらなる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めていくこととします。

### 具体的な取組

- 湯の里「杉菜」については、平成25年度末をもって施設を廃止することとし、当面、宿泊施設としての運営を継続することを前提に協定を締結のうえ、民間へ売却します。
- 「杉菜」以外の3施設については、今後の大規模修繕の時期や施設の経営状況等を踏まえて、区の保有の適否について検討します。

## 実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
湯の里「杉菜」の売却		● 協定締結 (廃止・売却)					
経営改善と保有 の適否の検討	コニファーいわびつ	← 経営改善 (事業者) →					
	富士学園 弓ヶ浜クラブ		← 検討 →				



# 資料編

# 目次

1. 区立施設の現状と維持・更新経費等の将来推計・・・57
  - (1) 主な区立施設一覧(施設区分ごとの数、設置基準、延床面積)
  - (2) 建築後50年を迎える施設
  - (3) 今後30年間の改築・改修経費の推計
  - (4) 第一次実施プランにおける財政効果
  - (5) 仮に延床面積を10%削減した場合の財政効果の試算
  
2. 今後の人口動態推計と財政予測・・・・・・・・・・61
  - (1) 総人口及び年齢別人口割合の推移
  - (2) 今後30年間の財政収支の傾向分析
  
3. 施設の利用状況の変化・・・・・・・・・・63
  - (1) 高齢者人口とゆうゆう館利用者の推移
  - (2) 児童館利用者及び学童クラブ登録者の推移
  - (3) 集会施設の利用率の推移
  - (4) 就学前人口と保育需要及び保育定員の推移



## 1. 区立施設の現状と維持・更新経費等の将来推計

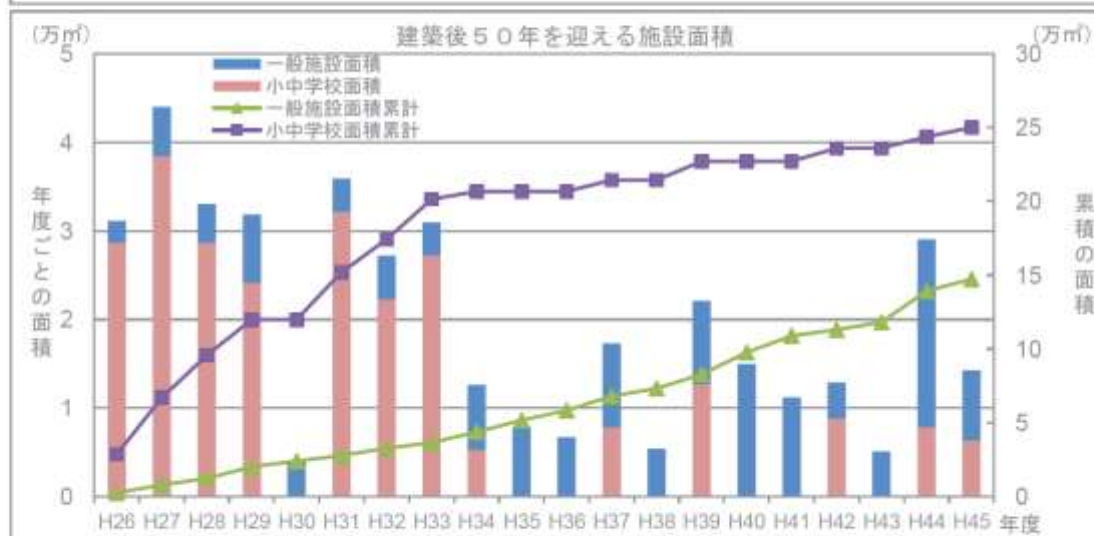
### (1) 主な区立施設一覧

名称	設置基準(※1)	施設数(※2)	延床面積(m <sup>2</sup> )
保育園	近隣	44	27,749
子供園	近隣	6	3,940
児童館	近隣	42	27,614
学童クラブ(単独施設)	近隣	11	1,423
ゆうゆう館	近隣	32	7,861
地域区民センター	地域	7	25,558
区民集会所	地域	10	4,610
区民事務所会議室	地域	18	6,293
区民会館	地域	4	2,583
小学校	近隣	42	249,244
中学校	近隣	23	163,991
図書館	地域	13	19,453
運動場	地域	14	1,009
体育館	地域	6	17,360
区営住宅	広域	31	61,073
高齢者住宅	広域	16	16,725
区民住宅	広域	5	4,506
自転車駐車場	広域	41	13,718

- ※1 設置基準：○広域的施設 = 区全域を単位として必要数を算定し整備するもの。  
 ○地域的施設 = 地域(杉並区に7設定されている)を一つの単位として、地域ごとに必要数を算定し、整備するもの。  
 ○近隣施設 = 地区(杉並区に46設定されている)を一つの単位として、地区ごとに必要数を算定し、整備するもの。
- ※2 施設数：平成26年3月31日時点の施設数。ただし、区民事務所会議室・小学校・中学校は平成25年4月1日時点の施設数。また、区営住宅・高齢者住宅・区民住宅は団地数。

### (2) 建築後50年を迎える施設

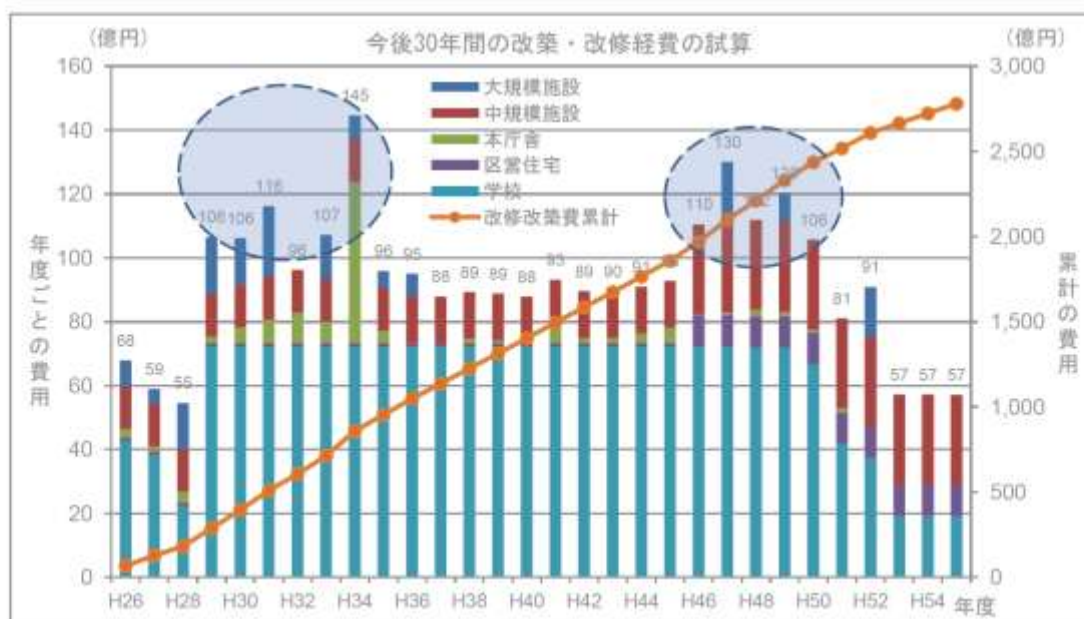
平成33年度までに多くの施設が築50年を迎えます。今後の20年間の累計は、一般施設では約15万m<sup>2</sup>、小中学校では約25万m<sup>2</sup>が築50年を迎えます。





### (3) 今後 30 年間の改築・改修経費の推計

区立施設が一齐に更新時期を迎える中で、仮に、現在ある区の全施設を廃止せず、現在の規模で存続すると仮定した場合、今後 30 年間に必要となる改築・改修経費は、約 2,779 億円（年間約 93 億円）と推計されます。（平成 26 年 4 月 1 日現在）



### ○改築・改修経費の施設別内訳（平成 26～55 年度 30 年間）

期間	平成 26～35 年度	平成 36～45 年度	平成 46～55 年度	合計
本庁舎	94 億 6,000 万円	20 億 5,000 万円	5 億 4,000 万円	120 億 5,000 万円
大規模施設	108 億円	7 億 1,000 万円	43 億 6,200 万円	158 億 7,200 万円
中規模施設	133 億 1,400 万円	145 億 2,700 万円	280 億 8,400 万円	559 億 2,500 万円
区営住宅	9 億 4,000 万円	9 億 4,000 万円	97 億 6,500 万円	116 億 4,500 万円
小中学校	609 億 5,000 万円	723 億円	492 億円	1,824 億 5,000 万円
計	954 億 6,400 万円	905 億 2,700 万円	919 億 5,100 万円	2,779 億 4,200 万円

#### (4) 第一次実施プランにおける財政効果

第一次実施プラン（平成 26～30 年度）の取組による、施設の廃止等に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等により、今後 30 年間の推計で、約 137 億円の財政効果があります。

##### 〔財政効果の計算方法〕

##### 1. 施設の廃止による効果

廃止する施設について、仮に跡地を売却した場合の売却益、及び、廃止に伴い不要となる改築費、改修費、施設維持費。

取 組	用地の売却益	施設費用の削減			合計※2
		改築費用の削減	改修費用の削減※1	維持費の削減※1	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和田堀会館の廃止</li> <li>・永福体育館の移転</li> <li>・統合後の新泉小学校跡地の有効活用</li> <li>・区民住宅（区所有6戸）の廃止</li> </ul>	39.4 億円	3.9 億円	1.1 億円	1.7 億円	46.2 億円

##### 2. 施設を他用途に転用することによる効果

施設の転用により不要となる新たな施設の整備費等（転用しない場合に必要となる用地取得費を含む）。

取 組	用地取得費の削減	施設費用の削減			合計※2
		建設費用の削減	改修費用の削減※1	維持費の削減※1	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧永福南小学校の既存校舎を特別養護老人ホームに転用</li> <li>・現大宮前体育館跡地の活用による認知症高齢者グループホーム等の整備</li> <li>・学童クラブ・小学生の放課後等居場所事業の高井戸第三小学校内での実施</li> <li>・阿佐谷区民事務所会議室の廃止・転用</li> <li>・阿佐谷・永福和泉地域区民センター内図書室の廃止・転用</li> <li>・区民事務所等の廃止・転用（高円寺駅前事務所を除く）</li> </ul>	59.1 億円	6.0 億円	1.5 億円	3.5 億円	70.0 億円

##### 3. 民間等からの借上施設等の廃止による効果

施設等の廃止に伴い不要又は減額となる賃料等の額（※1）。

取 組	合計
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高円寺駅前事務所の廃止</li> <li>・区民住宅（5団地）の廃止</li> <li>・下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合等</li> </ul>	15.7 億円

##### 4. 施設の貸付による効果

貸付により得られる賃料収入の額（※1）。

取 組	合計
・区営住宅の駐車場の貸出	1.2 億円

##### 5. 保育園の仮設園舎の有効活用による効果

国有地等を活用し仮設園舎を複数の保育園の建替に活用することにより不要となる仮設園舎の整備費用。

取 組	合計
・成田東四丁目用地、下高井戸四丁目用地、梅里二丁目用地の活用、阿佐谷北三丁目用地の活用	3.7 億円

※1 平成 55 年度までの累計額。※2 端数処理を行っているため内訳の合計と一致しない。

## (5) 仮に延床面積を10%削減した場合の財政効果の試算

仮に今後30年間に区立施設の全体の面積を10%（約84,000㎡）削減した場合、約900億円の財政効果があると試算されます。

### 〔財政効果の試算方法〕

#### (1) 改築費用の削減

・区立施設面積10%×32万円/㎡<sup>(※1)</sup>=約269億円・・・(①)

#### (2) 改修費用の削減

・区立施設面積10%×3,400円/㎡・年<sup>(※2)</sup>×15年<sup>(※3)</sup>=約43億円・・・(②)

#### (3) 施設維持費の削減

・区立施設面積10%×7,300円/㎡・年<sup>(※4)</sup>×15年=約92億円・・・(③)

#### (4) 余剰用地の売却

・区立施設面積10%×1.4<sup>(※5)</sup>×42万円/㎡<sup>(※6)</sup>=約494億円・・・(④)

①+②+③+④≒約900億円

※1 区立施設の標準的な改築単価

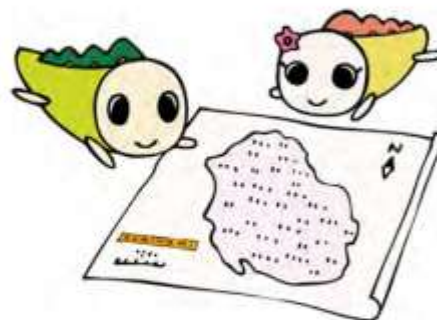
※2 区立施設の標準的な改修単価

※3 再編を実施してから平成55年度までの期間として15年間を想定

※4 区立施設の標準的な維持費（光熱費、修繕費、清掃費等）の単価

※5 区立施設の標準的な施設面積に対する敷地面積の割合

※6 杉並区の公示価格の標準



## 2. 今後の人口動態推計と財政予測

### (1) 総人口及び年齢別人口割合の推移

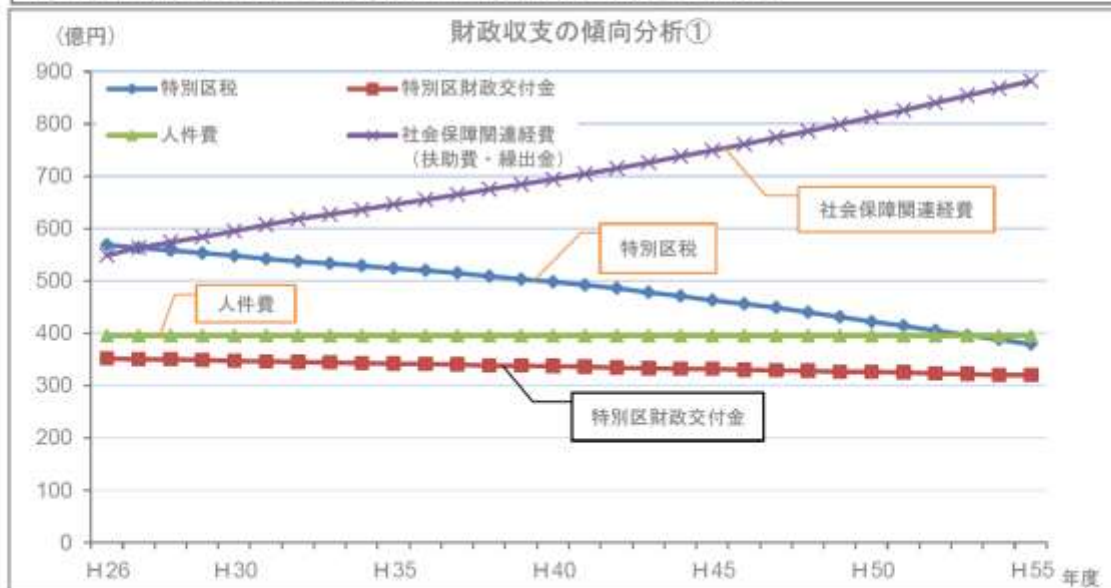
区の総人口は、約30年後(2040年)には現在の541,253人から464,151人(77,102人減)に減少します。また、人口全体に占める各世代の割合(年齢別人口割合)では、高齢者人口(65歳以上人口)が、現在の20.3%から39.6%に増加します。一方、年少人口(0-14歳人口)、生産年齢人口はそれぞれ9.9%→6.5%、69.8%→53.9%に減少します。





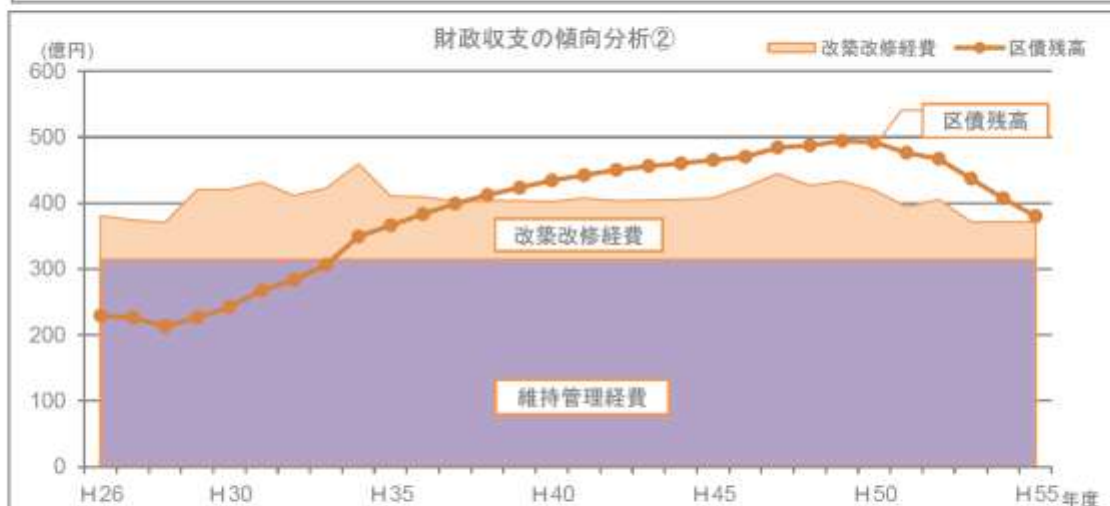
## (2) 今後30年間の財政収支の傾向分析

歳入では、特別区税は30年間で、約190億円の減、また特別区財政交付金については、約32億円の減と見込まれます。一方、歳出では、社会保障関連経費が30年間で約333億円の増加が見込まれます。



・特別区税、特別区財政交付金、社会保障関連経費（扶助費に、一般会計から国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計への繰出金を加えたもの）については、25年度当初予算額を基に、人口推計に基づき各年度の金額を試算し計上しています。なお、経済成長による増減は見込んでいません。  
 ・人件費については、行財政改革の取組によって減少が見込まれますが、25年度当初予算額と同額を、各年度に計上しています。

現在の施設をそのまま維持した場合、維持管理経費と改築改修経費を合わせると、毎年度、約400億円の支出が、今後30年間にわたって続くことが見込まれます。また、改築改修経費を賄うために発行する区債の残高も増え、ピーク時には500億円に達する水準となります。



・維持管理経費は、24年度における現行施設に係る維持管理経費（維持管理に係る人件費等を含む）の同額を各年度に計上しています。  
 ・改築改修経費については、今後30年間の改築改修経費の総額2,779億円の各年度の所要額を計上しています。  
 ・区債残高は、25年度末残高見込みに、各年度の改築改修経費における発行額（最大限の起債を見込む）を加え、それらの償還額を差し引いていったものです。

### 3. 施設の利用状況の変化

#### (1) 高齢者人口とゆうゆう館利用者の推移

ゆうゆう館利用者数は、平成 15 年度まではほぼ横ばいでした。平成 20 年度から 24 年度にかけては、長寿応援ポイント事業の開始や NPO との協働事業による登録団体数の増加の影響により、利用者数が増加しています。現在では協働事業による利用が、全体の 2 割を占めています。



※高齢者人口は各年 1 月 1 日現在。平成 32 年以降は推計値。ゆうゆう館利用者数は年度内の利用者数。ただし、平成 25 年度は平成 24 年度数値を代用。

#### (2) 児童館利用者及び学童クラブ登録者の推移

児童館利用者数は、小学生及び中高校生は概ね減少傾向にあります。一方で乳幼児と保護者は増加しています。また、学童クラブの登録者数は平成 5 年度と平成 25 年度を比べると約 1.8 倍に増加しています。



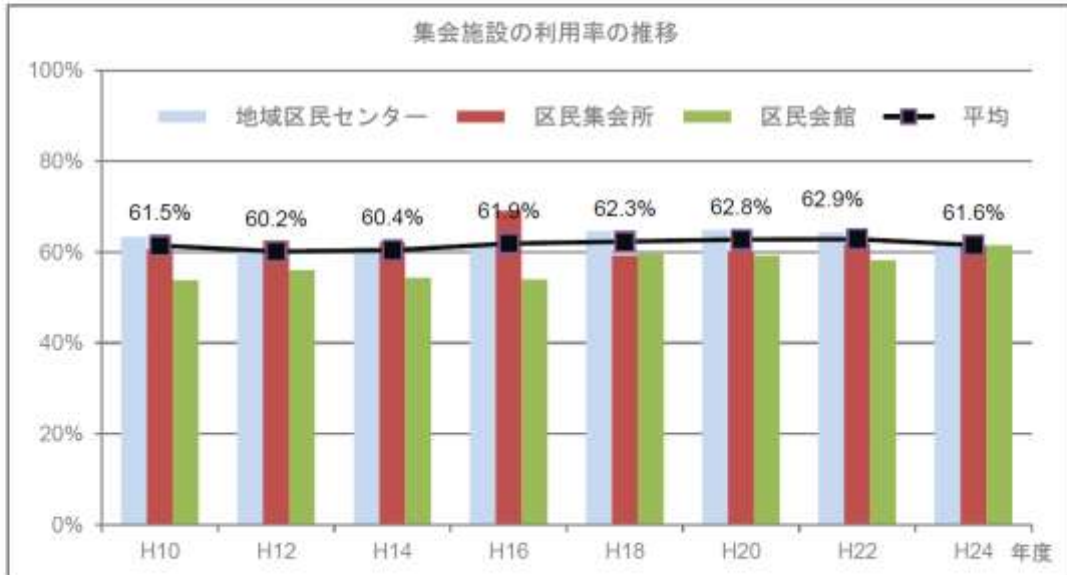
※児童館は「ゆう杉並」を除く、41 館。

学童クラブ登録数は年度当初の数値。小学生の児童館利用者数は年度内の併設の学童クラブ利用者数を除いた利用者数。また、平成 25 年度の児童館利用者数は、平成 24 年度数値を代用。



### (3) 集会施設の利用率の推移

集会施設の利用率は、過去 10 年以上にわたり 60%台で推移しており、施設の有効活用を図る必要があります。



### (4) 就学前人口と保育需要及び保育定員の推移

平成 21 年度と平成 31 年度の推計値を比べると就学前人口はほぼ横ばいである一方、保育需要数は約 1.7 倍に増加する見込みです。



※平成 25 年度以前の保育需要数は、各年度の保育定員数に各年 4 月 1 日現在の待機児童数を加えた数値。

※平成 26 年度以降は推計値。

「杉並区区立施設再編整備計画(第一期)・第一次プラン」

平成 26 年 3 月発行

編集・発行

杉並区政策経営部企画課施設再編・整備担当

〒166-0015 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

25-0151



## 経営会議記録

事案番号	平成26年度	第32回 第63号事案								
件名	旧永福南小学校跡地の整備方針について									
付議年月日	平成26年10月27日									
主管部課	保健福祉部高齢者施設担当 障害者生活支援課 教育委員会事務局学校整備課 スポーツ振興課 都市整備部みどり公園課 政策経営部施設再編・整備担当									
出席者	区長 松沼副区長 宇賀神副区長 政策経営部長 総務部長 区民生活部長 高齢者担当部長 都市整備部長 環境部長 教育委員会事務局次長									
審議の要点	<p>○高齢者担当部長から概要説明を受け質疑を行った。 「区立施設再編整備計画」に基づき、旧永福南小学校整備方針について、地元からの要望等も踏まえ検討部会で検討した結果、以下のとおりとする。</p> <p><b>1 整備方針</b></p> <p>(1) 特別養護老人ホーム・重度身体障害者入所施設の整備 当初の計画では、既存校舎を改修して特別養護老人ホームを整備することとしていたが、最大数の入所定員の確保とコストの縮減、維持管理や運営面での容易さ等を総合的に勘案し、現在の校庭に特別養護老人ホームを整備する。 また、障害者団体から出されている入所施設の設置要望を踏まえ、重度身体障害者入所施設を特別養護老人ホームに併設する。整備にあたっては、区が用地を貸し付け、社会福祉法人による民設民営とする。</p> <p>(2) 地域体育館・多目的集会室・屋外運動広場等の整備 誰もが身近な地域でスポーツ・運動を楽しみ、地域の交流にも資する施設づくりを推進するため、既存校舎の西側部分を改修して永福体育館に転用するとともに、会議室及び多目的室等として整備する。 また、新たなスポーツ分野の振興を図る観点から、既存校舎の東側部分を解体撤去し、ビーチスポーツのほか健康増進のための活動にも利用できる屋外運動広場を整備し、施設は指定管理者による運営とする。</p> <p>(3) 旧永福南小学校学校緑化園 既存の学校緑化園部分は、ひまわり公園と一体として都市整備部が財産管理する。</p> <p>(4) その他 学校法人野上学園久我山幼稚園（久我山3-37-24）からの園舎建替え時の仮設園舎として施設の一部を使用したい旨の要請を受け、地域の子育て支援の観点から、平成27年4月から平成28年2月末を目途に当該幼稚園の施設の一部活用を認めることとする。</p> <p><b>2 今後のスケジュール（予定）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>地域・各団体への説明 第4回定例区議会に測量・地盤調査費の補正予算案を提案 測量・地盤調査</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>和泉中学校代替運動場として使用（平成28年3月末まで） 特別養護老人ホーム等建設・運営法人公募・選定 校舎解体・改修工事設計</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>埋蔵文化財試掘調査 地域体育館等指定管理者公募・選定 校舎解体・改修工事、特別養護老人ホーム等整備</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>地域体育館等開設（5月） 特別養護老人ホーム・重度身体障害者入所施設開設（12月）</td> </tr> </table>		平成26年度	地域・各団体への説明 第4回定例区議会に測量・地盤調査費の補正予算案を提案 測量・地盤調査	平成27年度	和泉中学校代替運動場として使用（平成28年3月末まで） 特別養護老人ホーム等建設・運営法人公募・選定 校舎解体・改修工事設計	平成28年度	埋蔵文化財試掘調査 地域体育館等指定管理者公募・選定 校舎解体・改修工事、特別養護老人ホーム等整備	平成29年度	地域体育館等開設（5月） 特別養護老人ホーム・重度身体障害者入所施設開設（12月）
平成26年度	地域・各団体への説明 第4回定例区議会に測量・地盤調査費の補正予算案を提案 測量・地盤調査									
平成27年度	和泉中学校代替運動場として使用（平成28年3月末まで） 特別養護老人ホーム等建設・運営法人公募・選定 校舎解体・改修工事設計									
平成28年度	埋蔵文化財試掘調査 地域体育館等指定管理者公募・選定 校舎解体・改修工事、特別養護老人ホーム等整備									
平成29年度	地域体育館等開設（5月） 特別養護老人ホーム・重度身体障害者入所施設開設（12月）									
処理結果	<p>1 付議事案どおり決定</p> <p>2 付議事案どおり報告了承</p>									



## すぎなみ保育緊急事態宣言

平成 28 年 4 月の区内待機児童数が 136 名（速報値※）となったこと、また、区内の認可保育所の整備が他区に比べて大幅に遅れている現状を踏まえ、ここに「すぎなみ保育緊急事態」を宣言します。

（※平成 28 年 4 月 15 日現在）

### （1） このままでは、待機児童数が大幅に増加します

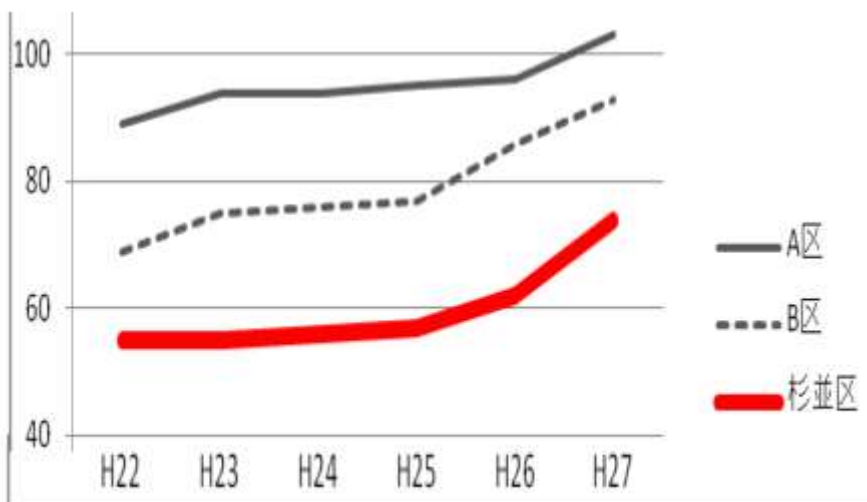
区は、平成 25 年に「待機児童対策緊急推進プラン」を策定し、平成 26 年度以降、これまでにないペースで認可保育所の整備を推進してきましたが、就学前人口の増加や女性の社会進出に伴う保育所入所希望者の高まりなどから、平成 28 年 4 月の待機児童数は 136 名（速報値）となり、昨年度より 100 名近い増加となりました。

平成 29 年 4 月の待機児童解消に向け、今年度は 1,000 名を超える保育施設整備を計画していましたが、新たに平成 29 年度に向けた待機児童数を推計したところ、今年度の既存の計画を実行しても、平成 29 年 4 月には、待機児童数が 500 名を超える大幅な増加と見込まれます。

また、区では、急ピッチで認可保育所整備を進めているものの、認可保育所の整備率は、平成 27 年 4 月の時点で 23 区中 20 位と、他区と比べて整備が大幅に遅れています。整備のさらなる加速化によって認可保育所を増設することが不可欠です。

### 認可保育所数の推移

（人口程度が同規模の特別区との比較）



### 認可保育所整備率



（就学前児童人口に対する  
認可保育所定員数の割合）



## (2) 待機児童ゼロに向け、聖域なき取り組みを進めます

平成30年度以降の保育需要も見据え、平成28年度中に既計画分に加え、さらに緊急対策として約1,000名の保育施設を整備し、合計で2,000名規模の整備を行います。整備に当たっては、以下の区立施設を保育施設に利活用します。

- 区立公園
- 区立学校
- 高齢者施設
- 区職員福利厚生施設 など

さらに、民有地も含めて取り得る方策は全て講じ、保育施設の増設を図っていきます。

### ～ 今後のスケジュール（予定） ～

5月に策定予定の「(仮称)すぎなみ待機児童緊急対策2016」において、保育施設に利活用する施設を明らかにし、整備にかかる経費を補正予算案として区議会に提案します。

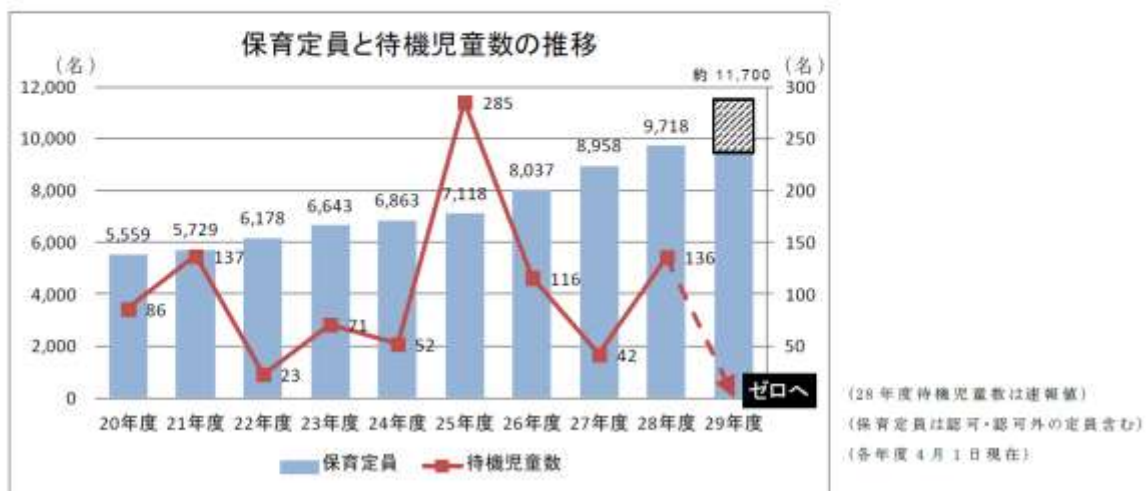
## (3) 区民のみなさまのご理解・ご協力が不可欠です

区立施設の保育施設への利活用には、区民のみなさまの待機児童対策へのご理解・ご協力が欠かせません。さまざまな方法で、区の待機児童問題の現状と取組内容をみなさまにわかりやすくお伝えしていきます。

- 広報すぎなみ
  - ・5月1日号「保育緊急事態宣言」
  - ・特集号「(仮称)すぎなみ待機児童緊急対策2016」の全戸配布（予定）
- ポスター掲示、チラシの配布、など

## (4) 待機児童問題に「オール杉並体制」で、向き合います

「(仮称)すぎなみ待機児童緊急対策2016」を確実に実施するため、区長を本部長とした緊急対策本部を組織し、全庁を挙げて取り組みます。



## 待機児童解消緊急対策

平成 28 年 5 月

杉 並 区

## 1 策定の背景と基本的な考え方

- 区は、平成25年に「待機児童対策緊急推進プラン」を策定し、それまでにないペースで認可保育所を中心として東京都認証保育所、区保育室等の施設整備を進め、平成25、26年度で合計1,879名分の定員を確保してきた。これにより、平成25年4月に285名であった待機児童数を、平成27年4月には、42名までに減少させることができた。
  
- 平成27年度は、待機児童の解消に向け、実行計画に基づき、認可保育所を中心に区保育室も合わせ1,120名分の保育施設を整備することとしていた。しかし、保育事業者が自ら土地・建物を確保して開設を提案する件数が、想定を下回ったことなどから、認証保育所等を含めても約700名分の整備にとどまった。
  
- 一方、平成28年4月の認可保育所入所申込者は、就学前児童人口の増加や女性の社会進出の高まりなどを受け、前年比で約1割の増加の3,975名と予想以上の増加となった。その結果、平成28年4月時点の待機児童数は0歳児41名、1歳児81名、2歳児14名の計136名と、昨年より100名近く増加することとなった。
  
- さらに、平成29年4月の入所申込者数の増加が見込まれる中、平成28年度当初予算（予算の訂正前）による整備計画（以下「当初計画」という）にとどまれば、次年度以降、待機児童が一層増加していくことは確実である。こうした状況の下、早急に追加整備を行う必要があるが、保育事業者からの開設提案を中心にした施設整備では、平成29年4月に必要な保育定員を確実に確保することが望めない。
  
- そこで、平成29年4月に確実に待機児童を解消するため、区が保有する土地・建物を活用して、これまでにない規模で保育施設を整備することとし、広く区民に理解と協力を求めるため、本年4月18日に「すぎなみ保育緊急事態宣言」を行った。

- 施設整備に当たっては、区民のニーズが高く年々入所申込者が増加しているにもかかわらず、整備率（就学前児童人口に対する認可保育所定員数の割合）が23区中20位（平成27年4月現在）と、他区に比べて整備が大幅に遅れている認可保育所を基本として、待機児童が多く見込まれる0～3歳児を中心に定員の増加を図る。
- 安心して育児と仕事を両立できる社会を実現するためには、育児休業制度の充実をはじめ、国を挙げた取組が不可欠であると考え、基礎自治体である区としては、保育需要の増加に対応し、保育施設の整備等に精力的に取り組んでいく。

## 2 位置付け

- 平成29年4月の待機児童解消に向け、実行計画の計画量を上回る量の保育施設の整備等を緊急に進めるための平成28年度の対策をまとめたものである。
- なお、平成29年度以降の取組は、今年度行う実行計画の改定において、明らかにする。



### 3 待機児童数の推移と平成29年4月の保育需要数等の見込み

平成29年4月の待機児童数等については、平成25年4月から平成28年4月までの就学前児童人口や保育施設在籍者数の実績等を踏まえ、以下のとおり見込むこととする（表1）。

（表1）待機児童数等の見込み

区分※2	年次	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月	29年4月 (見込み)
①就学前児童人口		22,700名	23,207名	23,996名	24,777名	25,889名
②保育需要数(③+④)		7,355名	7,857名	8,551名	9,405名	10,831名
③保育施設在籍者数		7,070名	7,741名	8,509名	9,269名	10,831名
④待機児童数		285名	116名	42名	136名	0名 ※1
⑤保育需要率(②/①)		32.4%	33.9%	35.6%	38.0%	41.8%
⑥保育定員等		7,118名	8,037名	8,997名	9,709名	11,929名※1

※1 当初計画に加え、「4 緊急対策」を実行した場合の数値

※2 算出の考え方

① 就学前児童人口 = 各年4月1日現在の住民基本台帳による0～5歳児の人口

② 保育需要数 = ③保育施設在籍者数+④待機児童数

(ただし、平成29年は、平成25年4月から平成28年4月までの保育施設在籍者数と認可保育所入所申込者数の実績等に基づき見込数を算出)

③ 保育施設在籍者数 = 認可保育所（小規模保育事業を含む）、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、認定子ども園、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園預かり保育の在籍者数

④ 待機児童数 = 平成28年までは区独自基準に基づく実績

(ただし、認可保育所は、歳児毎に専用の保育室が設けられ、将来の年齢進行も考慮する必要があるため、4・5歳児用のスペースに余裕があったとしても、そのスペースをそのまま0～3歳児用とすることはできない。平成26年以降、⑥保育定員等が②保育需要数を上回っているにもかかわらず、待機児童が発生しているのは、4・5歳児の定員が充足している一方で、0～3歳児の定員が不足していることによる。)

⑤ 保育需要率 = ②保育需要数/①就学前児童人口

⑥ 保育定員等 = 認可保育所（小規模保育事業を含む）、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、認定子ども園、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園預かり保育の保育定員数

(ただし、平成29年4月は、認可保育所等において1ヶ月単位で児童を預かる定期利用保育の利用枠を含む。)

## 4 緊急対策

### (1) 区立施設の活用などによる保育定員等の確保

平成29年4月の待機児童解消に向け、短期間で確実に認可保育所を基本とした施設整備を進めるため、保育事業者からの提案のみに頼ることなく、区が保有する土地・建物を提供することにより、保育事業者による整備を促進する。

また、大幅な保育需要の増加が見込まれる1～3歳児の定員を確保するため、新設当初には入所が見込みにくい認可保育所の4・5歳児用のスペースや、区立施設の一部を活用して、定期利用保育を実施する。

#### ① 平成28年度当初予算の訂正及び平成28年度補正予算第1号により整備する施設

平成28年1月末時点で、4月の待機児童数は120～190名になることが見込まれた。今後、就学前児童人口の増加が見込まれること、これまでの実績等から保育需要も増加が見込まれることを勘案すれば、当初計画のままでは平成29年4月時点で、さらに待機児童が増加することは確実であることから、緊急対策第一弾として、320名分の施設整備を計画化した(表2)。

(表2) 平成28年度当初予算の訂正及び平成28年度補正予算第1号により整備予定の施設一覧

	施設名等	所在地	種別	保育定員等(予定)
1	遊び場109番	上井草四丁目6番	認可保育所	100名
2	成田西二丁目用地	成田西二丁目24番		100名
3	宮前自転車集積所	宮前二丁目24番		100名
4	旧和田堀会館	堀ノ内二丁目22番	定期利用保育	20名
合計				320名



## ② 平成28年度補正予算第2号等により追加整備する施設

当初計画による整備に加え、前記①の整備を行ったとしても、平成28年4月の待機児童の確定値等を踏まえると、0～3歳児で560名を超える待機児童の発生が見込まれる(表3)。

この分の定員をできる限りニーズの高い認可保育所で確保するために、将来の年齢進行を考慮して、現在は待機児童が発生していない4・5歳児分の定員と合わせて820名規模の認可保育所を整備する。さらに待機児童解消を確実に実現するために、一定数を小規模保育事業等で確保することとし、緊急対策第二弾として全体で1,100名を超える規模の施設整備等を行う(表4・表5)。

その結果、平成28年度中に、当初計画及び緊急対策第一弾と合わせて2,000名を超える規模の保育施設整備等を行う(表6・表7)。

なお、保育事業者からの開設提案による整備の促進も図るため、リーフレット等により、土地・建物の有効活用を検討している所有者等に保育施設用地としての活用を呼びかけ、提供された情報を区ホームページ等で保育事業者に周知する。

(表3) 当初計画と緊急対策第一弾を実行した場合の平成29年4月の待機児童数見込み

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
①保育需要数 ※1 (前年度比)	1,106名 (117.5%)	2,168名 (119.1%)	2,195名 (119.6%)	2,046名 (121.3%)	1,735名 (106.6%)	1,581名 (106.0%)	10,831名 (115.2%)
②保育定員等	1,054名	1,861名	2,088名	1,947名	1,924名	1,914名	10,788名※2
③待機児童数 ①-② ※3	52名	307名	107名	99名	0名	0名	565名

※1 算出の考え方

0歳児は平成27年7月から28年6月までの母子健康手帳発行状況(28年4月以降は見込み)から想定される人口と、平成25年4月から28年4月までの保育施設在籍者数や認可保育所入所申込者数の実績等を踏まえ、見込数を算出

1～5歳児は28年4月の就学前児童人口を年齢進行させた上で、過去の転出入の状況も加味して想定される人口と、保育在籍者数や認可保育所入所申込者数の実績等を踏まえ、見込数を算出

※2 平成28年4月1日時点の保育定員等(9,709名)に、当初計画(759名)と平成28年度当初予算の訂正及び平成28年度補正予算第1号(320名)を加えたもの

※3 保育需要数から保育定員等を引いたもの。保育定員等が保育需要数を上回っている4・5歳児については0名と表記

(表4) 平成28年度補正予算第2号により追加整備予定の施設一覧

	施設名等	所在地	種別	保育定員等(予定)
1	久我山東原公園(一部)	久我山五丁目12番27号	認可保育所	80名
2	向井公園	下井草三丁目13番7号		120名
3	高井戸みどり公園(一部)	高井戸西一丁目9番4号		120名
4	井草地域区民センター中庭	下井草五丁目7番22号		120名
5	天沼中学校隣接用地	本天沼三丁目10番20号		100名
6	旧杉並中継所管理棟駐車場	井草四丁目15番		80名
7	土木材料置場	成田西三丁目8番		100名
小計				720名
8	善福寺だいかんやま公園	善福寺二丁目26番22号	定期利用保育	25名
9	高齢者活動支援センター(一部)	高井戸東三丁目7番5号		15名
10	北公園緑地事務所資材等置場	下井草四丁目21番8号		20名
11	職員住宅久我山寮	久我山五丁目24番19号		15名
小計				75名
合計				795名

(表5) 保育事業者からの開設提案による整備等

種 別	保育定員等 (平成28年4月末 時点での見込み)
認可保育所	102名
小規模保育事業	154名
定員調整等 ※	90名
合 計	346名

※ 定員変更等による定員確保、新設認可保育所等の4・5歳児のスペースを活用した定期利用保育による1～3歳児の利用枠確保

### ③ その他の取組

前記①及び②による整備等のほか、区内の社会福祉法人や企業に対し、事業所内保育所の設置を促すとともに、設置の際には、従業員以外の区民も利用できる地域枠を提供するよう要請する。

また、0～2歳児までを対象としている小規模保育事業などの卒園者の受け皿を確保するため、私立幼稚園に対し、国の補助が拡充されることを契機と捉え、さらに長時間保育の導入を働きかける。

(表6) 平成28年度整備予定の施設等(総括表)

種別	保育定員等(予定)				計
	当初計画 (参考資料4)	緊急対策			
		第一弾 (表2)	第二弾		
			追加整備(表4)	開設提案等(表5)	
認可保育所 (施設数)	759名 (11カ所)	300名 (3カ所)	720名 (7カ所)	102名 (2カ所)	1,881名 (23カ所)
小規模保育事業				154名 (7カ所)	154名 (7カ所)
定期利用保育		20名	75名		95名
定員調整等				90名	90名
計	759名	320名	795名	346名	2,220名
				1,141名	

(表7) 平成29年4月の保育定員等の歳児別内訳(予定)

定員等		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
①平成28年4月の保育定員		976名	1,704名	1,897名	1,732名	1,705名	1,695名	9,709名
28年度整備予定	当初計画	48名	105名	133名	155名	159名	159名	759名
	緊急対策第一弾	30名	52名	58名	60名	60名	60名	320名
	緊急対策第二弾	125名	367名	250名	241名	80名	78名	1,141名
	②計	203名	524名	441名	456名	299名	297名	2,220名
平成29年4月の保育定員等(①+②)		1,179名	2,228名	2,338名	2,188名	2,004名	1,992名	11,929名



## (2) 保育の質の維持及び保育人材の確保の支援

### ① 保育の質の維持

区における認可保育所の人員配置や面積基準については、国基準に基づいたものとしているが、0歳児と1歳児については、従前から国基準を上回る基準を設定し、保育環境の充実を図っている（表8）。

国の緊急対策（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」平成28年3月28日厚生労働省）においては、認可保育所の人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している区市町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう区市町村に要請している。しかし、区においては、現在の保育水準を維持するとともに、保育士等の労働環境を保持するためにも従来の区基準を堅持する。

また、現在働いている保育士等のスキルアップ・就労継続を図るため、区内の私立保育所団体などが実施する研修の充実を支援する。

(表8) 認可保育所における人員配置及び面積基準の比較

項 目	国基準	区基準
保育士1名当たりの1歳児の保育定員	6名	5名
0歳児1名当たりの面積	3.3㎡以上	5.0㎡以上

### ② 保育人材の確保の支援

国の緊急対策においても保育人材の確保の概要が示されているが、区としては、国の動向も注視しつつ、保育事業者による保育士の採用や離職防止に向けた取組への支援などを行う。

#### ア 保育士養成機関等の新卒者を対象とした採用支援

- ・ 大学や専門学校などの保育士養成機関に対し、区内で保育施設の新設を予定している保育事業者の情報を記載したリーフレットの配布やポスターの掲示などを依頼し、新卒者への求人内容の周知を行う。

- ・ 区内の保育施設開設に関する情報を周知するため、保育事業者が実施する新卒者向け説明会や見学会などを支援する。

#### イ 潜在保育士を対象とした採用支援

- ・ 保育現場から長期間離れているなどの、いわゆる潜在保育士を対象として、保育事業者が実施する不安を解消するための職場体験等の研修を支援する。

#### ウ 現在働いている保育士を対象とした離職防止に向けた取組

- ・ 区内の保育施設に勤務する保育士が育児休業を取得後、円滑に職場へ復帰できるよう、平成29年4月入所申込から、復職者が保育施設に優先入所できる仕組みを設ける。

#### エ その他人材確保のための取組

- ・ ハローワークとの連携による合同就職相談・面接会のほか、新たに区独自の相談会を開催する。
- ・ 区が提供する区内事業所の求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」の保育士に関する求人情報を入手しやすくなるよう、検索方法などの改善を図る。

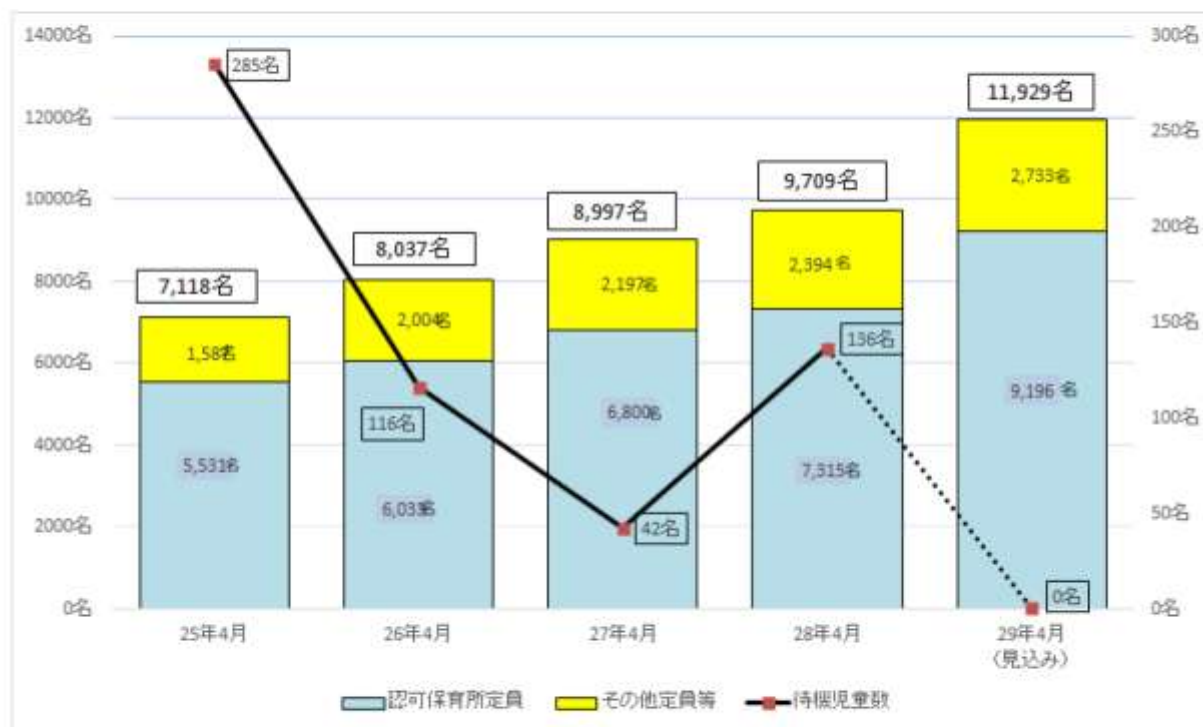


1 認可保育所入所申込者数の推移

歳児 年次	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月
0歳児	864名 21.7%	961名 23.1%	1,071名 23.9%	1,214名 26.1%
1歳児	1,194名 30.1%	1,292名 32.3%	1,345名 32.2%	1,597名 35.9%
2歳児	589名 15.3%	677名 17.4%	614名 15.6%	601名 14.6%
3歳児	332名 9.0%	352名 9.2%	437名 11.3%	380名 9.7%
4歳児	102名 2.9%	108名 2.9%	136名 3.6%	134名 3.5%
5歳児	54名 1.5%	38名 1.1%	31名 0.8%	49名 1.3%
合計	3,135名 13.8%	3,428名 14.8%	3,634名 15.1%	3,975名 16.0%

※各年の上段は申込者数、下段は申込率（認可保育所申込者数÷就学前児童人口）

2 保育定員等



※ その他定員等…小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、認定子ども園、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園預かり保育  
平成29年4月は、定期利用保育の利用枠を含む。

### 3 認可保育所数及び整備率

項目 \ 年度	25年度	26年度	27年度
認可保育所数※1	57箇所	62箇所	74箇所
認可保育所整備率※2 (23区における順位)	24.6% (20位)	26.3% (21位)	28.9% (20位)

※1 分園及び休園を除く。

※2 認可保育所定員数/就学前児童人口(外国人を除く)

### 4 当初計画による整備予定の施設一覧

	計画名	所在地	種別	保育定員等 (予定)
1	阿佐谷北三丁目計画	阿佐谷北三丁目29番	認可保育所	100名
2	井草一丁目計画	井草一丁目6番		60名
3	和泉三丁目計画	和泉三丁目4番		60名
4	梅里二丁目計画 (馬橋保育園仮移転に伴う定員増)	梅里二丁目34番		24名
5	永福二丁目計画	永福二丁目17番		60名
6	上高井戸計画	久我山一丁目4番		80名
7	久我山五丁目計画	久我山五丁目4番		80名
8	善福寺一丁目計画	善福寺一丁目16番		80名
9	成田東四丁目計画 (阿佐谷南保育園仮移転に伴う定員増)	成田東四丁目9番		5名
10	本天沼二丁目計画	本天沼二丁目42番		60名
11	旧大宮前体育館計画	宮前二丁目11番		140名
小計				749名
阿佐谷北三丁目計画及び旧大宮前体育館計画は、事業者の提案により保育定員等を合計して10名増加				10名
合計				759名

# 杉並区待機児童解消緊急対策

## 待機児童の現状と見通し

○ **区の特機児童の現状と背景**  
 平成28年4月当初の保育所入所申込者は、過去最高の約4,000人となり、待機児童は1,366人です。昨年の4,2人に対し1,000人近くの大増増加となりました。この背景としては、**就学前児童人口の急激な増加や女性の社会進出の高まり**などがあると考えられています。

○ **平成29年はさらなる待機児童の増加を見込む**  
 3月には、緊急対策第一弾として、当初整備計画(789名)に加え、**3,220名**規模の保育所の追加整備を計画しました。しかしながら、平成29年4月当初の保育所入所申込者は、就学前児童人口の増加等に伴い、さらに増加が見込まれ、このままでは、平成29年の待機児童は、**0〜3歳児で合わせて560名を超え**ると見込んでいます。

## 緊急事態宣言と対策

○ **すぎなみ保育緊急事態宣言**  
 平成29年4月において、確実に待機児童を解消するため、**区が保有する土地・建築物を活用**して、これまでになく規模で保育施設を整備することとし、本年4月18日に「**すぎなみ保育緊急事態宣言**」を行い、広く区民にご理解とご協力をお求めしました。

○ **認可保育所を基本としたさらなる施設整備**  
 区民のニーズが高いものにも関わらず杉並区の**認可保育所整備率は、23区中20位**(平成27年4月現在)と、他区と比べ大幅に遅れています。そこで、**緊急対策第二弾**として、認可保育所を基本に、**約1,100名規模**の施設を整備し、平成28年度中に当初計画と緊急対策第一弾と**合わせて2,000名**を超える規模の施設整備を行うことといたしました。(区議会に平成28年度補正予算第2号として提出予定)

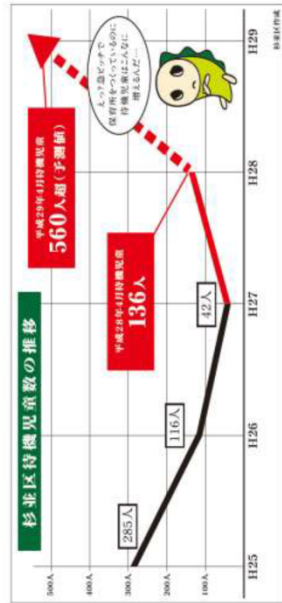
## 緊急対策第一弾

《平成28年度当初予算の訂正及び補正予算第1号による整備予定の施設等》

施設名	所在地	種別	定員(予定)
1 遊小場109番	上井草4-6	認可保育所	100名
2 成田西二丁目用地	成田西2-24	認可保育所	100名
3 宮前自転車集積所	宮前2-24	認可保育所	100名
4 旧和田堀会館	堀ノ内2-22	定期利用保育	20名
計			<b>320名</b>

参考：当初計画による整備  
 認可保育所11カ所 **759名**

緊急対策第一弾を行ったとしても、**560名超の待機児童が発生!**



## 緊急対策第二弾

(1) 区立施設を活用した整備等

《平成28年度補正予算第2号による追加整備予定の施設》

施設名	所在地	種別	定員(予定)
1 久我山東京公園(一部)	久我山5-12	認可	80名
2 向井公園	下井草3-13	認可	120名
3 高井戸みどり公園(一部)	高井戸西1-9	認可	120名
4 井草地区市民センター中庭	下井草5-7	保育	120名
5 天沼中学校跡地用地	本天沼3-10	保育	100名
6 旧杉並中継所管理棟駐車場	井草4-15	所	80名
7 土木材料置場	成田西3-8	所	100名
小計			<b>720名</b>
8 善福寺だいのみやま公園	善福寺2-26	定期	25名
9 高齢者運動支援センター(一部)	高井戸東3-7	利用	15名
10 北公園跡地事務所資材等置場	下井草4-21	保育	20名
11 職員住宅久我山寮	久我山5-24	保育	15名
小計			<b>75名</b>
合計			<b>795名</b>

《公募による整備予定の施設等》

種別	定員(予定)	計
認可保育所	102名	<b>346名</b>
小規模保育事業	154名	
定員調整等	90名	

## (2) 保育の質の維持と人材確保

- 保育の質の維持**  
 区における認可保育所の保育士配置や面積基準は、0・1歳児について従前から国基準を上回る設定をして、保育環境の充実に努めている。区では、現在の保育水準を維持するとともに、保育士等の労働環境を保持するため、**従来**の**区基準を堅持**。
- 保育人材の確保の支援**  
 区では、国の取組み動向も注視しつつ、保育士の採用や離職防止に向けた保育事業者による**取組への支援**などを実施。  
  - ・**新卒者向け**  
 保育士養成機関などの新卒者に向けた区内保育施設の採用情報等のPRを支援
  - ・**潜在保育士向け**  
 再就職の際の不安解消のための事前研修・職場体験などの支援
  - ・**現職保育士向け**  
 育休を切上げで職場復帰する区内保育施設勤務の保育士に対する保育所入所優先の実施  
 ……など

**平成 28 年度 保育施設整備のための予算額**  
(平成 28 年度杉並区一般会計補正予算 (第 2 号) まで)

1. 当初予算額 (当初予算の訂正を含む) による予算額

**3, 286, 260 千円 … A**

2. 補正予算 (第 1 号) による予算額

**42, 101 千円 … B**

3. 補正予算 (第 2 号) による予算額

**294, 613 千円 … C**

**【補正予算 (第 2 号) の内訳】**

施設名等	補正内容	補正額 (千円)	形態	保育定員等 (予定)
① 久我山東原公園 (一部)	測量委託、撤去工事	12,608	認可	80
② 向井公園	測量委託、撤去工事	20,602	認可	120
③ 高井戸みどり公園 (一部)	測量委託、撤去工事	7,208	認可	120
④ 井草地域区民センター中庭	撤去工事	2,280	認可	120
⑤ 天沼中学校隣接用地	測量委託、防災倉庫移設工事	2,022	認可	100
⑥ 旧杉並中継所管理棟駐車場	撤去工事 (電気・給排水切り回し、解体・整地)	23,000	認可	80
⑦ 土木材料置場	測量委託、撤去工事、資材等運搬委託	37,500	認可	100
⑧ 善福寺だいかんやま公園	測量委託、撤去工事、ポンプ格納庫設置工事、 プレハブ設計・設置	99,882	定期利用	25
⑨ 高齢者活動支援センター (一部)	改修設計委託、廃棄物処理委託	2,321	定期利用	15
⑩ 北公園緑地事務所資材等置場	測量委託、撤去工事、プレハブ設計・設置	84,180	定期利用	20
⑪ 職員住宅久我山寮	改修設計委託	3,010	定期利用	15
計		294,613		795

- ・ ①～⑦については、園舎建設工事費の一部助成に要する経費を平成 29 年第 1 回定例会に計上予定。
- ・ ⑨、⑪については、改修工事に要する経費を平成 28 年第 3 回定例会に計上予定

4. 当初予算～補正予算 (第 2 号) までの保育施設整備のための予算額

(A + B + C)

**3, 622, 974 千円**





## 経営会議記録

事案番号	平成28年度	第14回 第38号事案																					
件名	旧永福南小学校跡地の整備方針の一部変更について																						
付議年月日	平成28年7月15日																						
主管部課	保健福祉部保育施設担当 教育委員会事務局スポーツ振興課 都市整備部みどり公園課 政策経営部施設再編・整備担当																						
出席者	区長 宇賀神副区長 吉田副区長 教育長 政策経営部長 総務部長 区民生活部長 保健福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育委員会事務局次長																						
審議の要点	<p>平成26年10月27日経営会議で方針了承された、旧永福南小学校跡地の整備方針について、平成31年度までの保育需要数等の見込みを踏まえ、当該用地の一部に保育施設を整備するため、以下のとおり整備方針を一部変更する。</p> <p><b>1 整備方針の変更</b></p> <p>(1) 屋外運動広場の一部を活用した保育施設の整備 当初の整備方針では、既存校舎の東側部分を解体撤去し、移転改修する永福体育館にビーチスポーツのほか健康増進のための活動にも利用できる屋外運動広場（ビーチコート）を整備することとしていたが、当該地域における今後の保育需要等を踏まえ、屋外運動広場南側を敷地分割し保育施設を整備する。なお、保育施設の整備に伴い、屋外運動広場を含む永福体育館移転改修工事の設計を変更する。</p> <p>(2) その他 保育施設予定地に設置されている時計塔（名称：時のザウルス）を、ひまわり公園（旧永福南小学校緑化園）に移設する。</p> <p><b>2 当該地に整備する保育施設の概要（予定）</b></p> <p>(1) 用地概要 ○所在地 杉並区永福一丁目7番6号 ○敷地面積 650㎡程度 ○用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率80%） ※建ぺい率は、角地緩和適用により50%</p> <p>(2) 施設規模等 ○延床面積 520㎡程度 ○保育定員 60名程度 ○整備運営 民設民営方式</p> <p><b>3 今後のスケジュール（予定）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>平成28年</td> <td>7月～</td> <td>地域・各団体への説明 永福体育館移転改修工事設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月</td> <td>第3回定例区議会に永福体育館移転改修工事費の補正予算案を提案</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>2月</td> <td>第1回定例区議会に永福体育館移転改修工事契約議案を提案</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>保育施設公募開始</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>1月</td> <td>保育施設事業者選定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月</td> <td>永福体育館開設</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>4月</td> <td>保育施設開設</td> </tr> </table>		平成28年	7月～	地域・各団体への説明 永福体育館移転改修工事設計		9月	第3回定例区議会に永福体育館移転改修工事費の補正予算案を提案	平成29年	2月	第1回定例区議会に永福体育館移転改修工事契約議案を提案		10月	保育施設公募開始	平成30年	1月	保育施設事業者選定		9月	永福体育館開設	平成31年	4月	保育施設開設
平成28年	7月～	地域・各団体への説明 永福体育館移転改修工事設計																					
	9月	第3回定例区議会に永福体育館移転改修工事費の補正予算案を提案																					
平成29年	2月	第1回定例区議会に永福体育館移転改修工事契約議案を提案																					
	10月	保育施設公募開始																					
平成30年	1月	保育施設事業者選定																					
	9月	永福体育館開設																					
平成31年	4月	保育施設開設																					
処理結果	<p>1 付議事案どおり決定</p> <p>2 付議事案どおり報告了承</p>																						





認可保育所の整備・運営に関する  
提案募集要項

平成27年10月

(平成28年4月1日 **下線部** を改定)

杉 並 区

## 目次

### I 公募の概要

1 公募の主旨と概要	1
2 提案できる事業者の要件	1
3 提案にあたっての留意事項	2
4 スケジュール	2
5 提案条件及び公募対象地域	2
6 提案方法等	3
7 選定方法等	4
8 問合せ・提出先	4

### II 認可保育所の整備条件と補助内容

1 遵守すべき法令等	5
2 施設及び設備に関する条件	5
3 職員に関する条件	5
4 その他運営に関する条件	6
5 整備費補助（予定）	6
6 運営に係る費用	7
7 保育士等人材確保の支援	7
8 施設整備に関する留意事項	7

（参考資料） 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（抄）

# I 公募の概要

## 1 公募の主旨と概要

杉並区では、平成 28 年度以降も継続的に待機児童の解消を図るため、民営認可保育所の設置を計画しています。

今回は、平成 28 年 5 月から平成 29 年 4 月までに杉並区内で認可保育所の開設を予定している事業者からの提案を募集します（大規模開発案件についてはこの限りではありません。）。

提案内容、事業者の実績、経営状況等を総合的に審査し、採択された事業者は、区と提案内容を基本として、実施に向けた協議を行うこととします。

## 2 提案できる事業者の要件

次にあげる項目をすべて満たしている事業者に限ります。

- ① 平成 28 年 4 月 1 日現在、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に定める認可保育所あるいは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に定める認定こども園を運営している法人で、法人として認可保育所等の運営実績が原則1 年以上あること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ③ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 区長、副区長又は区議会議員等が無限責任社員等になっていないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ 児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- ⑩ 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。
- ⑪ 直近の会計年度において、保育所以外の事業を含む全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。

### 3 提案にあたっての留意事項

- ① 提案にあたっては、必ず区と事前協議を行ってください。
- ② 既存の認証保育所等の保育施設から転用することは対象外とします。
- ③ 同一事業者が2以上の提案を行う場合は、それぞれ提案書を提出してください。
- ④ 施設整備費については、平成28年度以降の予算に基づき補助します。

### 4 スケジュール

内 容	期 間 等
事前協議受付	平成27年10月2日（金）から平成28年7月29日（金）まで
応募申込書類の提出	事前協議後、随時
事業者要件審査	応募申込書類を受理した日から起算して20日以内
運営企画書類の提出期限	事業者要件審査の結果を通知した日から起算して30日以内
審査（書類・ヒアリング等）	運営企画書類を受理した日から起算して40日以内
審査結果発表	審査終了後30日以内

### 5 提案条件及び公募対象地域

#### （1）提案条件

- ① 平成29年4月1日まで（※I-1と同様）に開所できる認可保育所であること。
- ② 定員は、80名程度（0歳又は1歳から5歳まで）とし、最終的な定員設定は、区と協議すること。

#### （2）公募対象地域

- ア 保育需要が高い（高くなることが見込まれる）地域
- イ 保育施設が少ない地域
- ウ 交通利便性が高い地域

アからウまでを踏まえた重点地域は、以下のとおりです（当該地域以外でも、地域状況に応じて整備を行います。）。

- JR中央本線高円寺駅南側
- JR中央本線西荻窪駅北側
- 京王電鉄京王線及び井の頭線沿線（代田橋駅・永福町駅等）

#### （3）選定予定施設数

10所程度



## 6 提案方法等

### (1) 事前協議

提案を予定している事業者は、「認可保育所の設置・運営に関する事前協議書」(様式1)により区と事前協議を行ってください。

### (2) 書類の提出

上記(1)の事前協議を経た事業者を対象に書類を提出していただきます。

書類の提出は、応募申込書類と運営企画書類の2回に分かれます。提出書類の詳細は、「提出書類一覧」(別紙1、2)をご覧ください。

提出書類は、正本・副本をそれぞれ製本(ファイル等で綴じる。)し、書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。個人情報については、当該箇所を黒塗りする等、判別できないようにしてください。

### (3) 留意事項

- ア 書類の提出について、持参・郵送を問いませんが、未着・遅延等については原因の如何を問わず、区は一切責任を負いません。また、ファクシミリあるいはEメールでの申込みはできません。
- イ 本件に参加する費用は、すべて提案事業者の負担とします。
- ウ 応募書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- エ 各様式は、A4サイズを基本とし、図面等はA3サイズも可とします。
- オ 提出後の応募書類の修正又は変更及び資料等の追加は、一切認めません。ただし、区の指示による場合は、この限りではありません。
- カ 提出された書類は、返却しません。
- キ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ク 区は、提出された書類について、必要に応じて無償で使用できるものとします。
- ケ 活用する土地又は建物の所有者が提案事業者と別の場合、その所有者と提案事業者間において、認可保育所として活用することが確認できている書類(合意書、覚書等)を提出してください。
- コ 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合にあっては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(参考資料参照)に留意した計画としてください。

### (4) 質問方法

提案等に関する質問は、「質問書」(別紙3)に記入のうえ、ファクシミリあるいはEメールでお送りください。



## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

事前協議を経た後、提案事業者より提出していただいた書類・ヒアリング等をもとに、区が設置する「選定委員会」で審査・選定します。

### (2) 審査基準

選定委員会が定めた審査基準により審査を行います。具体的には、以下の事項を重視して審査を行います。

- ア 提案事業者について（保育方針、保育理念、事業者の運営状況等）
- イ 保育の運営について（児童定員、保育時間、特別保育等）
- ウ 保育施設について（配置、安全性等）
- エ 職員について（職員配置、職員の採用と育成等）
- オ その他（開設までのスケジュール等）

### (3) 審査方法

#### ア 書類審査

選定委員会が、提出のあった応募申込書類等を審査します。

#### イ ヒアリング審査等

選定委員会がヒアリング等を実施し、提案の採択事業者を選定します。

### (4) 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- イ 参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- エ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 8 問合せ・提出先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号（[区役所西棟 10 階](#)）

杉並区 保健福祉部 保育課 保育施設計画係 秋吉・高松・佐々木

電 話 03 (3312) 2111 内線 [3082・3083](#)

ファクシミリ [03 \(5307\) 0774](#)

E メール [hoiku-k@city.suginami.lg.jp](mailto:hoiku-k@city.suginami.lg.jp)

## Ⅱ 認可保育所の整備条件と補助内容

### 1 遵守すべき法令等

- ① 児童福祉法
- ② 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）及び同施行規則（平成 24 年東京都規則第 47 号）
- ③ 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号）
- ④ 区における各部屋の面積基準及び職員配置基準（以下のとおり）

ほか

### 2 施設及び設備に関する条件

- ① 区における各部屋の面積基準を確保すること。

区 分	基 準	備 考
0 歳児室	児童一人当たり 5 m <sup>2</sup> 以上	都要綱基準 3.3 m <sup>2</sup> 以上
1 歳児室	児童一人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上	
2 歳児以上	児童一人当たり 1.98 m <sup>2</sup> 以上	
障害児室	児童一人当たり 5 m <sup>2</sup> 以上	障害児室を設ける場合

- ② 各部屋の面積は、有効内法面積（内法面積から、戸棚・手洗場等、保育に利用できない面積を除外した面積をいう。）で計算すること。
- ③ 自転車及びベビーカー等の置き場を確保すること。
- ④ 屋外遊戯場として必要な面積（2 歳以上の児童 1 人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上）は、保育施設の付近にある公園等で代替することができるが、この場合においても、水遊びを行える程度の面積は、保育施設内に確保すること。
- ⑤ 屋外遊戯場から直接使用できる幼児用トイレ及び手洗いを設置すること。
- ⑥ 保育施設の名称は、他の保育施設と混同する恐れがないものとし、区と協議のうえ決定すること。

### 3 職員に関する条件

施設長（園長）、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置することとし、配置等は、次の基準によること。

- ① 施設長（園長）は、専任とし、保育士資格取得後、7 年以上の保育実務経験（児童福祉法に定める児童福祉施設、幼稚園及び東京都認証保育所における保育経験をいう。以下同じ。）を有すること。

- ② 保育士の配置にあたっては、年齢バランスを考慮すること。施設長（園長）を除き、常勤の正規職員のうち、保育士資格取得後、5年以上の保育実務経験がある保育士を半数以上配置すること。常勤保育士の配置基準は、以下のとおりとする。

区 分	基 準	備 考
0 歳 児	職員一人に対して児童 3 人	
1 歳 児	職員一人に対して児童 5 人	都要綱基準 6 人
2 歳 児	職員一人に対して児童 6 人	
3 歳 児	職員一人に対して児童 20 人	15 人の場合、公定価格加算あり
4・5 歳児	職員一人に対して児童 30 人	
休憩保育	定員 90 人以下の施設に 1 人	
充実保育	定員 91 人以上の施設に 1 人	
朝・夕保育	2 人	
延長保育	延長保育を実施する施設に 1 人	
障 害 児	職員一人に対し児童 2 人以下	障害児保育実務経験者を配置

- ③ 調理員は、3 人（0 歳児定員が 6 人以上の施設については 4 人）を配置すること。調理員は、乳児及び幼児の集団給食の経験を 1 年以上有すること。

#### 4 その他運営に関する条件

- ① 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつサービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備し、安定した質の高いサービスを行うこと。
- ② 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、利用に関する説明に努め、質の高いサービスを提供すること。
- ③ 自園内での調理を実施すること。また、乳児及び幼児の集団給食の経験を 1 年以上有する栄養士を確保している等、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。
- ④ 「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童（障害児）を保育する場合は、区の職員配置基準により障害児保育の経験がある職員を配置するとともに、必要に応じて専用のスペース（障害児室等）を確保し、保育に支障がないよう努めること。
- ⑤ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。
- ⑥ 11 時間開所に加え、延長保育事業を実施すること。延長保育の時間及び定員、保育料等については、提案事項とする。

#### 5 整備費補助（予定）

施設整備費の補助については、「杉並区私立保育所施設整備補助金交付要綱」に基づきまず（詳細は、国や都の補助体系によります。区独自（単独）の補助はありません。）。



## 6 運営に係る費用

子ども・子育て支援法に基づく保育所への給付（利用者負担控除後）に加え、区の運営加算を「杉並区保育扶助要綱」、「杉並区私立保育所運営費加算金交付要綱」及び「杉並区零歳児保育実施要綱」に基づき行います。

## 7 保育士等人材確保の支援

平成28年度当初予算に以下の助成に係る予算を計上しています。別途定める補助要綱に基づき助成を行います。なお、上限額や助成率は変更となる場合があります。

### (1) 施設開設時における人材確保の支援

保育施設の開設に際し、保育士等職員募集・広告掲載等に係る経費を助成します（1施設当たり上限額：80万円）。

### (2) 保育人材の確保、定着及び離職防止に向けた支援

事業者が職員採用のために新たに宿舍を借り上げ、かつ当該職員がその宿舍に現に居住する場合、家賃の一部を助成します（平成29年度末まで実施予定）。

宿舍一戸あたり（月額）——対象経費（上限50,000円）×助成率（7/8）

## 8 施設整備に関する留意事項

### (1) 契約手続き

施設整備を行う場合の契約手続きについては、杉並区が行う公共事業の扱いに準じてください。

### (2) 地域住民等への対応

事業の実施にあたり、地域住民、町会関係者等への対応は、事業者が責任をもって行ってください。また、必要に応じて、区と協議してください。



## 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（抄）

(平成 16 年 5 月 24 日／雇児発第 0524002 号／社援発第 0524008 号／厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

## 1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げるものに限る。)又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

## 2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

## 3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
  - ① 建物の賃借期間が賃借契約において 10 年以上とされている場合
  - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) (4)の 1 千万円(1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃借施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2 分の 1 を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

## ○都市公園法

発令 : 昭和31年 4月20日 法律第79号

最終改正 : 平成26年 6月13日 号外法律第69号

改正内容 : 平成26年 6月13日 号外法律第69号[平成28年 4月 1日]

## (都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

## ○都市公園法運用指針（第2版） 【平成24年 4月 国土交通省都市局】

## 4. 都市公園の保存規定について（法第16条関係）

## (1) 趣旨及び基本的な考え方

都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有しており、緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要である。

このような趣旨から、法第16条に都市公園の保存規定が設けられ、従来は「都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」や「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとされてきたところである。

このため、従来より借地方式により都市公園が確保されてきているところであるが、貸借契約の終了等に際して当該都市公園を廃止することができるかどうかが明確になっていなかったことから、土地所有者からの借地について協力が得られにくい状況にあったところである。

平成16年の法改正は、公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることを明確にすることにより、例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境を整備し、借地方式による効率的な都市公園の整備促進を図るものである。

なお、平成16年の法改正により、法第16条第3号に「公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合」においても都市公園の全部又は一部を廃止することを可能とする規定を設けたところであるが、都市公園が土地収用法第3条に規定する収用対象事業であることには変わりなく、借地契約が終了した場合でも、土地所有者等の意向のみにより都市公園が廃止されるものではないことから、公園管理者の判断



が必要となる。

平成16年の法改正の施行前に貸借契約を締結し、都市公園として供用しているものについても、当該改正後の法第16条第3号は適用されるが、従前の借地公園のうち、正当な事由がない限り貸し付けの契約を更新することとされている借地公園等公園管理者が引き続き存置すべきと判断する都市公園については、貸借契約を更新する等により、引き続き都市公園の保存に努めることが望ましい。

## (2) 緑の基本計画との関係

緑の基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的なマスタープランとなるものであることから、借地公園についても、可能な限り、緑の基本計画の都市公園の整備の方針等に含めることが望ましい。

## (3) その他

賃借契約が終了し、都市公園を廃止する場合であっても、公園管理者が所有する公園施設の所有権は都市公園を廃止しただけで移動するものではなく、公園管理者である地方公共団体と土地所有者等との間で譲渡等の手続きが行われることとなる。

また、公園施設を国庫補助事業で整備する場合、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律が適用されることについても留意しておく必要がある。

## (参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。